

令和2年12月4日 開 会
令和2年12月14日 閉 会
令和2年12月 定例会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和2年第10回(12月)川南町議会定例会会期表〔11日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	12月4日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第2日	12月5日	土	休会
第3日	12月6日	日	休会
第4日	12月7日	月	議案熟読
第5日	12月8日	火	本会議(一般質問:6人)
第6日	12月9日	水	本会議(議案質疑・委員会付託) 常任委員会
第7日	12月10日	木	本会議(議案第77号上程・提案理由説明・質疑・委員会付託) 常任委員会
第8日	12月11日	金	常任委員会
第9日	12月12日	土	休会
第10日	12月13日	日	休会
第11日	12月14日	月	本会議(委員長報告・討論・採決)

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号（ 12月4日 ）

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
議案上程・提案理由説明(報告第11号)	4
質疑・討論・採決(報告第11号)	5
議案上程・提案理由説明(議案第65号～議案第71号)	7
議案上程・提案理由説明(議案第72号～議案第76号)	9
散 会	13

第2号（ 12月8日 ）

本日の会議に付した事件	14
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	15
開 議	16
一般質問	16
1 中津 克司	16
2 蓑原 敏朗	27
3 川上 昇	40
4 児玉 助壽	53
5 河野 禎明	59
6 内藤 逸子	62
散 会	72

第3号(12月9日)

本日の会議に付した事件	73
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	74
開 議	75
議案質疑・委員会付託(議案第65号)	75
議案質疑・委員会付託(議案第66号)	75
議案質疑・委員会付託(議案第67号～議案第68号)	76
議案質疑・委員会付託(議案第69号)	76
議案質疑・委員会付託(議案第70号)	77
議案質疑・委員会付託(議案第71号)	77
議案質疑・委員会付託(議案第72号)	80
議案質疑・委員会付託(議案第73号～議案第74号)	96
議案質疑・委員会付託(議案第75号)	97
議案質疑・委員会付託(議案第76号)	97
散 会	98

第4号(12月10日)

本日の会議に付した事件	99
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	100
開 議	101
議案上程・提案理由説明・議案質疑・委員会付託(議案第77号)	101
散 会	105

第5号(12月14日)

本日の会議に付した事件	106
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	107
開 議	108
委員長報告・討論・採決(議案第65号～議案第71号)	108
委員長報告・討論・採決(議案第72号～議案第77号)	114
議員派遣の件について	123
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について	123
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	123
閉 会	123

川南町告示第164号

令和2年第10回(12月)川南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年12月1日

川南町長 日高昭彦

- 1 期日 令和2年12月4日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	河野 禎明 君	2番	谷村 裕二 君
3番	中津 克司 君	4番	蓑原 敏朗 君
5番	徳弘美津子 君	6番	児玉 助壽 君
7番	竹本 修 君	8番	米田 正直 君
9番	内藤 逸子 君	10番	川上 昇 君
11番	中村 昭人 君	12番	福岡 仲次 君
13番	河野 浩一 君		

○ 不応招議員(なし)

令和2年第10回(12月)川南町議会定例会会議録

令和2年12月4日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

令和2年12月4日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(徳弘 美津子・児玉 助壽)
- 日程第4 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第65号 川南町課設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第66号 川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第67号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第68号 川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第69号 川南町介護保険条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正について
- 日程第10 議案第70号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第11 議案第71号 町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の受託について
- 日程第12 議案第72号 令和2年度川南町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第13 議案第73号 令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第74号 令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第75号 令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第76号 令和2年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	岩切 拓也 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	大塚 祥一 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長(河野 浩一君) おはようございます。

ただ今から令和2年第10回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から14日までの11日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から14日までの11日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、徳弘 美津子君及び児玉 助壽君を指名します。

日程第4、報告第11号専決処分の報告についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) おはようございます。

報告第11号は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容に関しましては、専決処分書にありますとおり、令和2年11月6日に町道北番野地・美国ヶ池線の起点部である国道10号線より東に約200m付近において、舗装が剥げ陥没しているところを通過した車両のタイヤが落ち込み、タイヤ及びホイールを破損させたものであります。損害賠償金は、69,200円で、本町が加入しています損害賠償保険から支払われています。

以上で報告を終わります。

○議長(河野 浩一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 町道の陥没と言われましたが、その後この保険で車は修理されたと思いますが、道路の修理についてはどうなっているのでしょうか。

○建設課長(大山 幸男君) ただ今の内藤議員の御質問にお答えいたします。11月6日の午後6時半頃にですね、この事件が発生したということで、本人からですね、11月10日火曜日なんですけど、午後1時頃に、すいません、12時40分頃に本人より連絡がありまして、午後1時半頃にですね、現場に行って、その穴をですね、補修した、埋めたところでございます。以上です。

○議長(河野 浩一君) 他に質疑はありませんか。

○議員(川上 昇君) あの、ただ今説明があったんですけども、連絡があってその日にすぐ、補修したということですが、おそらく何か、道具を持って行って埋めたということなんでしょうが、その穴の深さ大きさ、それから相手方の怪我とかはなかったのでしょうか、伺います。

○建設課長(大山 幸男君) ただ今の川上議員の御質問にお答えいたします。舗装の剥がれた穴の程度なんですけれども、幅が40センチ、長さが60センチ、深さが8センチほどの穴でございました。で、運転者等にですね、怪我等はございませんでした。以上です。

○議長(河野 浩一君) 他に質疑はありませんか。

○議員(徳弘 美津子君) このように道路の陥没があった場合、修理ということですが、私もちょっとよく皆さんから、ここ穴が開いてるからどうしたらいいとって言われるので、町に言っているんだよって言うんですよね。なかなかその、普通に道路にちょっと穴が開いてる部分が、これもいきなりこの穴ではないと思うんです。だんだん大きくなっていったものだと思うんですよね。小さいうちに一報があるといいのかなと思うんですが、そういった場合町民の人が、なんか電話をかけにくい雰囲気があるのかな、だから広報活動として、町はなんしちょっちゃるかていいやるけど、いやいやそんな、町がその全部の道路を見ることはできないので、皆さんが教えてあげればいいんですよとは言っていくんですが、ぜひそういうことが少しでも未前に防げるように、広報活動ですね、日々無線の中で、ある場合はそういう、たまに聞くこともあるんですけども、その活動であるとか、例えば自治公民館とかでもそういう集まりのときにそういう方法、館長さんにもそういうことを教えてもらって、ぜひそういう教えてほしいってことをやってほしいなあと、一つですが、ある人が、道路がわりして、タイヤがパンクしたことがあるわって言うんですね、でこの補償の範囲ってものは、本人が届ければ全てのを補償してあげられるものなのか、てことを伺います。

○建設課長(大山 幸男君) ただ今の徳弘議員の御質問にお答えいたします。そうですね、広報活動がまだ足りなかったという反省もございますので、広報等ですね、やっていきたい

と思います。今回のですね、補償なんですけれども、実際修理が138,400円かかっておりまして、見積もりがですね、保険会社との責任割合等について相談をいたしまして、今回は過失割合が5対5ということで、自分の方で半分を保証させていただいたということでございます。町道で事故に遭われたとき、金額についてはその保険会社等が入りまして、話し合っ
て決めるというようなことになっております。今回もですね、5割ということで相手方の方にも納得していただいたところでございます。以上です。

○議員(徳弘 美津子君) そしたら半分以上本人負担だということではないんですか。本人の過失がやっぱりあるものなんですね。道路が、その具体的なことをちょっと教えてもらっていいですか。本人の過失がどんなものがあつたものかというのを。

○建設課長(大山 幸男君) 再度お答えいたします。道路交通法第70条にですね、安全運転の義務ということがございまして、そのへんでですね、今回は5対5ということになったということでございます。以上です。

○議員(徳弘 美津子君) したら安全上の義務の中で、本人が負担しなさいと、例えば真っ暗で分からなくなっても、もちろんライトの範囲があるからそこを見極めなさいということで、相手方も納得をされるわけですね。

○建設課長(大山 幸男君) そうですね。6時半ということで、また雨も降っていてですね、確認しづらかった状況であつたということでございますが、この1件だけではなかつたということもあろうかと思ひます。相当な台数がこういうことになつたのであれば、過失割合というものも変わってくるのかと思ひますけれども、今回は5割ということで納得いただいたところでございます。以上です。

○議長(河野 浩一君) 他に質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 町の公共施設の整備不良によるですね、こうした事案の専決処分が毎年2、3回提案されるわけですが、その都度点検整備するようにお願いしておるわけですが人身事故の場合はですね、専決処分で済まない、取り返しのつかない事案もありますので、財政的な問題もあると思ひますが、常時点検整備してですね、利用者の安心安全を確保するように今後とも努めてもらいたいと思ひております。

○議長(河野 浩一君) 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。

報告第11号専決処分の報告について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第11号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第11号専決処分の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、議案第65号川南町課設置条例の一部改正について、日程第6、議案第66号川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第67号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第8、議案第68号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第69号川南町介護保険条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正について、日程第10、議案第70号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、日程第11、議案第71号町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の受託について、以上、7議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本7議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) それでは、議案第65号から議案第71号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第65号は、平成23年3月に策定した第5次長期総合計画の終期が本年度末までとなりますが、この間、ふるさと納税制度の推進、有益な各補助事業交付金事業の活用、有効的な目的別基金や起債を活用して、減災防災事業、地域活性化拠点施設整備事業、総合福祉センター建設事業などの政策に取り組んできたところです。今後も厳しい財政状況が予想されることから、安定した財政運営に努め、公共施設を中心とした町財産を計画的に効率よく機能管理するため、川南町課設置条例の一部を改正し財政経営部門を担当する財政課の設置を行うものです。

次に議案第66号は、町職員の特殊勤務手当の区分のうち、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した場合の特殊勤務手当の特例を追加するものです。想定される業務としましては、新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設での業務従事等であり、金額につきましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための人事院規則の特例を参考に定めております。

次に議案第67号は、令和3年度から、給与所得控除及び公的年金等控除について、一律10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされたことに伴い、所得情報を活用している国民健康保険税の軽減判定において、不利益が生じないよう見直しを行うた

め、川南町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

次に議案第68号は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条が第26条に繰り下がったため、川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものです。

次に議案第69号は、地方税法等の一部を改正する法律の施行により租税特別措置法の一部が改正されたことに伴い、延滞金に係る特定基準割合を延滞金特例基準割合に改めるため、川南町介護保険条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部を改正するものです。

次に議案第70号は、地方自治法第252条の7第2項の規定により、情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体に一ッ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団を加えるとともに、西都児湯情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に議案第71号は、町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の受託について、高鍋町及び都農町と地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、協議により規約を定めたいので、同条第3項の規定において準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上7議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(河野 浩一君) 補足説明があれば、これを許します。

○総務課長(新倉 好雄君) 議案第65号につきまして、その補足説明を申し上げます。人口減少・少子高齢化、高度情報化社会、住民ニーズの多様化など地方自治体を取り巻く環境が変化する中、限られた予算の中で各種政策を継続していくためには、堅実な財源確保、財政運営及び財産管理が重要であります。特に、昭和後期から平成初期においてインフラ整備された数多くの公共施設は老朽化が進んでおり、日常の維持管理に加え、今後は大規模改修や建替更新などに多額の資金が必要となることが予想されます。長期的な視点でこれら公共施設の更新、統廃合及び長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減及び平準化を図る必要があります。このような課題を機能管理するため、財政課の事務分掌としましては、財政計画、予算編成を担当する財政係。入札契約、町有地及び町有財産の総合調整を担当する管財係。庁舎、町有公園及び施設など、町公共施設個別施設計画に基づいた運用を調整担当する公共施設係で構成いたします。また、今回の一部改正に伴い事務分掌が変更となるものについて、附則により関係する条例の一部を改正しております。

以上で、補足説明を終わります。

○税務課長(大塚 祥一君) 議案第67号につきまして、その補足説明を申し上げます。国民健康保険税には、所得に応じて7割、5割及び2割軽減があり、その判定については、

住民税の所得情報を活用しています。令和3年度から住民税の給与所得控除及び公的年金等控除が一律10万円引き下げられることから、7割、5割及び2割軽減の判定基準をそれぞれ10万円引き上げるとともに、給与所得者及び年金所得者の被保険者が2人以上の世帯について、調整することとしています。この改正により、これまでと同じ収入であれば、同じ軽減措置が受けられることになり、不利益が生じることはありません。

以上で、補足説明を終わります。

○農地課長(三好 益夫君) 議案第71号につきまして、その補足説明を申し上げます。この事業は、令和3年度から新規採択町営土地改良事業として、川南町、高鍋町及び都農町が事業主体となって、国営事業で造成された切原ダム及び青鹿ダム等の基幹水利施設の管理を行うものです。各町がそれぞれ事務事業を実施することも可能ですが、事務の効率化を図るため川南町が高鍋町及び都農町から事務の委託を受け事務事業を実施するものです。事務の委託の内容につきましては、別添の町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の委託に関する規約(案)のとおりとなります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(河野 浩一君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第12、議案第72号令和2年度川南町一般会計補正予算(第7号)、日程第13、議案第73号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、日程第14、議案第74号令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第15、議案第75号令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)、日程第16、議案第76号令和2年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)、以上、5議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本5議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第72号から議案第76号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第72号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ143,520千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12,726,250千円とするものでございます。それでは、第1表の歳入から御説明いたします。町税は、25,820千円の増額で、町民税現年課税分の増額及び軽自動車税環境性能割の減額によるものであります。国庫支出金は、7,270千円の増額で、一時預かり事業補助金及び個人番号カード利用環境整備費補助金が主なものであります。県支出金は、8,665千円の増額で、一時預かり事業補助金、鳥獣被害防止対策推進事業補助金及び畜産バイオマスエネルギー利活用支援事業補助金が主なものであります。寄附金は、200千円の増額で、企業版ふるさと納税であります。繰入金は、51,008千円の増額で、財政調整基金繰入金の増額と次代を担う人づくり基金繰入金の減額が主なものであります。諸収入は、2,657千円の増額で、過年度精算金が主なものであります。町債は、47,900千円の増額で、

緊急防災・減災事業債であります。次に、歳出につきまして御説明いたします。総務費は、32,243千円の増額で、主なものにつきましては一般企画事業土地購入費21,860千円、定住促進持家取得助成金2,484千円であります。民生費は、37,958千円の増額で、主なものにつきましては障害福祉管理事業国庫支出金返還金15,152千円、児童福祉・子育て支援の充実一時預かり事業補助金11,031千円であります。農林水産業費は、56千円の減額で、主なものにつきましては漁業経営持続化緊急支援事業補助金1,650千円の計上、口蹄疫復興記念事業補助金2,500千円の減額であります。商工費は、26,668千円の増額で、主なものにつきましてはコロナ対策電子地域通貨ポイント付与報償費76,000千円の計上、経営持続支援事業支援金47,750千円の減額であります。土木費は、2,164千円の減額で、主なものにつきましては道路維持管理業務委託料5,000千円の計上、運動公園再整備事業委託料10,000千円の減額であります。消防費は、48,733千円の増額で、主なものにつきましては消防・防災対策として通浜地区避難路整備工事48,000千円であります。公債費は、1,121千円の増額で、償還金元金及び長期債利子であります。このほか、1款議会費から10款教育費まで、それぞれ職員手当等を減額しています。第2表繰越明許費補正は、48,400千円の計上で、通浜地区避難路整備工事を追加するものであります。第3表債務負担行為補正は、ふるさと納税特産品発送事業(令和2年度寄附分)の限度額を50,000千円と定め追加するものであります。第4表地方債補正は、緊急防災・減災事業債の限度額を314,200千円に変更するものであります。

次に議案第73号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,378,458千円とするものでございます。歳入は県支出金を26,244千円増額し、歳出は総務費を400千円、保険給付費を25,844千円それぞれ増額しました。

次に議案第74号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,438千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,812,278千円とするものでございます。それでは、歳入から御説明いたします。保険料は、850千円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け見込まれる減免額を計上しました。国庫支出金は、2,245千円の増額で、保険制度システム改修の国庫補助金が主なものです。繰入金は、3,043千円の増額で、保険制度システム改修に伴う一般会計繰入金が主なものです。次に、歳出について御説明いたします。総務費は、4,202千円の増額で、保険制度改正等に伴うシステム改修委託料であります。保険給付費は、341千円の減額で、介護サービス等諸費を減額しました。諸支出金は、577千円の増額で、償還金549千円が主なものです。

次に議案第75号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,661千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,756千円とするものでございます。歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料1,375千円を計上するものです。歳出の主なものにつきましては、畜産用水管理事業費の使用料及び賃借料1,183千円を計上するものです。

次に議案第76号は、収益的支出第1款第1項の営業費用から人事院勧告に伴う人件費825千円を減額し、支出の総額を349,044千円とするものでございます。第3条では、当初予算で予算第4条の2中、特例的収入及び支出として、営農飲雑用水事業特別会計の水道事業会計統合に伴う未収、未払金を見込み計上しておりましたが、決算の確定に伴い332千円、15,633千円に改めるものです。第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費54,797千円から人事院勧告に伴う人件費825千円を減額し、その総額を53,972千円とするものでございます。

以上5議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(河野 浩一君) 補足説明があれば、これを許します。

○まちづくり課長(山本 博君) 議案第72号のまちづくり課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

17～18ページをお願いします。2款1項6目企画費手数料567千円は、ふるさと総合文化公園南側の土地購入のための土地評価鑑定手数料です。土地購入費21,860千円は、中心部における価値ある環境づくりを行うため、令和元年度にトロントロンドーム北側の土地を購入していますが、隣接する更に北側の土地を川南町土地開発基金により取得しましたので、今回予算を計上いたしました。

19～20ページをお願いします。ガイドブック作成業務委託料990千円は、川南町子育て応援ガイドブックを増刷するための予算です。定住促進持家取得助成金2,484千円は、対象となる者で住宅建設・購入者が多かったため追加計上しています。消耗品1,120千円は、現在第3波到来ともいえる新型コロナウイルス感染症対策として小中学生を対象にマスクを配布するための予算です。川南気質と川南合衆国のロゴ・文字を入れて、子ども達に郷土というものを身近に感じてもらいたいと考えています。

33～34ページをお願いします。9款1項4目災害対策費15節工事請負費48,000千円は、通浜地区に避難路を整備するための予算です。課題であった通浜地区の中央部に避難路を整備することで、通山地区まで繋がり避難することができるようになります。併せて、工事に伴う水道管布設替えを行う必要があるため400千円の負担金を計上しています。

以上で、まちづくり課関連の補足説明を終わります。

○福祉課長(三角 博志君) 議案第72号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

23～24ページをお願いします。3款1項5目23節の償還金利子及び割引料22,728千円は、障害者医療費及び障害者自立支援給付費の令和元年度分実績に伴う国庫支出金返還金14,041千円及び県支出金返還金7,021千円が主なものです。2項1目19節の負担金補助及び交付金11,031千円は、石井記念十文字保育園、石井記念川南保育園、川南東保育園の私立3園が実

施している一預かり事業補助金を増額するものです。本事業の基本額に対する交付基準額が引上げられ、また、運営事務経費加算金が新たに交付されることとなり、合わせて1園当たり3,677千円を計上しました。

以上で、福祉課関連の補足説明を終わります。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 議案第72号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

27～28ページをお願いします。6款1項3目19節負担金補助及び交付金の鳥獣被害防止対策推進事業補助金1,360千円は、鳥獣被害が、当初見込みより増加しているため、追加計上するものです。6目19節負担金補助及び交付金の口蹄疫復興記念事業補助金2,500千円の減額は、新型コロナウイルスの影響で、予定していたイベントを中止したため減額するものです。

29～30ページをお願いします。6款3項1目19節負担金補助及び交付金の漁業経営持続化緊急支援事業補助金1,650千円は、漁協の漁船給油メーター更新費用の1/2を補助するものです。7款1項2目8節報償費のコロナ対策電子地域通貨ポイント付与報償費76,000千円は、新型コロナウイルスの影響で冷え込んでいる経済の活性化及び電子地域通貨の普及促進のため、12月1日現在、住民基本台帳に登録のある全町民に、ひとり当たり5,000円分のポイントをチャージした電子地域通貨カードを配布するものです。外食産業テイクアウト活性化事業につきましては、テイクアウトを推進するため、ホームページの作成、スタンプラリーの実施を計画しておりましたが、商工会等が、テイクアウト用のホームページを作成しており、町がテイクアウトを推進する必要がないと判断し、消耗品費からテイクアウトスタンプラリー業務委託料までの合計2,757千円を減額するものです。19節負担金補助及び交付金の経営持続支援事業支援金47,750千円の減額は、持続化給付金の対象とならない売上減少率が、20%から50%未満の商工業者を支援するため一律150千円、400事業者分、60,000千円の予算を計上しておりましたが、11月25日現在、申請件数18件、2,700千円を支出しております。新型コロナウイルス第3波の影響による減額を考慮し、65件分、9,750千円分を残し、残りの47,750千円を減額するものです。

以上で、産業推進課関連の補足説明を終わります。

○建設課長(大山 幸男君) 議案第72号の建設課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

31～32ページをお願いします。8款2項2目道路維持費の13節委託料5,600千円のうち5,000千円は、町道維持管理業務委託料が不足するため計上するものです。登記測量委託料600千円は、9月議会で可決されました、町道さくらが丘中線の分筆登記測量費です。17節公有財産購入費200千円は、土地購入費で町道唐瀬・登り口線登り口地区で町道脇の排水路が民地上にあることが判明したため購入するものです。

次ページをお願いします。3項5目都市公園費の13節委託料10,000千円の減額は、運動公園再整備委託料で新型コロナウイルス感染拡大に伴い、宮崎県で開催される国民スポーツ大会が1年延期になったことによるものです。4項1目住宅管理費の11節需用費の修繕料2,200千円は、町営住宅修繕費が不足する見込みのため計上するものです。

以上で、建設課関連の補足説明を終わります。

○議長(河野 浩一君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前9時45分散会

令和2年第10回(12月)川南町議会定例会会議録

令和2年12月8日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和2年12月8日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

発言順序

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 中津 克司 君 | (1) 中学校の統合、新設について
(2) ふるさと納税制度について |
| 2 | 蓑原 敏朗 君 | (1) 第1期総合戦略を次にどう繋げるか
(2) スマートインターチェンジ対策
(3) 畑かんの今後の展開は
(4) 運動公園整備計画 |
| 3 | 川上 昇 君 | (1) 校長住宅の管理について
(2) 防犯対策事業について
(3) 農業用施設の用に供する宅地の評価方法の変更について
(4) 次代を担う人づくり基金事業(中学校)について
(5) 広報・広聴活動の推進事業について |
| 4 | 児玉 助壽 君 | (1) コロナ禍での外国人技能実習生の受け入れ対策について
(2) アグリストリームキムラファーム倒産問題について |
| 5 | 河野 禎明 君 | (1) 乗り合いタクシーの早期導入について |
| 6 | 内藤 逸子 君 | (1) 中学校の統廃合について
(2) 国保税の引下げはできないか |

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	岩切 拓也 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	大塚 祥一 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長(河野 浩一君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするよう願います。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は、通告書の提出順としますが、米田正直君、竹本修君、徳弘美津子君、谷村裕二君より、一般質問取下げ申出がありましたので、これを許可し、質問の順序を繰り上げることとします。

まず、中津克司君に発言を許します。

○議員(中津 克司君) おはようございます。

コロナ禍での高病原性鳥インフルエンザの県内発生拡大、防疫対策の徹底に尽力をしておられる方、関係者の方々、また寒い中、消毒ポイントでお骨折りいただいている皆様に敬意を表します。感染拡大しないことを祈るばかりです。

新聞に、「一般質問は10人登壇予定だったが、このうち4人が鳥インフルエンザ対策に専念できるよう取りやめた」との記事、正直カチンときました。じゃあ、私はじめ、登壇する6人は何なのか。私は、住民の代弁者として意義あるものにしたいと考えています。

では、一般質問通告書に基づき、質問します。

質問事項1番目です。中学校の統合、新設について伺います。

中学校の統合、新設につきましては、令和元年8月2日、令和2年6月15日、8月3日と、3回にわたる勉強会にて、場所はふるさと文化公園、開校は令和8年3月との説明を頂いたところでした。

9月議会の一般質問で同僚議員より、町民に勉強会で配布された図面持参で説明したところ、大きな反響があったと報告されました。また、アンケートの詳細な数字も示され、町民合意が得られていないとの指摘もありました。これは、民意が届いていない調査であると考えます。

町長答弁は、公園周辺の詳細な調査を行い、学校再編検討委員会で検討し、案をつくって説明するとのことでした。

副町長・教育長は、運動公園、文化ホール、図書館施設の有効活用も図れる、生徒にとって豊かな教育環境をつくりたいとの答弁でした。

運動公園には、400メートルトラックの陸上競技場、野球場、屋根付多目的運動場、テニスコート、弓道場、50メートル8コースのプール、そして高森近隣公園を有し、実現すれば全国に類を見ないすばらしい中学校になります。

私は、統合はやむを得ないと思います。しかし、気になるのは、物事の順序が後先になっ

ていることです。町全体に係る中学校の再編整備計画を策定するためには、保護者、地域住民の理解が不可欠で、建設適地も候補地を示して検討し決定することが必要だと考えます。そうすることで、新中学校を地域全体で支えることが期待できます。私は、これが一般的な進め方だと思います。

それが説明では、既に場所、開校予定時期まで決まっています。多くの町民が疑問に思う場所、開校時期の決定ですが、いつ、どこで、どのようなメンバーで協議され、決定されたのか、質問します。

中学校の統合、新設についての関連事項、2番目のふるさと納税制度についての質問は、質問者席にて伺います。

○町長(日高 昭彦君) おはようございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

中学校について、これまでの経過を含めてお話をさせていただきますが、まず平成28年3月に策定をいたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、初めて学校の統合、新中学校建設ということと言及をさせていただいたところでございます。これまで5年近くにわたり、様々な角度で協議を重ねてきたところであります。

その中で、幾つか挙げますが、同じ年の平成28年に小中学校の校区ごとに座談会を開催をいたしました。そして、その後、その年に保護者のアンケートを行い、意見の集約を進めてまいったところであります。

それから2年後、平成30年9月、教育委員会としての意見をまとめいただくための組織として、学校規模適正化審議会設置条例を、議員の皆様で、ここの議会で可決を頂きまして、15名で構成された審議会に諮問を行い、その年度、平成31年3月に、統合はやむを得ないという答申を頂いたところでございます。それを受けて、その年の5月、つまり元号が変わりましたので、令和元年5月から、設置場所等の協議を始めております。

幾つかの候補の中で、多くの条件、例えば通学の距離であるとか、上下水道等の各種の設備、また近隣の環境、利用できる補助事業等、それともう一つは、まちづくり全体としての方針、つまり中心拠点に住民の健康につながる、または活性化につながる新たな人の流れをつくり出すということを総合的に判断しまして、令和元年7月に行政経営会議、つまり役場としての意見を統一したところでございます。

その翌月8月に議会に報告をさせていただき、測定の予算を行い、具体的な測量に着手をしたところであります。

そして、測量結果を基に、令和2年、今年の8月に議会に報告をいたしまして、PTA会長会、それから学校再編検討委員会、広聴会を経て、現在座談会ということで行わせていただいています。残念ながら6つの座談会のうち、2つのみで、現在はまだ中止と。また次の計画を考えているところでございます。

○議員(中津 克司君) 勉強会での説明、9月議会定例会の答弁内容に従って質問しま

す。

9月議会定例会における同僚議員の質問に、町長は、学校再編検討委員会というところで検討して、案をつくって説明すると答弁されました。また、宮日の11月21日、「川南中学、統合へ向け協議」という新聞には、10月末に同委員会の第1回会合を開いたということが載っております。いつ検討委員会を開催されたのか、伺います。

○副町長(押川 義光君) 中津議員の御質問にお答えいたします。

学校再編検討委員会の開催日でございますが、令和2年10月26日に開催しております。ちなみに、学校再編検討委員会の委員長ということで、副町長であります私が、委員長ということで会議を進めているところでございます。

以上です。

○議員(中津 克司君) 川南町学校再編検討委員会設置要綱によると、設置、第1条、所掌事務、第2条に、町立学校再編計画に関する事項を調査及び検討するとあります。組織、第3条では、代表教育委員はいますが、その他必要と認める者はいませんので、ほぼ身内の会議になっていると思います。

報告、第7条、会議が終了したときは、委員長は、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならないとあります。委員長は、いつ報告されましたか。伺います。

○副町長(押川 義光君) 中津議員の御質問にお答えいたします。

第1回目の会議でございますが、10月26日と先ほど申しましたとおりでございますが、この内容につきましては、教育委員会自体に、第1回目の会議の中身につきましては、正式な形で報告はしていない状況でございます。といたしますのが、第1回の会議は、まずメンバーの初めての会議でございます、今後の内容協議の方針案を示したという状況でございます、具体的にこの中でいろんな内容が決定したということではございませんでしたので、現段階では、教育委員会のほうに正式な形で報告書というのを上げている状況ではないという状況でございます。

以上でございます。

○議員(中津 克司君) では、質問します。

現在中止になっていますが、令和2年度行政座談会資料によると、子供たちに魅力ある教育環境を提供するため、本町の中学校2校を一つに統合します。子供の数の推移、新中学校建設の検討について、経緯、ここで令和2年10月、第1回中学校再編検討委員会、第1回臨時PTA会長会を開催という項目が出てきます。そして、新中学校建設の候補地について明記してあります。

たった1回の委員会開催、それで、委員に求められている調査及び検討が十分検討をしたと言えるのか。さきの答弁では、内容を協議をしたということですが、町民にこの項目のような説明をするのに、町民に対して、たった1回の会議で説明する。私は失礼であるというふうに思いますし、委員会で十分もんだ上で、会の説明と答弁しています。私は、結論あり

き、形式だけの委員会だったのではないかと推測します。

これ、議事録を頂きたいと思いますが、よろしいですね。よろしいかどうか。

○副町長(押川 義光君) 中津議員の御質問にお答えいたします。

まず議事録をとということでございますので、それにつきましては、要点筆記をしておりますので、開示できますので、はい、そうしたいと思います。

それから、たった1回のこととございまして、これを基点に、今から再編検討委員会の内容を十分煮詰めていくと。先ほど言われました調査検討を再度行うということでございまして、その結果を現在座談会の中で、座談会といいますか、その結果につきましては、令和3年5月をめどに、また住民に報告するというので、座談会でもそのようなお話をしているところでございますので、1回で終わるということでは全くございませんので、そこは御了解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員(中津 克司君) 当たり前ですよ。1回で終わらうなんて考えたら大きな間違いだと思います。では、これは合併ありきということで、推測ということを申し上げましたので、推測する根拠を示します。

副町長の答弁から気づいた点を示します。「新たな学校というのが、一番いいのではないかという結論に達しまして」と答弁されました。結論というのは、協議の結果、最終的に下される判断、意見と、私は理解しています。いつのどういう協議会の結論か、伺います。

○副町長(押川 義光君) 中津議員の御質問にお答えいたします。

今までの平成28年からずっと座談会、いろんなことにタッチしてまいりました。その中で、やはり唐瀬原中学校、国光原中学校、それぞれの学校のそれぞれの伝統がございますし、それぞれの思いがございます。

やはりほかの串間辺りの事例、大分の辺りの事例、いろんな事例を考えますと、統合する中で大きなところに吸収されるということに対しては、非常に住民の皆様方の抵抗感があると。当然2つの学校がありますので、一つにするというのはなかなか住民感情として非常に抵抗があるということを経験したときに、やはり統合という答申は頂きまして、その中で考える中では、新しい中学校を設けるべきが、一番最大ではないかというふうな判断を、やはり28年からずっと御意見を頂く中で判断しているところでございます。

以上でございます。

○議員(中津 克司君) いつのどういう協議の結論かということを知っています。

○副町長(押川 義光君) 中津議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申しましたとおり、町長が申されました28年3月に総合戦略をつくった段階からずっと、会議等につきましては、28年7月から8月にかけての座談会、それから学校再編のアンケート、28年11月に行っております。29年1月、2月の座談会、それから教育委員会での議論、あるいは学校適正化審議会等の議論の内容、それから令和元年からの5月から6月

にかけて、まちづくり課において庁内協議を行いました。

それから、元年7月、行政経営会議で統合と場所を決定したと、こういう会議を経て決定してきたという経緯でございます。

以上でございます。

○議員(中津 克司君) 同様に、「計画上は、現段階ではやはり中央部に持ってくるのが、一番望ましいという結論に達したわけでございます」と答弁されました。いつどいう協議の結論か、伺います。

○副町長(押川 義光君) いつどの会議で最終決定したのかという御質問でございますけれども、先ほどの、令和元年5月から6月にかけての庁内協議、それから元年7月にかけての行政経営会議で、最終的に町側の意見としては、町の中心部がいいのではないかとという結論に達したということでございますので、この会議ということになります。

○議員(中津 克司君) 再編検討委員会では、町立学校再編計画に関する事項を調査及び検討するため、これを設けておりますけれども、これ、再編検討委員会に対する越権行為じゃないんですか。

○副町長(押川 義光君) 中津議員の御質問にお答えいたします。

再編検討委員会におきましては、学校自体の校舎の配置から運動場の配置、そして生徒がいろんな活動をされるその附属の施設、それから学校環境、教育環境をどうつくっていくのかと。そういう中身について学校再編検討委員会で協議することとなっておりますので、先ほどのことにつきましては、越権行為ではないというふうに私たちは判断しているところでございます。

○議員(中津 克司君) 越権行為ではないということですね。では、次に行きます。また、「今後、学校再編検討委員会の委員長が私ということになっておりますので、施設の配置に関して厳しい面がありますので、用地買収も含めて検討していくということで考えております」と答弁されました。再編検討委員会には、固定資産取得まで権限移譲されているのか、伺います。

○副町長(押川 義光君) 再度お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、再編検討委員会の中では、学校の教育環境がどのようにあるべきかというのを基本的にやはり考えております。その中で、現在与えられた施設の中で、総体面積の中でどうしても厳しいということになってくれば、やはり我々としては、再編検討委員会の中で教育環境の充実を図るというのが一番でございますので、万が一配置に非常に無理があるという判断をした場合には、そういうふうなことも含めて、やはり検討委員会の結果として、やはり伝えるべきだと。ですから、我々が直接それに携わるということではなくて、委員会としての意見としては、そのようなことも申すべきではないかというふうに思っておりますし、それがこの再編検討委員会の設置意義であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議員(中津 克司君) では、確認しますが、権限移譲をされているのかを伺っていますけれども、権限移譲はされていないわけですね。それでいいですね。

○副町長(押川 義光君) 中津議員の御質問にお答えいたします。

権限移譲ということではないというふうに判断しております。

○議員(中津 克司君) 勉強会にて、新設予定場所の案の航空写真、イメージ図が示されました。面積2,000から2,400平米、校舎脇に200メートルトラックの運動場、体育館は現在、教育課の入る建物の場所でした。計画では、校舎の場所は小高い丘の上で、子供たちも喜び、よい環境で勉強に励めると感じます。丘の上ですので、のり面があり、額面どおりの面積活用はできません。また、体育館は全体集会、入・卒業式等に活用され、風雨の日もありますので、校舎近くが望ましいと考えています。それに武道館、駐輪場も必要です。運動場は運動公園を有効活用すると答弁しているのですから、グラウンドを町民の方々と協議し活用すれば、十分にすみ分けはできます。中学生の日常が、最高の世代間交流の場になるのではないですか。いかがですか。

○副町長(押川 義光君) 再度お答えいたします。

中津議員がおっしゃるとおり、この場所で本当に町民も含めて有効に活用されることによって、町民の交流も含めて盛んに行われるということを念じておるところでございます。

以上でございます。

○議員(中津 克司君) できるかできないかの議論もあろうかと思えますけれども、懐深く、そこ辺は考慮していただきたいというふうに思います。

令和2年3月、町政運営方針にて、町長は「令和8年4月開校を目指している中学校統合による学校施設整備及びその周辺整備計画にも着手いたします」と述べられました。また、9月議会では、「私に関して言えば、公約の中に入れておりましたので、最終的にはどこかで政治判断というのは来るかもしれませんが」と答弁されました。これを聞いて私は、中学校問題は町長案件だと強く感じました。もしそうであるなら、町長の熱い思いを町民に伝えるべきです。まちづくり及び立地適正化計画策定について、首長たるもの堂々と自分の考えや思いを述べれば、人はついてくるものと思います。もちろん反対者もたくさんいます。熱意を示し、情報を発信する力が不足しています。いかがですか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの議員の激励と受け止めたいと思います。確かにトップであるもの、いかなることがあっても、やっぱり反対意見にもしっかりと耳を傾けて、その上で、やはり自分たちの思いは伝えるべきだと思っております。そのための手段として、いろんな場面で町民の皆様に説明するというのは、非常に一番大切なことであると感じております。

○議員(中津 克司君) 公約の中に入れておりましたのでというふうなことが答弁の中にありましたけれども、調べてみたところ、ちなみに、町長の選挙公約の中には、中学校の統廃合は入っておりません。対立候補は、学校統廃合問題について、対話を十分にした上で方

向性を考えるとありました。いかがですか。

○町長(日高 昭彦君) 確かに公約の中に入れたというのは言っております。いろんなところで話の中では出しておりましたが、議員の言われるとおり、書面では残しておきませんので、結果として、あのときの公約の中に明記はしてなかったというふうに訂正をいたします。申し訳ありません。

○議員(中津 克司君) 令和8年3月開校予定で、一学年4クラスと説明ありました。年度ごとに学年を追いかけてみますと、令和11年には一学年3クラスとなります。その後、現在0歳の子供まで続きます。新築3年目にして空きクラスが出る計画です。無駄のない令和11年開校は考えられないのか伺います。

○教育長(坂本 幹夫君) 中津議員の御質問にお答えします。

議員の言われますとおり、令和11年度から一学年3学級で推移する見込みでございます。ただ、令和8年に持ってきたのは、やはりこれから一学年4学級で多様なこともできるということで、令和8年に持ってきました。ただ、議員の言われるとおり、空き教室が当然出てきますが、今、例として考えられるのが、少人数の指導教室、2クラスを使つての指導教室、それから、地域と一体となった教育ということで、地域コミュニティールームの整備、あるいは、PTA会議室等、町民や保護者にとって有効に活用できるようにしたいと、現時点では考えているところでございます。

○議員(中津 克司君) じゃあ、次に行きます。

「朝もや晴れて国光の」、「緑の光窓に満ち」、両中学校とも長い歴史を刻み、それぞれの卒業生の思いがあります。すばらしい伝統を受け継ぎながら、どのように新中学校の校風を創造していくか伺います。

私は、部員10人、うち素人の女子2名で活躍した国中野球部に注目しました。自ら掲げた目標が全国制覇、そのために、野球、日常生活、学校生活に本気で取り組み、応援したくなる選手として人間的に成長し、相乗効果で学校全体の雰囲気もよいものにしています。また、保護者も子供に寄り添い、全面的に協力して高い評価を得ています。素直な子供たちに愛情を持ち臨機応変に熱心に指導する先生と外部指導者の存在も重要で、指導者の熱意によって子供たちは大きく成長します。3年間の中学生生活を全力投球して、子も親も充実した悔いのないものにするという国中野球部の取組は、ヒントになると思います。目指す新中学校像とはどのようなものかお伺いします。

○教育長(坂本 幹夫君) 中津議員の質問にお答えします。

議員の言われますとおり、両中学校におきましては、これまで築いてきたすばらしい伝統がございます。また、地域の方々にとっても、それぞれに誇り、それから自覚、思い入れ等があります。そのことは十分承知してるところでございます。それがゆえに、それぞれのよき伝統を継承しつつも、新たな特色をつくり出すべく、中学校の在り方について、しっかりと検討をしていく所存でございます。

そのような現実を踏まえ、目指す中学校像は、令和を生きるこれからの子供たちに、夢に挑み学び続ける学校、仲間とともに切磋琢磨する学校、地域とつながり地域とともに歩む学校、そして、今日が楽しく明日が待たれる誰もが行きたくなるような魅力ある学校、そのような特色ある中学校教育の実現を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員(中津 克司君) 施設整備計画について伺います。

先ほど申し上げましたとおり、校舎、体育館、武道館、駐輪場等は敷地面積からして1か所が望ましいと考えます。一例ですが、町の図書館施設の有効活用も答弁されましたが、学校図書館法で設置義務があります。両中学校に類似した図書が多数あると思います。町図書館との関連も含めて、どのように対応される考えか。また、ほかにも学校副資材等も重複しております。そこ辺も含めて、どのようにお考えかお伺いします。

○教育長(坂本 幹夫君) 中津議員の御質問にお答えします。

教育施設の施設整備計画ということでございますけれども、新中学校の施設整備に関しましては、今後具体的に計画を策定し、進めていくことになると思います。しかし、一番大事なのは、何よりも学びの主体である子供たちにとって、魅力的な教育環境を整備することが大切であると考えています。先ほど言われましたように、唐瀬原中学校にも五千数百冊の図書、それから、国光原中学校におきましては、6,000を超える蔵書数があります。合計1万2,114冊ということになりますけれども、この蔵書数もうまく新中学校に活用しながら、あるいはまた、今後は地域コミュニティーという形でも活用できるのではないかと、今のところは考えているところであります。

それから、学校施設は、子供たちの学習生活の場ではありますけれども、台風とか、地震とか、自然災害時には地域の避難場所としての役割も果たしますので、防災機能の強化にも努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員(中津 克司君) 統合後の両中学校の跡地、施設活用についてどのようにお考えかお伺いします。

○総務課長(新倉 好雄君) 中津議員の御質問にお答えいたします。

仮に統合した場合の両中学校の跡地利用についての御質問かと思いますが、現在のところは、どういうふうに活用するかは白紙ではございますが、比較的建設年度の新しい体育館等は、いろんな形を想定して、町民の方に利用していただけるような方法が取れるのではないかなというふうに現在は考えているところでございます。

以上です。

○議員(中津 克司君) 一案ですが、私は川南ラグビークラブ設立から関与し、町民の皆さんに育てていただきました。50年経過する現在も、県内最強チームとして、九州トップクラブリーグで活躍し、全国クラブ大会に出場して川南の名を広めていることは御承知のと

おりです。国道10号線に近い国中グラウンドの維持管理、空き教室をクラブハウスとして有効活用する案はいかがでしょうか。

また、先ほどの答弁の中にもありました両中学校、すばらしい体育館があります。スポーツランド構想、そこ辺も夢が広がるのではないのでしょうか。お伺いします。

○総務課長(新倉 好雄君) 中津議員の御質問にお答えいたします。

御質問、御意見にありましたように、確かに面積的に非常に多い面積を有しておりますので、御意見にありましたような活用方法を、今後模索していきたいと考えております。様々な事業に活用できるものと思っております。

以上でございます。

○議員(中津 克司君) 令和2年度行政座談会は、コロナ禍で中断しています。同僚議員の質問に委ねようと考えましたが、質問を辞退されましたのでお伺いします。出席状況はどのような状況ですか。また、新中学校に関する意見・要望はどのようなものがありますか。お伺いします。

○まちづくり課長(山本 博君) 中津議員の御質問にお答えいたします。

座談会の参加者数でございますが、東小学校体育館で行われました座談会につきましては、38人の参加者でありました。次に、多賀小学校体育館で行われました座談会につきましては、35人の参加者でありました。

あと、どういった意見が出たかということでございますが、質疑の中でありました件を何点か申し上げたいと思います。

まず、「スポーツランド構想と中学校、その利用に当たって制限がかかるようなことはないか」という意見がありました。次に、「中心部に持ってくることで通学が心配である」と。「道路を造ってほしい」という御意見がありました。また、「現役世代の親がどう考えているのか、そこが一番大事じゃないか」ということがありました。次に、言われた方の「私の子供が対象になるということで、子供が少ないと部活もできないので、早めに進めてほしい」という内容の質疑がありました。

以上でございます。

○議員(中津 克司君) 中学校新設については、町民にとっては大きな関心事です。執行部、議会、町民が、主体である子供たちのために共有、協調をすることが不可欠です。いつ議会に提案されるお考えかお伺いします。

○町長(日高 昭彦君) 提案の時期という御質問でございますが、まず、来年、令和3年度から2年間かけて立地適正化計画というのを策定をいたします。基本的には、国庫補助事業を受けるために、町中心部に関するいろんな総合的な整備計画であると認識していただければと思いますが、その中に、今の計画では中学校も位置づけをしたいと考えておりますので、最低でもその間には提出をしたいと思います。できる限り、私としては早い時期に皆さんにいろいろ御提案をさせていただきながら、早い時期ができればなどは思っております。

す。

○議員(中津 克司君) では、質問事項2番目です。ふるさと納税制度についてお伺いします。

町長は、「10月から新しい業務体制がスタートしています。基本的な部分を民間に業務委託しました」と、フェイスブックにアップされました。どのような業者に何を業務委託されたのか伺います。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

基本的にふるさと納税制度というのは、本町としては、町を元気にするという目的で取り組んでいるところであります。今回の業務委託は、今までの行政事務の効率化を図りながら、目的の取組の一つである企業を誘致する、また雇用の創出、それから、空き店舗の解消、新たな事業への波及、そういうことで町の活性化を目指すものでございます。会社は、センコービジネスサポート株式会社といいます。延岡に本社がありまして、本町には、これまでもワンストップ特例申請等で実績がある会社でございます。

以上です。

○議員(中津 克司君) 9月議会一般質問で、寄付額、都城市が全国2位、都農町が6位。我が町にも自慢できる返礼品はたくさんある。隣町の躍進をどう思われるか質問しました。それに対して町長は、「先ほど言われました都城、都農は、しっかりと他の業者、他の商品も受け入れられるということは、非常に評価できるであろうと思いますし、私は、私の町は目標どおり進んでおりますので、それはそれで十分満足しているところであります」と答弁されました。ここで言われた他の業者とは、今度新しく業務委託された業者のことでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 意味合いとして、他の業者ちゅうのは、いろんな当時は都農、都城が伸びている頃は、ほかの町のものも扱っておられたようでございますし、都城に関しては、申し訳ありません、地元の焼酎と牛肉がメインだったと聞いておりますが、今回の企業に関しては、今までの職員の業務を効率的にするために、企画部門にも専任してもらって、事務的な作業に近い仕事をその会社をお願いするというところでございます。役場の職員でありますので、人事異動等があります。それがあっても、安定的にこの事業が続けられるような仕組みをつくりたいという思いで、今回そうさせていただいておるところでございます。

○議員(中津 克司君) 今ちょろっと出かけましたけども、他の商品も受け入れたとは何のことですか。

○町長(日高 昭彦君) すいません。そう言いましたかね。じゃあ、はっきり訂正いたします。川南町としては、地場産品、川南町のもので頑張るという方針でやってきておりました。すいません。違う言い方をしたかもしれません、基本的には町のものでやってきたつもりであります。今回は物ではなくて力を、そういう仕組みをお借りする、新しくつくり上げたというつもりでございます。

○議員(中津 克司君) 寄付額、平成30年、14億の目標に対し8億9,000万円、平成31年、10億の目標に対し8億4,000万円。31年間事業目標達成を求められ、人事考課される職場にいた私には、町長の目標どおり進んでいるので十分満足しているという言葉は信じられない言葉でした。重点取組である住民の所得向上、雇用の創出、後継者育成、そして何よりも大切な自主財源の確保の未達、これでは、民間に業務委託しても寄附額の大きな伸びは期待できないと思います。この町長の答弁、どういう意図があったのかお伺いします。

○町長(日高 昭彦君) 私の中の答弁としては、今町でつくられている、生産されているもの、それから今の体制の中でできる範囲のことをやったということで答弁をさせたつもりでございますが、議員が言われるとおり、やはり数字的に見れば、達成していないわけですから、そこはやはり議員の言われるとおりだと思います。ただ一つ、いろんなやり方があるというのは事実でありますし、言葉として私が十分に満足しているという言葉を使ったのは、それはやっぱり確かに議員の言われるとおりだと思います。危機感が足りない。そこはそのとおりだと思いますので、現状のところは、また必要があれば担当に答弁させますが、今年度は予定どおり進んでいるというふうに聞いております。

○議員(中津 克司君) わかりました。苦しい立場でしょうけど、トップたるもの、嫌われる勇気も時には必要です。ひとつ奮闘いただきますようお願いいたします。

都農町が業務している会社と財務課ふるさと納税担当者に会ってきました。株式会社ソフトツノという会社で、社員15人、若い人が配送に向け忙しく働いていました。今回、我が町も業者に業務委託しましたので、都農町、高鍋町と同じ土俵で戦えます。負ける理由がなくなったわけです。どう取り組むか伺います。

○会計管理者・会計課長(小嶋 哲也君) 中津議員の御質問にお答えします。

土俵が同じになったということはどう取り組むかということですが、ふるさと納税を通して、我が町は町を元気にするという明確な目標を持って取り組んでおります。そのために、先ほど議員が言われました事業者の所得向上、雇用創出、後継者育成等を目標に掲げているということで、その中で自主財源を確保していきたいというふうに考えているわけですが、今回、ポータルサイトとは違って、私たちの普段している業務、発注管理で固定化した業務を民間に委託することになりました。そのことによって、町の職員が機動的に動けるようになりまして、そういった機動的に動ける小回りの利く活動を通して、寄附額を募っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(中津 克司君) 大きな期待をしたいというふうに思います。

では、町長は、どのように指導力を発揮されるお考えか伺います。

○町長(日高 昭彦君) どのようにという質問でございますが、基本的に、職員に私の場合は頼んだことは任せております。最終的な責任は私が取るということで、必要があれば、その中身についてはその都度打ち合わせをしたいと思っておりますが、原則は今、職員が計

画していることをしっかりやるということを見守っていくつもりであります。

○議員(中津 克司君) では、今の答弁の関連ですけども、目標を達していない、計画している自主財源の確保ができなかった、それに対する町長の責任はどのように取られたのかお伺いします。

○町長(日高 昭彦君) 自主財源の確保ということでございますが、私が就任して10年になります。その間、当初から財政再建というのは大きな目標として掲げさせてもらいました。当初70億ぐらいだったかな、ちょっと数字は申しわけありません、忘れましたが、そういう計画の中で、基金の積立ても十分できておりました。前回の10年の計画、それから今の流れの中で、自主財源だけでいえばしっかりできたと思いますが、それは使わなければたまるといふ、その理屈もありますので、議員が言われるとおり、どうやってそれを最小の経費で最大の効果を出すかというのは、常に私の責任の下でやっていくつもりであります。

○議員(中津 克司君) なぜ私がこだわるか、若い後継者が牛舎を新築しています。そこで、都農町はふるさと納税で2,000万円の牛舎なら半分、1,000万円の補助がふるさと納税から出ると先輩から聞いたとのことでした。都農町の産業振興課に行き事実確認をいたしました。原資がふるさと納税かどうかは別にして、畜舎関連施設設備事業補助金補助率2分の1、上限1,000万円がありました。同じ補助率2分の1、上限1,000万円で、農業用ハウス設置整備事業、リタイア農業用ハウス改修事業、リタイア畜舎関連施設改修事業があります。基幹的農業従事者が減り、若い世代の減少も進んでいます。我が町はない袖は振れませんが、せめて、畜産のスマート農業に関するアンケート調査で、若者を中心に要望のあった機器、補助金額合計200万円強、一刻も早く対応してもらいたいものです。

町補助金詳細について伺いたいと思いますが、質問通告をしておりますので、以上で私の一般質問を終わります。

○議長(河野 浩一君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時53分休憩

.....
午前10時03分再開

○議長(河野 浩一君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、蓑原敏朗君に発言を許します。

○議員(蓑原 敏朗君) ただいまから一般質問いたしますが、その前に、先日、新聞やテレビニュースでJR川南駅での車椅子利用者の乗降介助のことが紹介、報道されておりました。至ったことの経緯、てんまつ、内容は皆さん御存じのことでしょうが、町外の私の知人からは川南はすばらしい町だとお褒めの言葉を何人もからいただきました。私が褒められたみたいで大変うれしく感じたところであります。多くの要望を受けての町や観光協会の対応、判断は適切だったと感じています。私の一般質問も少しでもよいまちづくりに寄与できれば

という思いであります。

それでは、さきに通告いたしました要旨に基づき質問をさせていただきます。

まず、川南町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。この件に関しましてはさきの9月議会で質問させていただいたところです。その中において検証結果の公表についてお尋ねしましたが、既に効果検証結果は昨年7月に町のホームページに公表されているとのお返事をいただきました。恥ずかしながら私の勉強不足により検証結果を踏まえずの質問でしたので、改めて評価公表を見た上で質問させていただきます。なるべく前回とはダブらない質問にしたいと考えますが、重なる点については御容赦ください。

各種の事業について言えることでしょうか、程度の差はあれ、まず事業に先立って計画を作ります、短期間、数カ月間で終了する事業もあり、一方、今回の総合戦略みたいな何年か先を見越したものもあるでしょう。いずれにも言えることですが、計画策定が目的ではなく事業計画を達成することが目標、目的であることは間違いのないところです。決して、プランを練り、作ることで一丁上がりとなつてはならないわけです。同時に、計画事業が終了してお終いで終わってはいけません。今回の第1次総合戦略においては検証がなされていますし、また結果を公表されています。この結果をどう次に生かすか、次にどうつなげるかが大事になってくると思います。このことこそ、町長がよく言われるP D C Aではないでしょうか。よい町にするために欠かせないことかと考えます。

一昔以上前のことでしょうか地域や自治体が横並びの同じようなことをやっていた時代には、優秀と言うと語弊がありますが、ルーチンを正しく早くこなすことがよい自治体ということだったのかもしれませんが。現代は、地域、自治体ごとに事情が異なり、どこも金太郎あめというわけではありません。もちろん決められたことだけでなく、何事も迅速かつ的確にこなすことは大前提で、この変動する多様性を求められるダイバーシティ社会にあつて、また、かつてない地域間、自治体間競争の中にあつては常に検証する、すなわち問題点、ボトルのネックを見つけて解決する能力がより重要ではないかと思ひます。そのためにも検証結果をどうされるかは重要なことではないでしょうか。

人口ビジョンについては、前回お尋ねいたしましたが総合戦略全体としてどうだったと捉えているのかをお尋ねします。当初の計画は平成27年度から31年度の5年間でしたが、1年延長しての戦略で、現在、最終年度ということですが、既に結果公表もされているようですのでお尋ねしますが、総論としては、町長、初期の目的、目標はどうなったのかお尋ねします。

以下の質問は、質問者席でお伺いいたします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの蓑原議員の質問にお答えをいたしますが、その前にJRの車椅子の対応のことを述べていただきまして、非常に苦勞した観光協会と建設課の職員にとっては励みになるかと思ひますので、また今後とも頑張っていきたいと思ひますのでよろしくお伺いいたします。

それでは、総合戦略、今、質問を受けた総論という形になるかと思いますが、御指摘のとおり平成27年6月に全国の自治体に対して国のほうから通知がありまして、当時、人口減少を少しでも緩やかにする、それから自治体が抱える課題を洗い出し、有効な手段を持続的に講じるように戦略をまとめなさいという、我々からすれば通知があったというふうには理解をしたところでございます。しかしながら、いずれ向かうべき大事な課題でありましたので、この機にということで我々もまちづくり、基礎づくり、仕事づくりということで具体的な取組をまとめ、戦略として、言い方は悪いですが、それなりに仕上がったつもりではおります。

しかしながら、議員も何度か御質問いただきましたけど、急な仕立てであったこと、それからいろんな方、住民を含めて説明が不足していたこと、職員の理解が浸透していない部分など、全町的な取組、推進力については課題が残る結果であったというふうには評価しているところでございます。

また、検証結果につきましては外部の有識者の評価をいただきまして、それによると三つに分けてあるんですが、まずよかったほうからすると、推進体制が整った施策、例えば子育て支援、移住、定住推進、産業振興、PAの物産館の建設などについては大きな成果や効果があったとされております。そういう評価をいただきました。

また、評価段階に至っていない進行中の施策、つまりそのときには総合福祉センター、交通弱者対策、地域通貨など、これについてはまだ途中であるということでしっかり今後やっていくべきだというふうに判断したところでございます。

逆に、残念ながら理解が浸透していなかった、進まなかった推進力に欠けた施策としては学校統合、観光振興、健康づくり等について御指摘をいただいたところでございますので、今後とも継続して成果を上げる必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議員(養原 敏朗君) うまくいった点も外部からは評価いただいたり、まだ途中であったり、うまく浸透しなかったという点、反省も見られるようですが、町長もちょっとおっしゃいましたけど、これスタートは国の一極集中是正ということだったと思うんですね、一極集中ということはいろんな弊害を生んでいるということで、国は地方に協力を求めたという形だろうと思うんですけど、地方の側から見れば逆に流出を止めるということだったんだろうと思うんですね、人口だけに限って言えば、その点はどんな評価をされていますか。

○町長(日高 昭彦君) 当時の指摘では基本的に皆さんの注目を集めたのは人口減少という形でありましたが、言葉の中では議員が言われるように東京一極集中の是正かつ地域の活性化を図るという両面があったというふうに私は理解をしております。

増田レポートというのが出て、非常にショッキングな数字をいろいろ出されてしまいましたが、今になればもう少し早めに我々も、実は数字上は予測できたわけですから、それなりのことをしっかり準備すればよかったなど、結局それを機会にいろんな形で取り組ませている

ただいているという現状でございます。

○議員(荻原 敏朗君) だから人口流出という面で、町長、うまくいった、まあまあ、まだ課題が残っているよということをお伺いしたかったんですが、これはお隣のことを言ってちょっと失礼ですけど、増田レポートには都農町が消滅可能性自治体の中に入っていたと思うんですけど、大変残念ですけど今回の人口数値でも1万人を切っていますよね、そういう意味ではある意味正確だったのかなと思うんですけど、町長、御見解をお願いします。

○町長(日高 昭彦君) 人口流出という点で私の覚えている限りの数字でいきますと、過去には流出が500人ぐらい、それから入ってこられる流入が200人、300人ということで、自然減を含めて2、300人の減少だったというふうに理解をしております。

現在、そういう社会的な流出は、ほぼ横ばいにはなってきています。出る方と同数ぐらいが入ってきていただいていると、ただし亡くなる方と産まれてくる子供の数で残念ながらまだ人口が増えているわけではないというところが現状であります。

○議員(荻原 敏朗君) 社会動態については、ほぼ横ばいということですけど、亡くなるのは、これはある意味致し方ないと、産まれてくるのは政策でどうにかできる可能性はあるということだろうと思います。

町長、人口流入については自慢もされますし努力もされているんですが、流出について、これを極力、社会動態の減少が減るように努力していただきたいと思います。

外部評価ということがありましたけど、行政評価と外部評価というふうな評価をこの公表によりますとしてあるようですが、これはどのように違ってどのように評価されたんでしょうか。

○まちづくり課長(山本 博君) 荻原議員の御質問にお答えいたします。

外部評価と行政評価の御質問であります。まず外部評価につきましては総合計画審議会の委員さんにその評価をお願いしまして結果をいただいております。その評価をこちらのほうに、川南町まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証結果というものに記載をさせていただいているところであります。また、行政評価につきましては内部評価という形になります。取りまとめをした政策担当係、課の判断でこちらのほう記載させていただいております。

以上でございます。

○議員(荻原 敏朗君) 評価の仕方はそういった評価をされたのかと分かりました。目標達成度という形で5段階で評価されております。5がいいわけですけど、学校の通知簿みたいな形だろうと思うんですけど、どのぐらいからが、ほぼ意図したとおりできた、まあまあ合格と判断されているんですか。

○まちづくり課長(山本 博君) 荻原議員の御質問に再度お答えいたします。

目標達成度で高いほうが5ということで低いほうが1というふうに設定をしているところであります。3という数字が、特に目立ったよい形ではありませんが、一応、普通というふうに認識をしております。3.5以上となるとよくできているというふうに評価をしていると

ころであります。5となるともう本当にパーフェクトに仕上がっているというふうに判断をしております。逆に3以下となると、まだまだ努力する余地がある部分があるのではないかとこのように判断をしているところであります。

以上です。

○議員(荻原 敏朗君) その点、指数の打ち方もよく分からないんですけど、これを読まさせていただきますと、満足度把握が困難という箇所も見受けられるんですよね、これは何がしかの物差し、指標も必要ではないか、そして困難ではなくてやはり把握することが必要だと思っておりますけどいかがでしょうか。

○まちづくり課長(山本 博君) 再度お答えいたします。

そうですね、まず当初の設定時の指標の仕方にやはり問題があるのではないかとこのように考えておりますので、今後はこの効果検証するときに検証しやすいような形での設定をするように今後は持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(荻原 敏朗君) 5から1の評点を打たれる場合、具体的に言うとどのように、これは5、これは3、これは2とかという数値を打たれたのでしょうか。

○まちづくり課長(山本 博君) 再度お答えいたします。

委員さんのほうにこの1から5の段階で、3が普通、4がある程度よくできていると、5が完璧な状態ということで、一応、投げかけをしました。それで、それぞれの委員さんから出てきた数字が2であったり3であったり4であったりという評価がされておりますが、その全ての委員さんの評価を足しましてその人数で割った数字というものがこの評価ということで出てきております。

以上です。

○議員(荻原 敏朗君) 点の打ち方は分かりました。それから、限られた予算ですからメリハリを事業につける必要があると思っておりますね、そのためにはビーバイシー検証が必要だと思っておりますね、例えば、町の予算がどのぐらい出ているか、大変申し訳ない、知りませんが、これは商工会さんの頑張り等があったんだろーと思っておりますけど、軽トラ市ですよね、あれなんかは知名度を上げるとかいろんな意味でB/Cがかなり高いと思っておりますよね、そんな検証をぜひ、必要だと思っておりますけど、どんなでしょうか。

○まちづくり課長(山本 博君) 再度お答えいたします。

議員の言われるようにこういったB/Cというのは必要だというふうに考えております。職員一人一人がやはり事業に対する当事者意識というものを持つことが非常に大事ではないかなというふうに考えております。当事者意識を持つことでやはりこの事業に対してこのコストを意識して事業に当たるとこのことで、最小限の費用で最大限の効果を上げられるのではないかとこのように考えておりますので、こういった面を職員が徹底していくものというふうに考えております。

以上です。

○議員(養原 敏朗君) ぜひお願いします。ともすれば私の経験から行事消化型、事業消化型になってしまった、私自身の反省ですけど、あるような気がしますのでぜひお願いします。

この結果公表されていますけど、具体的にボトルネックと言うんですか、課題は何かございましたでしょうか、具体的にあれば、そして、その解決手段をもし検討されておればお教えください。

○まちづくり課長(山本 博君) 再度、議員の御質問にお答えいたします。

やはり先ほど町長が申しましたように成果のあった事業も確かにあります。逆にまだ推進力に欠けた施策と言いますか、まだまだこれから、今から頑張っていかなければいけないというものがあります。大きなことで言いますと、観光の振興であったり健康づくりといったものがまだまだ頑張っていく部分ではないかなと思っております。今、問題になっております学校統合についても、今後、力を入れていくものではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議員(養原 敏朗君) 学校の統合のことを上げられましたので、あえて言いますが、これは賛成、反対ということではなくて、ぜひ町民に早く深く知らしめて町民の意見を反映したものにしていきたいと思えます。

現在、長期総合計画も策定中であります。また第2次の総合戦略はその中に位置づけると前回申されましたけど、この計画等は一段落したらそれでリセットではないと思うんですよね、すぐろくみたいに出発点に戻るということではないと思うんです、次につながる、何といたうんですか、言い方、よく分かりませんが、ツー・ビー・コンティニューだと思いたうんですよね。ぜひ次につながるようにしていきたいと思いたうんですけど、現在、長期総合計画策定中ですけど、第2期総合戦略について、今後の展開を具体的にされておれば、どのようにつなげていかれるのか、もしされておるんでしたらお伺いします。

○まちづくり課長(山本 博君) 再度お答えいたします。

第5次長期総合計画を振り返りまして反省、そして次に生かすものを、思い切ってやめるものというものがあるんじゃないかなというふうに考えております。

そういったことで第6次長期総合計画においては、それぞれの事業を見直しながら、今後に生かしていきたいというふうに考えております。具体的に今後は審議会のほうを12月17日に行うことにしておりまして、その次の会を1月14日の審議会を予定をしているところでございます。

以上です。

○議員(養原 敏朗君) ぜひ適切な取捨選択をされて、メリハリをつけた計画をつくっていただきたいと思いたうんですけど、その際には審議会の声を聞いてということがありました

けど、それ以外にも町民の声をぜひ広く聞いていただいて、それを採択するかどうかは別として、広く町民の声を聞いていただきたいと思います。

次に、スマートインターについて、ちょっとお尋ねいたします。

先日、東九州自動車道のスマートインターチェンジについて、国土交通省が事業化という報道がされておりました。新富町長は、その中で、町の新たな玄関口ができ、物流の効率化や地域、経済の活性化につながるとコメントされておりました。

私もスマートインターについては、これがたしか3度目か4度目かになると思うんですけど、質問しておりますが、日高町長は、当初は物産館建設の件もあったからでしょうけど、必ずしも積極的ではないとの印象を私も受けていましたが、前回の質問では、町長も要望は耳にしており、努力していきたい旨の発言をされましたが、その後、町長としてはインターネットの公開、必要性の認識の変動はございましたか。

○町長(日高 昭彦君) スマートインターについては、本当に何度も質問をしていただいて、その思いが伝わるところでございます。以前にもちょっとだけ申しましたけど、基本的にはPAの物産館とスマートインターは全く別物ではありますが、残念ながら、行政的には一応順序立ててくださいというのは暗に言われておりました。

現在、県のほうと色々な打合せをさせていただいております。スマートインターがあればどうですかと、住民の方は当然便利になるということでもありますので、その点は間違いのないと思っているところですが、現在、県のほうに相談に行って、例えば新富ですとか、国富の状況、それから今までの色々な情報を集めているところですが、一言で言うと、時間は新富の場合、25年からスタートして、今7年目になります。

時間はそれなりにかかるというのが現状ですが、川南については、その前にスマートインターをつけたときにどのくらい効果がありますか、いわゆるB/Cですが、これは全体の予算が、例えば国富で36億、新富で30億ありますが、料金所までNEXCOが出します。その半分を出資する効果をNEXCOが判断するかどうか、つまりそこにスマートインターができたときに、川南町は何がよくなるんですか、どれだけの人が集まるんですかということ非常にいろんなところで考えているところでございます。

具体的に言うと、サンAとか、工業団地、農協の出荷場は都農のインターに行くと、通浜、それから多賀は、高鍋インターが近いということで、中央の方々にとってどれだけの効果がありますかというのを県と事務レベルではありますが、色々な打合せをさせていただいているところでございます。

○議員(荻原 敏朗君) 事務レベルの検討ということですけど、ぜひ経済効果も含めて、それは必要な検討だろうと思いますけど、ぜひ先に進めていただきたいと思うわけですけど、それは今からちょっと申し上げますけど、町長は御存じだろうと思うんですけど、延岡市に昭和40年代の後半ですか、早生さんという市長がいらっしゃいました。この方が東九州自動車道のことを盛んに言っていたらっしゃいました、高速道路が必要ですと。

私は、役場に入ったばかりで、このおやじ、ほらを吹きよるがぐらいにしか考えておりませんでした。こっちにそんなものができるものだろうか、県の回答等も、こっちに必要なと、それよりか鉄道のほうが先だよとか、いろんなことを会議の中で言われていましたけど、早生さんは、そのときの東九州は西九州に比べて遅れていると、この大きな原因は高速道路なんですよということを盛んに、東九州の発展が遅れている元凶は高速道路なんですよということを訴えていらっしゃったのが記憶に残っています。

それらの運動が今につながっているわけでしょうから、大変息の長い活動になるんだろうと思いますけど、ぜひお願いしたいと思います。報道では、2017年あたりから新富町は運動していたというふうにされていましたが、議員の話では、この東九州高速道路ができる前から実は運動しちよったとよというような話も、議員の方からお聞きしました。

息の長い活動になると思うんですけど、ぜひお願いします。町長、経済効果のことをちょっとおっしゃいましたが、実は高速道路ができたら、私、都農の道の駅なんかは寂れるんじゃないかと、正直思っていました。

でも、結構にぎわっているようです。先日お伺いして、ちょっとお聞きしたら、店員の方にお伺いしたんですけど、インターがあるから来てみたつよというようなお客さんが結構多いそうです。

だから、インターがあるなしでは、やっぱりかなり違うんだなというふうに感じたところです。

また、宮崎市のある方が、川南にインターがあればいいのにねということを何人かから聞きました。野菜買いやら、多分農協の販売店のことだろうと思うんですけど、行きたいっちゃけどね、でも、高鍋でも都農でも近いんですよ言ったら、それはまた話が違うわと、その方はお医者さんですけど、おっしゃいました。

あるとないとでは、大きな違いがあるんだよということでした。その方は、そのお医者さんはトライアスロンをされるようですけど、川南は非常にいいところで、トライアスロンに行きたいっちゃけど、都農やら高鍋からはちょっとねという言い方をされました。

よく私もまだ理解できていませんけど、何かにつけ川南の付加価値がスマートインターができることによって高まることは間違いないことだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 確かに、私あまり聞いているわけではないんですが、やっぱりインターができたらいいなというのは一般的に聞くんですが、専門家に言わせると、もしPLATZにインターができたら、お客さんはそこに寄らんでそのまま出るよと、だからいろんなことを想定してやってくださいねと、先ほど新富の話も出ましたが、新富、今までに7年かかっております。

これからあと2年ぐらいかかるでしょうから、10年として、新富は防災面、自衛隊もありますし、サッカーのほうのスポーツ観光振興、それから国富に関しては百万単位の観光地である綾の玄関口というのがありましたので、川南町は何にしますかと、まずそれをつくりま

しょうと、そうしないと、なかなか難しいですよと投げられているところがございますので、いろんなところでお知恵があれば、一緒に考えていただくと、非常に助かるなと思っていますところがございます。

○議員(荻原 敏朗君) 経済効果も含め、PLATZの件も含めて検討を、考査することは、それは大変必要なことだと思っております。

ただ、言えることは、あるかないかだけでも、かなり違うという、これは、すみません、記憶違いであったら申し訳ないんですけど、たしか静岡県の浜松インターのところの物件で読んだことがあります。

町長、来年、再来年造りましょうよという話ではないんですよ。先ほどの延岡市長や町長もおっしゃいましたけど、新富は10年近くということでしたけど、ひょっとしたら町長在任中は、今後どうされるか知りませんが、無理なのかも分かりませんが、私自身が生きていく間も目の目を見ないのかもしれないんですけど、ぜひ息の長い継続的な活動の先頭に立っていただきたい、礎になっていただきたいと思うんですけど、もしその決意がありましたらお聞かせください。

○町長(日高 昭彦君) まさにそのとおりだと思っております。先ほど長期計画の話もさせていただきましたが、10年という期間を考えると、自分たちがつくった計画は、次の人たちがするんだというぐらいのつもりで、しっかり将来のために、未来につながる子供たち、またそれに続く人たちのためにという思いをどこかに持って、しっかり郷土のために頑張っていきたいと思っております。

○議員(荻原 敏朗君) 先ほども言いましたけど、ジュース工場とか、チキンフーズなんかは、それぞれ都農高鍋を利用されるかも分かりませんが、川南の付加価値が高まるという点については、一つも間違いではないと思うんですよ。ぜひ町長、先頭に立って御努力いただきたいと、これからも思います。

次に、畑かん事業について質問させていただきます。

この総合戦略の検証結果にも記載してありますけど、掲げてありますが、本町の基幹産業である農業の振興発展に寄与すべく導入されたのがこの畑かん事業だと思うんです。

本町の豊かな畑に水を潤し、農家の飛躍の所得向上が当初からうたい文句であったわけですが、計画どおりには、事業は進んでいないように思います。そのため、土地改良区は自主運営には大変苦慮しているわけですが、現在の畑かん事業の水利用状況はどうなっているんでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 畑かんについては、皆さん御承知のとおり、本町においてはいろんな歴史があって、非常に苦しい思いをされた方もいらっしゃる。結果として現在の、特に切原ダムの水は非常に評判がよくて、トレーニングセンター、それからアオジソとか、いろんな作物に関する可能性を秘めているところがございます。

具体的な数字につきましては、担当課長に答弁させます。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質問にお答えいたします。

令和2年10月末現在ですけど、給水栓の設置率は、着工しております12地区合計で53.5%になっております。また、水を利用している率、開栓率につきましては、全体の面積で割戻しますと、17.6%になっております。ちなみに、整備が済んで、水が利用できる範囲に限りますと、25.1%の利用率になっております。

また、農家の戸数ベースで考えたときなんですけど、これは正確な数値ではないんですけど、ちょっと目安で申しますと、尾鈴土地改良区の受益者数、こちらのほうが249軒になっております。これを仮に農業センサスの数値なんですけど、川南町の農家戸数である937軒で割ると、26.6%の方が利用しているというふうな数値になります。

以上でございます。

○議員(養原 敏朗君) 実質水利用率を見ると、約4分の1というふうな感じを受けるわけですけど、町長、この状況をどうお考えですか。

○町長(日高 昭彦君) 御指摘の4分の1が満足できる数字では、とても思えません。本当に残念な数字であるというのは現状として認識しておりますが、水を使う農業の可能性については非常に高いものがあると思いますので、それを皆さんに伝えていく、それからいろんな形で啓発、お知らせするというのが我々の務めだと思っております。

○議員(養原 敏朗君) 現況は満足というんですか、していらっしゃらないということのようで、今後この水を利用した農業の可能性をお伝えしていきたいということですけど、今後の展開、どのように進められる、この事業の推進というんですか、押しつけじゃいけないと思うんですね。

押しつけでは、とてもついてこないと思うんですけど、どのような方法で推進されていくおつもりなんでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) まず、選択肢として水が使えますよということは前提として、農家の皆さんには伝えるべきだと思っております。すみません。日本語としておかしいですけど、まず水を使うことの有利な点をしっかりと伝えて、最終的には、町もなかなか専門の職員ではございませんが、土地改良の職員、関係者と一体になって、営農モデル、こういう作物を作りましょうと、いろんなモデルが示すことができるようになるぐらいには関係者一同、やっぱり頑張っていくべきだと思っております。

○議員(養原 敏朗君) ですね。まさに町長のおっしゃったことだと思うんです。コントロールできる水は、その重要度は別にして、絶対必要だと思うんですね。管理できる水、必要なときに上げる、水を切る段階も必要でしょうから、でも、コントロールできる水は必要でしょうし、町長が後でおっしゃった営農モデルを示すということが必要だろうと思うんですね。

その営農モデルについて、もうかると分かれば、絶対農家は多分水を利用されると思うんですね。その確証さえ得られれば、その営農モデルの設定等は、今作業中なのか、もし作

業中であればどの程度、一つだけじゃないと思うんですけど、幾つかあるんですけど、具体的なものがあれば教えてください。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質問にお答えをいたします。

営農モデル、具体的にどのようなものがあるかということですが、一つには、先ほど町長が申しましたように、トレーニングハウス、施設栽培のほう、こちらのほうは有効に活用していただけていると思います。

まず、トレーニングハウスのほうで、ピーマン、それからイチゴ等でも水の活用をいただいているということになっております。

それから、そのほかですけど、事例といたしましては、先ほど町長が申しましたように、露地で行くと、アカジソの栽培に水が活用されております。こちらのほう、夏場のほうに水をまくことで、有効に活用をいただいているところです。

ただ、今のところ畑かんの要望等で、これらの事例を示しながら、国にこういうふうには効果が上がっていますということはあるところなんですけど、これだけではなく、ほかの分野に関しても、今後いろいろ模索していきたいというふうに考えております。

ただ、なかなか新しいモデルというのは、一長一短には見つけれるものではないと考えておりますけど、いろいろな知恵を出しながら、畑かんの水が有効に活用していただけるようにということで、努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議員(荻原 敏朗君) 現況はトレーニングハウスを中心にして、施設栽培とか、露地であればアカジソとかおっしゃいましたけど、それは悠長に考えている時間はそうないと思うんですよね。ぜひ早急に、ぜひやっていただきたいと思うんです。

私、以前も言ったことがあると思うんですけど、長野県の農業の話をしたかと思うんですけど、長野県は、この議員としての調査を含めてですけど、何度か伺っておりますけど、生産農家と農協、行政が一体になっていると感じるんですよね。

悪く言えば、私どものところは、私も農業部門にいたことありますけど、役場やら農協の言う反対をすればもうかるっちゃぐらいの関係があるわけです。この畑かんについても、生産者、農業者団体、農協、行政が一体になる必要があるんですけど、その辺、営農指導のためにもそんな関係づくりも重要なんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質問にお答えいたします。

畑かんの利用率を向上させるためには、水を活用した農業、こちらを推進するのが不可欠なものと考えております。先ほど議員がおっしゃっていただいたように、農家、川南町、JA尾鈴が一体となって推進する作物を選定し、産地化を行うという活動というのは重要だと考えております。

以上です。

○議員(荻原 敏朗君) 今、産地化とおっしゃいましたけど、何というんですか、必ず

しも現在では、生産者、農協、行政が一体になっているとは思えない部分があるんですね。例えば、私の近辺の畑なんかにも、熊本辺りから業者が来てトラックで、畑で積んでいるような状況も見ますが、産地化するためには、何ですか、決まったときに決められた量、相手の求める産物を提供していく必要があると思うんですね。そのためには、やっぱり3者が一体となる必要と思うんです。そんな関係づくりもぜひお願いしたいと思います。

先ほど言いましたように、この総合戦略にも書いてありますが、畑かんの利用率を上げることがですね。農業を基幹産業、うたい文句にしている町です。先ほど施設園芸の話をされましたけど、ぜひ畑の面積から言えば、圧倒的に耕地面積がその他の路地面積が大きいわけですね。ぜひ、それらについても力、注いでほしいわけです。

これまでに、過去にも同僚議員が一般質問されたことがあるかと思います。記憶で申し訳ないんですけど、三毛作とか川南原用水の通年通水とか、そういうことをおっしゃいましたけど、確かに私も困難なことは理解します。でも、「困難だから」でやめるんじゃないで、ぜひ、いろんな課題にも取り組んでいただきたい。必要と考えられるようなものなら、それなりに取り組むことも必要なんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質問にお答えいたします。

そのような取組については、必要だと考えております。先ほどもありましたように、いろいろ、例えば川南原の水とか、そういったのも本当に大きな課題がある問題だと考えておりますけど、「駄目だから」ということで諦めることなく、有効に農業に活用できるようにと、ということで努力していきたいと思っております。

以上です。

○議員(荻原 敏朗君) ただいまの言葉、町長の決意表明というふうを受け止めますので、ぜひお願いしていきます。そう簡単じゃないことは、十分理解しています。ぜひお願いします。

先ほど総合戦略のところで地方の人口減少のことを、流出のことを申し上げましたけど、私、川南町の場合、人口減少と農業の、後退というんですか——は、連動しているような気がするんですね。町長、その辺どう思われますか。

○町長(日高 昭彦君) 御指摘のとおりですね、我が町の基幹産業である農業、それをいかに元気づけるかというのは、そういう人口問題と直結していることだと感じております。

○議員(荻原 敏朗君) ぜひお願いします。畑かんについては、押しつけや補助事業だけではなくてですね、もうかる農業を何か指導するような方法で、ぜひ推進していただきたいと思っております。

運動公園についてお尋ねします。

運動公園の整備計画についてお尋ねしたいと思っておりますが、本町の運動公園は町なかにありまして、またほぼ県央地域にあるということで、町民だけでなく県内の各種大会も広く利用されているところです。

ただ、完成から相当月日もたちまして、老朽箇所も見られております。

宮崎国民スポーツ大会の軟式野球会場としても予定されているようですが、再整備計画については視察が終わってということでしたけど、どうなったでしょうか。視察結果等を含めて、お教えてください。

○建設課長(大山 幸男君) ただいまの養原議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、本年の鹿児島国体が6月に中止が決定されました。宮崎県の国民スポーツ大会が、その鹿児島が中止になったことに伴いまして、実際、鹿児島がどこに入ってくるのかとかいう問題もありまして、また8月ごろの感染拡大等もありまして、実際にこの中央競技団体の全日本軟式野球連盟の正規視察が実際に行われるかどうかちょっと、そのときはですね、ちょっと分からないような状況でした。

7月には、運動公園の再整備委託のほうの設計書等もできていたんですけども、まあちょっと状況を見なければということで、そこで一旦止めまして、正式に11…宮崎の宮崎県国民スポーツ大会が1年延期ということが正式に決定になりました。

実際は、中央競技団体も予定どおり11月に行われたんですが、この段階で発注しても間に合わないということで、今回12月で再整備委託費を1,000万減額させていただきまして、また新年度のほうですね、また新たに予算を計上させていただきたいと思っております。

以上です。

○議員(養原 敏朗君) 私も、全軟連が視察に来たことは知っておるんですけど、ぜひこれを機会にですね、その内容も若干聞いておりますけど、国体のためということではなくて、町民の喜ぶような、利用されるような再整備計画をお願いしたいと思います。ぜひ、全軟連から県軟連通じて、県に補助要請やらも行くと思います。ぜひ町長、その辺も捉えられて、ぜひ運動をお願いしたいと思います。

私もよく運動公園にはお世話になっているわけですけど、芝生の伸びについては、陸上競技場、野球場とも今年はよくされているという私も印象受けておりますけど、利用者もですね、今年はいいわあということをおっしゃってくださっております。よく私、苦情を受け付けておりましたので、大変ありがたいと思います。

一方、野球場、陸上競技場の芝生、競技場以外についてはまだまだ伸びておったりという苦情をお聞きしております。その辺、どうお考えでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) これまでも、議員のほうからいろんな指摘を受けておりました。

まあ正直、皆さんも感じているかと思いますが、運動公園の管理に関しては、本当に……、反省すべき点はあると思います。まあ「業者が変わった」と言えばそれまでですが、しかしながら、大事な財産でありますから、我々もですね、予算の範囲もございまして、しっかりと一緒になってきれいに管理していく必要は十分感じております。

○議員(養原 敏朗君) 競技場の芝生同様周りについても、ぜひお願いしておきたいと

思います。

次、陸上競技場についてお尋ねします。

本部席前は、雨で土が流れて、痩せて、バラスが出ている状況です。芝生の養生のために利用を控えてくださいという期間もあるわけですが、あのとき教育長のお答えは、凸凹で危ないからということでしたけど、あの陸上競技場の前はそれ以上に危ないような凸凹の状況じゃないかと思っております。

去年、おとしやっただすかね、高齢者の方がこけられて、大事には至りませんでしたけど、そんなこともありましたし、せっかく走り幅跳びの砂場を造っていただいておりますけど、助走路が凸凹でちょっと難しいという声も伺っております。先日、そして少年団がやっていますが、ハードルのときも、ちょっと足が引っかかってこけた、それが原因だったかどうかはちょっと聞いていませんけど——も聞いております。その辺は御認識されていらっしゃるでしょうか。

○教育長(坂本 幹夫君) 蓑原議員の御質問にお答えします。

議員が言われますように、大雨が降った際に凸凹が前のほうにできるということは、存じております。スポーツ少年団からの要請を受けて砂場を造った場所は、そういうならいいところを選んで造りましたが、今の指摘を受けまして、これからは環境整備に努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議員(蓑原 敏朗君) 再整備計画も含めて、ぜひお願いしたいと思います。

実は、あそこも、土が流れないように芝がずっと、あったんですよ。なぜか教育委員会のほうで、あの部分だけ剥がれてですね、剥がれた——取られたんですよ。ちょっと、不思議だなと思うんですけど。前は——だから、それを取られる前は、あんな凸凹は生じてなかったんですけど。また必要であれば、芝生の部分だけ植えるとか、検討ください。

本町の運動公園は、地理的条件やら、駐車場も近くに多くて、他町にも誇れる施設です。ぜひ町民の方々の、喜ばれて、今後も多くの方が愛され利用するように、施設整備の実施とか維持管理に努めていただきますようお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(河野 浩一君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時59分休憩

.....
午前11時09分再開

○議長(河野 浩一君) 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、川上昇君に発言を許します。

○議員(川上 昇君) 質問通告に従い、校長住宅の管理について、ほか5件について伺いますので、よろしくお願いいたします。

まず、校長住宅の管理についてお尋ねします。

本件については平成23年に一度質問しておりますが、小中学校ごとに校長住宅並びに塩付南住宅があって、さらに川南町教職員住宅規定が整備されている中、現在の入居状況はいかがなのかお尋ねします。

次に、防犯対策事業についてですが、自治体通信では防犯まちづくりについて警察庁、文部科学省、国土交通省などの関係省庁機関と各自治体は、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備廃止等について、犯罪防止に配慮した環境設計などを行うことで、住民が犯罪被害に遭いにくい防犯まちづくりを推進しています。

さて、本町において、先般、鍵かけ推進運動が行われましたが、どのような運動を行い、どのような結果があって、具体的に何を得られたかお聞かせください。

3点目は、農業用施設の用に供する宅地の評価方法の変更について伺います。

このことは、9月に当町税務課資産係が発信した文書をもとに質問いたします。それによると、農業用施設の用に供する宅地の評価方法については、通常の宅地の評価とは別に、農地に準じた評価を行っておりましたが、令和3年度の固定資産の評価替えより国の定める固定資産税評価基準に従い、土地の所在する区域によって変更します。貴殿の所有する農用地、区域外に所在する農業用施設用地は、来年度より宅地に順ずる評価となりますが、農用地区域へ編入の手続きを行い、編入が認められますとこれまでどおりの評価方法で評価されますと、案内文書が発信されています。

そこでお尋ねしますが、このような手続きを行うこととなった経緯はどのようなことなのか伺います。

続いて、次代を担う人づくり基金事業(中学校)ですが、この基金事業についてお尋ねします。

このことは第5次長期総合計画の実施計画書でうたわれておりますが、英語力向上を目指したこの事業に取り組むこととなった経緯は、どういう事情があったのかお聞かせください。

最後に、広報広聴活動の推進事業についてお尋ねします。ここでは本町の今年度の実施計画書の218ページをもとにお尋ねします。

本町の広報広聴活動の現況をどう評価するかお聞かせください。

その他については、質問者席でお尋ねしますので、よろしく願いいたします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの川上議員の質問にお答えをさせていただきます。

5つほど質問をいただいておりますが、1つ目の校長住宅の管理について、それから4つ目の次代を担う基金事業については、後ほど教育長のほうに答弁をお願いしてもらいます。

まず、最初は2番目の防犯対策事業についてということでございますが、児湯郡で鍵かけ合戦ということで平成23年から始めております。当初は、いけば町村の対抗戦という形をとらせていただいたところですが、今年度からそういう対抗戦ではなくて、啓発に主眼を置いた「鍵かけ推進運動」として実施をしているところでございます。当然ですね、目的といたしましては犯罪の未然防止、また防犯意識の向上を目的に対象地区を変えながらいろいろや

っているところでございます。

この年末とかも、いろんな犯罪が起きやすいときとは言われますが、基本的に最初の対策、鍵をかける、また声をかけるとか、そういう最初のことを怠ったがゆえにいろんな犯罪につながるというふうに言われておりますので、そういう「鍵かけ」基本的なことでありますが、それを通していろんなチラシを配布したりとか、啓発を行っているところでございます。

次に、農業用施設の宅地の評価について変更になったということの経緯でございますが、議員のほうからも少しありましたけど、まずは平成29年に農業振興地域整備計画の全体の計画を見直しました。その際に、これまでの農業振興地域の管理は地図管理で行っていましたが、それから地番管理に変更になったところでございます。

地番管理になりますと、いろんな課税に関して土地を照合することが可能になってまいりました。そして令和3年度の固定資産税評価見直しに合わせまして、総務大臣が定める固定資産税評価に基づく評価になったと、言い換えるならば、これまで我が町はやっていなかったわけですが、技術的に可能となりましたので、本来あるべき評価の方式をとらせていただいたという経緯でございます。

5番目の広報広聴活動の推進事業について。

先ほどもPRの重要性を別の議員から御指摘を受けました。本当に我々行政としてしかるべきいろんな間違いなく行う仕事、業務、当然あるわけですが、それにもまして、いろんな形で自分たちの活動をしっかりと住民に伝えるというのは大事なことであると思います。広報紙、ホームページ、フェイスブックなどを活用しながら、新鮮な情報発信に努めているところでございますし、また今年度ホームページの更新も取り組んできております。普通の民間の会社のコマーシャル等から比べると、本当に足りない部分、いろんな部分がありますが、あくまでも正確な情報を新鮮な状態で届けるように、我々も頑張っているところでございます。いろんな御指摘をいただきながら、少しずつでもよい方向に進みたいと考えております。

以上です。

○教育長(坂本 幹夫君) 川上議員の御質問にお答えいたします。

現在の入居状況でございますが、校長住宅を含む教職員住宅の現在の入居状況につきましては、校長住宅が7棟あり、現在全て入居しております。また、塩付南教職員住宅1棟5部屋につきましては、5部屋中、4部屋が入居している状況でございます。

以上でございます。

○議員(川上 昇君) 基金事業の件は。

○教育長(坂本 幹夫君) すみません。もう一つの本事業に取り組むこととなった経緯等につきましては、文科省の第3期教育振興基本計画で、英語力について中学校卒業段階で実用な英語技能検定が3級以上の割合を5割以上としております。

本事業に取り組む以前の平成30年における本町中学校3年生の取得率は16.6%でした。英

語検定は年間3回実施されておりますけれども、本町において受検者数が少ないため、なかなか上昇に転じていない状況でありましたので、公費負担をすることにより受検環境を整えて行っている。また、そのことにより事業への意欲的な取組へとつなぐことで、児童・生徒の英語力向上を目指しております。

以上でございます。

○議員(川上 昇君) 5つのテーマで質問しようと思いますが、順不同になるかもしれません。一応、通告した順序でお尋ねしたいというふうに思います。

まず、校長住宅の件ですが、先ほど答弁いただいたように校長住宅が7つ、それから小中学校ごとですから7棟、それから塩付南住宅がございます。実は、冒頭申し上げましたけども、平成23年の12月に私が一般質問で、こちらで同じようなことを伺わせてもらいました。当時ももちろん全ての住宅に入っておられたんですが、当時と平成20年4月1日に川南町教職員住宅規則というのが施行されたようなんですが、当然、それも変わっていないと思うんですが、その内容と、この校長住宅が全て入っていると。

どうして私が質問したかと申し上げますと、管理が率直に申し上げてなかなか生活感が無いといいますか、一般の住宅と比べて生活感が無いような気がするというのが1つ、それから車が止まっていたり止めつていなかったりしている住宅もあるというようなこともありました。

気になったのは、入居していることそのものもですが、管理がどうなっているかというようなこともあったんですね。その前に伺いたいのは、校長住宅ですから、当然、対象が校長ということになるんでしょうけれども、この住宅に校長は入りなさいということはないんでしょうが、入ってくださいというようなこと、それからそれぞれの校長の受け取り方がどうなのかというのは変わってないんでしょうか、伺います。

○教育長(坂本 幹夫君) 川上議員の御質問にお答えします。

確かに入居してはいるんですけれども、全て校長が校長住宅に入居している状況では現在ございません。例えば、川南町に自宅を持っている校長、あるいは高鍋町近隣からも駆けつけている校長等については、教頭が校長住宅を利用しているという現状でございます。

以上です。

○議員(川上 昇君) どなたかが住まわれているということであれば、もちろんそれはそれで十分尊重したいと思います。

かつて30年前、50年前とは違いまして、今は地理的にも、例えば宮崎市から川南町までの距離は50年前も今も変わらないにしても、様々な事情で通勤時間というのは短くなったのかとは思いますが、いろんな先生があちらこちらから、それぞれの学校に通勤されているというのは十分承知しておりますので、校長住宅に縛られることもないのかなというふうには思うんですが、先ほど申し上げたように、生活感が無いというか、十分な管理ができていますのかというようなところを、一町民として心配するところですが、その現物管理はどのように

されているのか伺います。

○教育長(坂本 幹夫君) 川上議員の御質問にお答えいたします。

先ほど御指摘ありました管理体制につきましては、川南町教職員住宅規則に基づき実施しておりますけれども、維持管理につきましては同規則の第12条に、教育委員会は維持管理を行う上で必要があると認めるときは、その指定したものに随時住宅の検査をさせて、または入居者に対し必要な指示をさせることができると規定されております。

基本的には住宅に不備が生じた場合には、入居者自身が教育委員会に連絡し、その都度教育委員会のほうから改善をしているところでございますが、しかしながら、教育委員会としても入居者自身に状況を確認するよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員(川上 昇君) 今おっしゃったことはもちろん規則でいけばそのように書いてあるんですが、だからといって、その住居人に全てを任せるといいますか、それを投げるのではなくて、例えば、それぞれ教育委員会のほうからも職員の皆さんがそれぞれの学校に行かれることもあるでしょうし、学校の敷地・建物、その他の構築物は全てそうなんです、校長住宅についてもぜひ外観だけでも見ていただいて、どのような状況かというのを把握されるのも、大事なことではないかというふうに思うところです。

住まわれる先生によっていろんな方がいらっしゃいますので、少し、ほんのちょっとどこか調子が悪くなっただけでも、パッと連絡くれる先生もいるかもしれませんし、逆に生活ができなくなるなどというぐらいに我慢して、やっとなら教育委員会のほうに連絡が来たということもあろうかとは思いますが、その辺もありますので、機会があれば、ぜひ点検をお願いしたいなというふうに思います。

それから、校長住宅は全て入られていますんで、それはそれでよしとして、塩付南住宅が1部屋空いているんでしょうか。規則の第3条に入居資格者という要件がありまして、1つ目が町立小中学校に勤務する教職員、それから2つ目として町内に在住するもので、災害等により住居を失ったもの。3番目に町の職員で遠隔地より赴任するもののうち、町長の承認を得たもの、そして、さらに教育委員会が特に必要であると認めるものというふうに規定されております。

この要件を大いに利用するという手もあります。1部屋、塩付南住宅が空いていることもありますし、今後、広い意味でこの入居資格者を検討していく必要もあるのかなというふうには思うわけですが、拡大解釈ということもあるでしょうから、例えば町に関係する地域おこし協力隊ですとか、そのほかちょっと今パッと出てきませんが、そういった方々、先ほど町の職員の話はしましたけども、遠方から庁舎に通勤される職員とか、いろいろ対象者が出てこようかと思いますが、その辺も十分検討されて利用されればいいかなというふうに思うところです。

それと、一つ気になったのは、先ほど言われた規則が平成20年というふうに申し上げまし

たけども、10年以上たっているわけです。面積に応じて家賃月額幾らということで計算されているんでしょうけども、例えば家賃ですとか、入居の条件だとか、そういった見直しの必要性というのは現時点でどうなんでしょう、あるんでしょうか。伺います。

○教育長(坂本 幹夫君) 川上議員の御質問にお答えします。

今御指摘あったように、住宅に応じて家賃の月額が変わっております。これにつきましては、現在のところ、これを改正するところまでは今のところ行っていないのが現状であります。

また、先ほどの御指摘を受けました校長住宅の不備につきましては、定例校長会がありますので、その際に私のほうで、また校長に伝えたいと思います。ありがとうございました。

○議員(川上 昇君) いずれにしても、町の大事な財産でありますので、管理には十分注意されて、大事に財産を守っていただきたいなというふうに思うところで、次の質問に行きます。

防犯対策の件ですが、先ほど町長からも答弁いただいたんですけども、私が質問をしたのは、どのような運動、具体的にどのような運動を行ってどんな結果があった、そして何を得たかと、実はその部分がちょっとお尋ねしたかったものですから、それについてお答えいただければありがたいです。

○まちづくり課長(山本 博君) 川上議員の御質問にお答えいたします。

どのようなことをしたかということでございますが、まず今年は、塩付地区と伊倉、高下、黒鯛地区を対象としております。

お宅を訪問しまして、住宅、そして自動車と自転車の施錠の状況を確認をしました。ほとんどの住宅等の施錠が確認できてあるんですが、やはり、一部につきまして、家の中、鍵がかかっていなかったりとか、そういったものを実際見受けられたという事実がございます。

以上です。

○議員(川上 昇君) 全く何もしないよりか、さまざまな方法で防犯対策をしていくということは大事なことかというふうに思うところです。

通告もしておりますけれども、第5次長期総合計画の実施計画書の43ページになろうかと思えます。この防犯対策の件で予算が組んであるんですが、その中で、活動、取組として、地域各種団体と協働し、防犯意識、啓発活動の実施、防犯、啓発運動により町民の防犯意識の向上に努めるというふうに計画があるわけですね。

その上で、予算の需用費に本年度220万円余り、226万8,000円計上されているわけです。中身が私どももこの予算は当然目にはしているんですけども、具体的に何を目標としてどんな使途を計画されていたのか、お聞かせください。

○まちづくり課長(山本 博君) 再度の川上議員の御質問にお答えいたします。

この事業費の予算の部分であります。ほとんどが予算、防犯灯にかかる経費であります。中身について申し上げますと、LED灯と電気代で24万2,000円と防犯灯の電気代、これが

162万円、防犯灯に係る修繕代というものが25万3,000円、そのほかに防犯啓発用品、物品に係る経費ということで、のぼり旗とかそういったものを購入しているもので10万3,000円の予算を計上しております。

あと、青パトロール車に係る経費ということでガソリン代ですね、これで5万円の予算で、トータルが226万8,000円となっております。

以上です。

○議員(川上 昇君) 私の認識不足もあったのかと思うんですが、もう少し、防犯の意識向上に係る資材関係が多いのかなと、チラシですとかのぼりとかいろいろ考えられますけど、かなと思っていたところですが、実は、安全な、そして安心するまちづくりは犯罪が起りにくく、犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりということになると思われますね。つまり、ハード面とソフト面の日ごろの充実と考えるところでは。

ハード面は家屋とか物件の具体的な防犯対策ということになるかと思うんですが、大事なのはやっぱりソフト面、もちろんハード面もそうなんですが、ソフト面ですね。日ごろの犯罪抑止を想定したシミュレーションというか、訓練ですよ。防犯訓練、先ほどの鍵かけ運動もそうなんですが、そういった訓練が必要かなというふうに思うところですけども、もちろん、先ほどありました町の鍵かけ推進運動、これは非常に有意義な、有効な手段かとは思いますが、そういったことで、町民に対して、積極的にどのようなアクションを促したらいいと、日ごろからお考えだろうと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○まちづくり課長(山本 博君) 川上議員の御質問に再度お答えいたします。

前は、実際、具体的に行動といったものはございませんが、いわゆる鍵かけ合戦、運動ですね。そういったものを行っているということ。あと、チラシによる啓発というものを行っております。

あと、町内に防犯灯を約700か所設置して、なるべく暗いところをなくして明るいところでこう人通り、通学に利用していただくというふうに考えているところではありますが、そういったものを今、LED化に替えて、なるべくそういった防犯対策の環境づくりに努めているところでございます。

以上です。

○議員(川上 昇君) 防犯灯につきましては、私どもの地元で、私どもの地域で設置をしていただいております。確かに町内でもやっぱり数多くあるでしょうから、大変な管理もしなければいけないかなというふうに思うところでは。

実は、うちだけじゃないと思うんですが、きのう町からハザードマップが届きました。ああいうことで、何かしら書き物があると非常にわかりやすいなというふうに思うところですが、私はこの防犯対策の件も、ちょっと重複して見えたんですね。同じような防犯といえば防犯、防犯と防災の違いはあるんですが、非常に書き物というのは大事なことかと思っております。

それと一方では、県内でもそうです。県南のほうではミカンがやられたとか、盗難被害で

すね。もちろん県外でもあります。ひところは関東のほうで、群馬でしたか、牛とか豚とか鶏が人の被害に遭ったとかいうようなこともありました。実は、町内でも、私、根拠を持っていないですから何とも言えないんですが、農作物の被害があったと、盗難の被害があったというような話も聞いております。実際どうだったか現場を見ておりませんし、その証拠も見ておりませんから何とも言えないです。

ですから、日ごろから当然防犯対策ということで、受け身で対策すること、そして積極的に対策することというのもあるんでしょうが、人の目の、3つほど大事なことがあると思います。人の目の確保、要するに監視制ですね、監視することの確保、それから犯罪企図者の接近の防止ということで、もう接近をさせないというようなこと、それから3つ目として、地域の郷土意識の向上ということで、地域全体で領域をつくって、そこでみんなで対策を立てましょうというようなこともあろうかと思えます。

もうそんなことも含めまして、今後、町として住民が犯罪被害に遭いにくい、防犯まちづくりということが大事かと思うんですが、そのことにつきましてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○まちづくり課長(山本 博君) 再度、川上議員の御質問にお答えします。

やはり防犯対策ということでございますが、やはり、町内のこのLED化を進めて、今後は防犯対策に取り組んでいきたいというのが、やはり一番であります。

やはり、安全、安心して暮らせるまちづくりのためには、町民一人一人が防犯意識を向上させていくことがとても重要だと考えておりますので、行政と警察、地域住民の方、連携しながら、そういった環境づくりに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(川上 昇君) ぜひ先手先手で対策、あるいは運動を率先して行っていただきたいなど。ひいては町民の身体、生命、財産を守ることになるかと思えますので、ひとつよろしくお願いします。

それでは、3番目ですね。農業用施設の用に供する宅地の評価方法ということで、冒頭で町長からも答弁いただきました。この件ですが、実は、本件は個別に郵便で役場から案内されております。ありがたいといえばありがたいんですけどね。個別にありましたから。しかし、評価方法の変更ということは、いわゆる納税額の算定基準の変更であって、当然といえば当然なことなのかもしれませんけれども、このたびのこの案内ですが、町内の対象戸数は一体何件ぐらいあったんでしょう。もしよろしかったらお尋ねします。

○議長(河野 浩一君) 税務課長。

○税務課長(大塚 祥一君) ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、農業用施設用地として課税していた土地のうち、農業振興地域計画における農業用施設用地ではないと思われる土地の所有者に対して出させていただいておりますが、約600人でございます。

以上です。

○議員(川上 昇君) 役所、役所っていったら言い方が随分冷たくていけませんけども、役場にとっては単なる手続であったかもしれませんが、郵便で文書1本の送付であったということになるわけですが、先ほども申し上げましたように、各世帯にとっては納税額の変更ということで、事後ずっと影響していくわけですね。結果によっては非常に一大事ということになるかと思えます。いわば、極めて重要な手続であることは間違いないです。

私が、素朴に思ったのは、例えば、事前に説明会を開くですとか、一旦予告しておいて個別に郵便で案内するとか、そういった手もあったのかなというふうに思います。600件ですから多いといえば多い。少ないといえば少ないのかもしれませんが、こと税金に関することはそれぐらいの、いわゆる気の利いたというんでしょうか、そういった行政サービスも必要であったような気もするんですが、そういった話は所属、所管の課においてそういう提言をする職員さんはいなかったんでしょうか、伺います。

○税務課長(大塚 祥一君) ただいまの御質問にお答えいたします。

説明会をしようというような企画の案は課内のほうでは出なかったところがございます。そのかわりに農地課と連携をいたしまして、いつごろに文書を出してということで、一緒に農地課の文書も一緒に出させていただいて、また後、役場の窓口に来られた方に対しては丁寧な説明をさせていただいたところがございます。

以上です。

○議員(川上 昇君) 町長から冒頭答弁をいただきましたけど、見方によっては、シビアに国が示した基準に沿ってなかったというようなことで、令和3年度から国の基準に合わせていきますというようなことになるわけですが、町民の皆さん方が、例えば、住宅を新築したときには、どこから聞かれるかわかりませんが、ぱっぱっと動かれてメジャーを持って採寸をされていくと。

ところが、その逆、例えば、住宅なり何なり、なくなったときにはそういう素早い動きはない。でもこう浮かぶわけですね。浮かぶわけです。

つまり、当初から国の基準に適合した、いわゆる事務手続をされていれば、今回このようなことをしなくていいのかなという気がするんですけども、ちょっと乱暴な言い方をすれば、税務課として職務が果たして十分職務執行されていたのか、あるいは怠慢だったのかと気もするんですが、ちょっと乱暴な聞き方をしますが、そこ辺はいかがでしょうか。

○税務課長(大塚 祥一君) ただいまの御質問にお答えいたします。

以前から農業施設用地を、農業振興計画地内のものについては、税負担が軽いということで、国の評価基準のほうになっておりました。ただし、川南町におきましては、農業振興計画のほうで、町長が答弁をしたとおり、地図ですね、地図上では把握できておりましたが、一方、税務課が課税する土地は番地、地番のほうで課税していくという形になっておりました。そこが確実に、間違いなく農業振興地域の農業施設用地だということが把握できていな

かったということで、この方式ができていなかったものと考えております。

そのことについては、怠慢ではないかとおっしゃられればもうそのとおりで思っております。ただし、町内で土地の筆数が7万8,000筆ございまして、その全てを番地のデータではなく、紙ベースの地図上で地番と照合していくというのは、なかなか大変な作業だろうなと推測しているところでもあります。

今後においても、課税につきましては、様々な基準や法律がございまして、それに適合するように努めてまいりたいと考えております。

○議員(川上 昇君) そのように答弁いただければ、なるほどなど、分からなくもないんですが。町民にとりましては、確かに今まで国の基準じゃなかったから、その分は助かったんじゃないかというような見方もあるかもしれませんが、ただ、これは長い間、それですと時間が経過しているわけですから、このことで、ある日突然といいますか、令和3年度から、ぼんと変わりますよというような世帯もあるわけで、人によっては今まで放っておいたんじゃないかと、既得権という言葉が合うかどうか分かりませんが、そういった主張をされる世帯もひよっとしたらあるんですが、その辺の一つの救済というか、支援策、そういったことの検討はされたんでしょうか、いかがでしょうか。伺います。

○税務課長(大塚 祥一君) ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに、金額が変わる、税額が増えるという世帯もございまして、経過措置などを検討したところがございますが、今回の変更につきましては、国の法律や総務大臣が定める固定資産評価基準が変わったわけではないので、要は法令が変わったわけではない。軽減措置についても、地方税におきましては地方税条例主義ということになりますので、当然、条例に定めなければ軽減もできないということになりますが、御存じのとおり、地方税につきましては、国と地方の財源のバランスを保つため、裁量の余地はほとんどないということになっております。

通常、法令が変わった場合は、条例の本文で何%から何%になりますとかいうのを定めて、経過措置を行う場合は、附則で何条の規定については何年まではこうしますよというふうに定めることが通常でございますが、今回の場合は法令が変わったわけではないので、附則のほうでそれをうたうということ自体が、どこを指しているのかということ指すところがないということになってしまいますので、難しいものと考えております。

以上です。

○議員(川上 昇君) その件については、今、答弁があったとおりにかなという気がします。ただ、先ほど申し上げましたけれども、少しでも町民の皆さん方に対して配慮が図れる部分があれば、例えば先ほど申し上げましたけれども、事前説明会ですとか、そういった必要があるなというふうなことがあれば、十分所管課で検討されて、スムーズな住民に対する行政サービスをお願いしたいなというふうに思うところです。

次の質問に行きます。次代を担う人づくり基金事業の件なんですが、外部検定試験の公費

受験を行うということで、英語への興味関心を高め、児童生徒の英語力向上を図るという取組内容でございます。そういった計画です。学力向上としての取組で、役務費が130万円ほど計上してあります。公費負担は年に1回との計画ですが、具体的にはどういった内容で取組まれているのか、利用されているのか、お尋ねします。

○教育課長(岩切 拓也君) 川上議員の御質問にお答えします。

予算に関しましては、令和元年度が128万9,000円、令和2年度が132万1,000円の予算を計上しているところです。予算の内訳としましては、令和元年度が中学3年生が3級を受験すると仮定しまして3,900円の140人分。中学2年生が4級を受けると仮定しまして2,600円の155人分。中学1年生が5級を受けると仮定しまして2,000円の170人分の合計128万9,000円ということで予算を計上させてもらっています。

以上です。

○議員(川上 昇君) ありがとうございます。分かりました。実施計画書によりますと、目標値を英検3級以上ということにしております。先ほどは3級、4級、5級というような話もありましたけれども。その取得率について、令和元年度、令和2年度、それぞれ30%以上ということで、先ほどは16.6%ということでしたか、答弁があったと思うのですが、なかなか目標値があって、それに到達するまでは大変なことだと思うのですが、ただ、公費を使っていいですよというような制度だけではなくて、それ以外に何か教育委員会として支援なり応援なり、何か取組まれていることが、もしあればお尋ねします。

○教育長(坂本 幹夫君) 川上議員の御質問にお答えします。

先ほどの16.6%取得率につきましては、平成30年度でございます。したがって、国際化の進展から英語力を伸ばしたいと、そういう思いがありまして、公費受験をしました。目標値を30%に定めて、1年目は結果31.1%ということで達成はしました。

今後につきましては、また数値目標を上げたいと思いますけれども、そのほかに町として小・中連携による川南町ニューフロンティア教育研究会というのがございます。唐中校区、それから国中校区で、それぞれ小学校と中学校の先生が授業を見合うということで、先日、国光原中校区の授業研究会が通山小学校でありましたけれども、その中に外国語部会というのを開いて、小学校と中学校の先生が今後の外国語科教育の在り方について検討し、実施していくと。そういうようなことで、町としても、そういう基盤づくり、それから指導助言に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員(川上 昇君) 大事な町の宝でありますので、一生懸命頑張ってもらって、一生懸命勉強していただきたいなというふうに思うところです。

昔話をすると、罰が当たるかもしれませんが、昔はこういった資格試験にしても、全て個人で負担をして、個人のものということで、個人に授かる資格ですとか免許ですから、そういうふうな時代があったのですが、今は結構公費を当てがって、子供たちも様々な、広い意

味で大きく活躍できる機会があるということで、大きく育ててほしいのですが、町の宝ですから、あらゆる面で支援ができるように、ひとつよろしくお願ひしたいなと思うところです。頑張っていたきたいということで次にまいりたいと思います。

最後に、広報広聴活動の推進事業の件なのですが、先ほど、広報については、非常に力強く町長からも答弁いただきました。私ども、御存じのとおり、町も議会基本条例というので議会報告会というのをやっております。3回ほどやって、今年は今のところ、まだコロナの関係で、具体的に日程が決まっていないうし、場合によっては当年度は検討しないういかんかなというふうな協議がされているところです。まだ決定はしておりません。ただ、今まで3回やった中で感じることは、当然、議会の報告もするのですが、町民の参加された皆さん方からの声としては、もちろん議会に対する要望なり御意見もいただくんですけども、執行部、いわゆる行政に対する要望が結構あるわけです。そこで、私、個人的には町は議会報告会をやっているんだけど、町としては広聴会といいますか、広報広聴という計画があるんですが、広報は結構力強くされているんですが、広聴については、あまり聞かない。ただ、今回延期になった行政座談会、これは最近では計画されているんですが、この広聴についてはどのように計画されているのか、お伺ひします。

○町長(日高 昭彦君) 議員が言われるとおりに、広報、自分たちから発するほう、は届く、届かないは別にして、割とやっていたつもりであります。本当に御指摘のとおり、住民のところに出ていって、しっかり意見を聞くということに関しては、大いに反省をしておりますので、本当に今、コロナでなかなか動きづらいますが、これからこういう座談会形式のことは常に定期的にやっていくつもりであります。

○議員(川上 昇君) 広聴といっても、なかなか、じゃあどういった手法がありますかということなんです。座談会、あと出前講座とか、場合によってはインターネットで広聴していくとか、パブリックコメントなんていうのもありますよね。それからモニター制度なんかもあるんじゃないかと思ひます。提案箱もあるし、それから窓口相談、こういったこともあろうかと思ひます。当然アンケートもあって、様々な手法でありますので、ぜひその辺を有効に、広報と広聴は同じほど尊いものといひますか、重要なことだと思ひますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思ひます。

それから、苦言を申すといひましようか、先月になります。年間計画にはなかつたんでしようけれども、公民館単位で行政座談会が行われました。ただ、コロナの影響で2か所のみ、東地区と多賀地区だけの開催になってしまいました。もちろん、それ以外については、13日と20日、日曜日に計画されたというふうには聞いております。

そこで思ひますけれども、残念ながら、時間が残念と言っているわけではありせん。夜の暗い時間に残念だったのは、体育館という広い場所で行うにしては、スクリーンがなかつたんです。マイクとスピーカー。特に多賀ではマイクを使ったのか、使っていなかつたのか、声が届かなかつたという場面もあつたように思ひます。それから、資料も、資料を

いただくのはいいんですけども、字が小さくて、暗い中で年寄りには不親切な資料かなというふうな感じがしたんです。これは私の意見なんですけれども。そのようなこともあったものですから、出席された町民の皆さんがどのように感じたかは分かりませんが、どうせやるんだったら、お釣りが来るぐらいとは言いませんけれども、十分な配慮を持った報告会をされるほうがいいと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか、伺います。

○まちづくり課長(山本 博君) 川上議員の御質問にお答えいたします。

川上議員が言われるように、そういった文字が小さいとかという御意見もいただいております。確かに、お年寄りについては、文字が小さかったかなというふうに反省をしておるところであります。一枚紙にすると大きいんですが、それを枚数が多いものですから、2枚を1ページにした関係で、ちょっと小さくはなったんですけど。あと、スクリーンについては、なかなかスクリーン自体が遠くから見にくいというのがありましたので、今回は、あえて資料だけにさせていただいたところではありますが、またそれは今後検討していきたいと思いません。

実際やるからには、来ていただいた方が十分に理解していただけるような環境づくりには努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(川上 昇君) 先ほど申し上げたように、13日の日曜日と20日の日曜日、午前と午後、計画されたというふうには聞きましたけれども、時間が昼間になりましたから、ちょっと条件が違うかもしれませんが、いずれにしても文字の大きさは多分そのままでしょうし、マイクとスピーカーを事前に点検されて、十分活用できるような準備をお願いしたいなというふうに思います。

最後に町長に一言お伺いしたいのですが、町長はフェイスブックで結構発信をされています。投稿というか、発信されているといったほうがいいのかもかもしれません。ただ、私が、実は私だけではないんですけど、ほかの人からも聞くんですが、川南町のフェイスブックのアカウントで投稿されるのはいいんですが、事実だけを記述としてされているわけではなくて、私見、個人的な意見を書かれているのを見ると、どうなんだろうという気がしていること、それでいいのかなということが気になっておりました。そのことを申し上げて、私の質問を終わりたいというふうに思います。

以上です。

○議長(河野 浩一君) しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長(河野 浩一君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 通告に従い、質問いたします。

少子高齢化社会に伴い生産年齢層が減少し、我が国はもとより本町においても労働力不足が顕著になっており、苦しい、汚い、危険と、いわゆる3K事業の中小企業では、その即戦力として外国人技能実習生の供給に依存しているのが現状のようであります。

その中であって、昨年12月末に中国湖北省武漢市で初めて確認された新型コロナウイルス感染症が全世界に感染拡大し、先月末には感染者が6,000万人を超え、我が国においても都市圏を中心に感染が拡大、増加し、専門家会議は第3波に入ったと危機的状況の対応を求めています。

我が国経済は停滞し、国の税収の大幅な減少が報道をされているところでありますが、その中で、国は経済と防疫のはざまにおいて、経済を回しながら外国からのウイルスの侵入防止の水際対策として、出入国の規制強化し入国制限をしています。

そこで、町におけるコロナ禍での外国からの技能実習生の受入れ対策について、4点伺います。

1点目、外国人の出入国については、水際対策上、補充実習生の入国を厳しく制限しており、私の知り合いは制限緩和のめども補充労力の確保も立たないと困惑されていましたが、このような事態が船員の半数以上を技能実習生に依存している本町マグロ漁船で発生すれば、出漁することもできず死活問題となるところでありますが、その対応が必要ではないのかを伺いたい。

2点目、コロナ禍で経済は停滞し、企業経営は悪化し、それに伴い技能実習生の失業者は増加しています。その影響で就労ビザ切れの不法滞在者の犯罪が増加傾向にありますが、町の対応策を伺います。

3点目、本町における技能実習生の待遇について適正に保障されているのかを伺いたい。

4点目、水際対策で補充技能実習生の入国が厳しくなっていますが、就労ビザの時限的延長と労働力確保策が必要であると思いますが、国との協議も必要ではないのかを伺いたい。

次に、AGRI STREAM KIMURA FARM倒産問題について伺います。

新聞報道では、コロナ関連倒産とあったが、二兎追うものは一兎も得ずとのことわざがありますが、宮大との連携協定を結んだ町の補助金交付の縛りがあったラズベリー栽培の影響であれば、町の農業政策及び移住政策が問われるが、傍観するだけで支援策はなかったのか伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの児玉議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目のコロナに関して外国人に関する出入国の非常に厳しい状況が続いておるといえるのは、もうそれぞれいろんな形の報道で御存じかと思えます。端的に申しまして、基本的に国の方針でありますので、その一つ一つにこちらがとやかく指示することはできないかもしれませんが、原則として川南町として地域で困っている方、そういう事情をいろんな形で

拾い上げて、ちゃんと伝えていくことは非常に重要であると思っております。

今回、厚生省のほうもいろんなそういう技能実習生等が非常に不当な扱いを受けている、そういう事実も把握しようと努めておりますし、我々としてはそういう事業所、川南町にも事業所がありますので、漁業者も農業者も、また会社もですが、そういう方たちとしっかり連携を密に取ってやっていく必要があるかと思っておりますし、国が出しているいろいろの特例措置もありますので、その方々に届くように説明をすることが肝要であると感じております。

細かいことはまた後ほどの質問のほうで、聞き取りの範囲も含めて担当課長に後ほど答弁をさせます。

それから、もう一つのAGRI STREAM KIMURAについてでございますが、確かに新聞報道がございました。本人からは新聞報道の前に川南町に報告がございまして、その中で、ふるさと納税の中でマンゴーの売行きが非常に好調であったと。しかしながら、コロナに関して非常に売上減少となっており、何とか雇用も解雇せずに頑張ってきたわけですが、加えて心臓の手術もされたということで、現状として非常に農場の経営が困難になったということで、ああいう報道になったと思っております。

宮崎大学とラズベリーの契約をいろいろやっておりましたが、基本的に今回の倒産は、コロナによる影響であるというふうに我々は判断をしているところでございます。

○議員(児玉 助壽君) 町長が先ほど答弁されたように、この外国人技能実習生に関する問題については、国の法律との諸問題等もあり、具体的な答弁はできないと思っておりますが、何よりも不況であるからという理由だけで実習生を解雇、雇い止め、失業等させ、路頭に迷わせ犯罪に手を染めるようなことのないように、受入れ事業者を監視、指導し、実習生が本町で安心して働けるような生活環境の確保に努め、実習生及び実習生の供給国との信頼を得るべきと思っておりますが、信頼構築することで、町の将来における慢性的な労働力不足の安定的な確保につながると思いますが、先ほども申しましたように、我が国、特に地方自治体では生産年齢層が都会に流出し続けておるところであります。地方自治体においては、労働力確保が厳しい状況になっておりますが、そうした外国からの技能実習生の労働力に依存しなければならぬ我が国の社会情勢にあるわけですが、それにもかかわらず、国の実習生の受入れ制度の不備がされて今日はいま。

そうした国の法制度の不備を法律の範囲内で補完し、川南地域産業の労働力不足を下支えしていく必要もあると思っておりますが、まず第一歩として、労使双方の諸問題を解決すべき相談窓口等を設置するなどし、慢性的な労働力不足を将来的に技能実習生の受入れが継続できるように努めていくべきと思っておりますが、町長、どのような考えを持っておられますのか伺います。

○町長(日高 昭彦君) 議員が言われるとおりに、やっぱり将来的に安定して川南町が存続するために、現状として労働力不足が起こっている。それに外国人の技能実習生の方に来ていただいているのは現状でございます。

本当に、いろんなことで困っている方がいるのは現実でございますので、そういう窓口、担当が対応しているところがございます。細かいことは担当がいろんな聞き取りもやっているようでございますので、答弁を担当課長にさせます。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) ただいまの御質問にお答えをいたします。

現在、川南町には238名の外国人在住者がいらっしゃいます。一番多いのがベトナム人でございます。152名、続きまして、中国が25名、インドネシア人が24名、カンボジアが18名ということになっております。

ある農業法人に尋ねましたら、現在、最低賃金が793円ということで、昔は850円から950円も出せばパート従業員、女性の方が集まってくれておったそうなんです、今はなかなか集まってくれないということで、外国人労働者に頼るしかないということでございました。

第1問の中で、適切に外国人労働者の保障をやるべきではないのかという御提言がございましたが、確認しましたところ、外国人技能労働者を受け入れます機構のほうに登録をしております管理団体、言わば農家とその機構と間をつなぐ仲介業者でございますが、こちらのほうが1か月に1回、巡回に来ていろいろ検査、指導をするということで、また全ての事業所じゃないんですが、ミャンマー人を受け入れている農家におきましては、タイムカードを毎月機構のほうに出して、それで単価を掛けまして給料を確定して、それを支払うと。その支払い明細書をまた出すということで、不正な賃金を支払わないとか、そういったことはないということでございました。

先ほど町長が申しましたとおり、今後、少子高齢化、また3K職場ということで、なかなか日本人労働者の確保ができませんので、外国人技能実習生に頼るしかないと考えております。担当課としましても、アンテナを立てましてよりよい労働力が確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 近年は同一労働同一賃金という言葉が叫ばれております。我が国国民は国の労働基準法などによって労働者の権利が保護されておるわけですが、しかし、彼らにはそういう法律が適用されないわけですから、彼らが不当な扱いを受けないように、ほかの自治体はどうか知りませんが、本町においてはそういうことはないように監視し、指導などを行い、技能実習生から信頼を受け、またその実習生を供給する国から信頼を得るように信頼を構築して、安定的な労働力の確保に努めていってほしいと思っております。

次にですが、KIMURA FARMの倒産の問題については、報道によるとこの農園は2009年に開業し、17年に法人化し、生産したマンゴーは「時の雫」として商標登録し、県外でも高品質マンゴーとして高い評価を得、マンゴーを使ったジャムは国際機関のコンテストで最高賞を受賞するなどしたことから、ピークとなる2019年7月期には7,000万円の売上高を計上し、今年2月にはアラブ首長国連邦、いわゆるUAEのドバイで開かれる中東最大級

の食品見本市に出展し、新規契約を獲得するなど順調だったが、コロナ禍で海外向けの事業は全滅。国内でも都市部の百貨店やホテルに卸していた商品の売行きが振るわず売上げが減少し、負債額は同年2019年7月期同時期で5,228万とありましたが、売上高7,000万円の実績がある中で、負債原因は利益以上にラズベリー投資したからではないのかと思うわけですが、そこ辺のところ、町がどのような指導してきたのか伺います。

○町長(日高 昭彦君) 児玉議員が言われるように、木村さんに関しては非常に我々もショックを受けているところでございます。いろいろな面でPRもされていたし、木村さん本人としても頑張っていたところでございます。

この件に関しては、川南に来られたときからずっといろいろな形で担当として携わってまいりましたし、現在、副町長でありますので、副町長に答弁をさせます。

○副町長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

倒産の直接的な要因がラズベリー栽培もあるのではないかという御質問でございますけれども、このラズベリー栽培については、9月の福岡議員の御質問にも御答弁申し上げましたとおり、平成28年当時に宮崎県の農政水産部の農業連携推進課と宮崎大学、それからその当時からもう木村様が実際に試験栽培をするという話がありました。ただ、川南町としてもそれにオリジナルブランドとして川南町がやっていきたいということもありまして、では試験栽培をするということになった次第でございます。

ただ、試験栽培面積は非常に少ない面積でありまして、このことがこの倒産の大きな要因であったというふうには私たちも考えておりませんし、事実8月に本人においていろいろ話を伺ったんですけれども、その中でも、最大の要因はやはり先ほど議員がおっしゃいましたドバイに対する輸出ができなくなった。全面的に輸出ができないということが最大の要因であったというふうに本人は申されておりました。

あわせて、本人さんがいろいろ栽培されていたものについては、ブルーベリー、そしてバナナ、そういうものに積極的に栽培に手がけていらっしゃいました。その面積のほうがラズベリーよりもはるかに大きな面積でありましたので、一概にこのことが要因という話にはならないというふうに私たちは判断をしたところでございますし、本人もそのように申されたところでございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) ラズベリーの影響ではないちゅうことでありますが、この負債がコロナに、実際にコロナの影響であれば、今、国がコロナ禍関連の金融の融資制度があるわけですが、それを利用すれば、2019年度7月同時期に売上高が負債額より1,772万円も上回っているのでありますが、自分は漁協で金融事業での借入れの審査なんかちょっとした経験上、大体、売上高に対して負債が売上高より少なかったら融資を続けてきました。金融事業での借入れについては、売上げが負債よりも上回っておるわけですから、償還計画でね、きちんと。例えば、償還できんなら経営状況ではありません。また、金融業者も、金融業あ

れです。この負債があったら、生かさず殺さず金利をむしり取り、利益を上げる事業でありますから、そう簡単には破産はさせません。破産をされた場合は元金も回収できんわけですから、そういうことはほとんど私の漁協の信用事業の経験上、そういうことはありませんでした。

ラズベリーとは関係ねえようなこと言ったけど、この宮大と連携協定を結んで、そして町から補助、補助金を交付してもらったわけですが、その縛りですね、縛りでそれをもう、その縛りから逃げるために破産をしたんじゃないかなと思うわけですが、破産申請の主な理由につきましては、さきの9月議会で同僚議員が、イチゴを栽培しとる同僚議員が将来を危惧して今後の取組について質問されましたが、答弁の議事録を見ると、生産しても生作なのか加工なのか、販売戦略は立っとならなわけです。そんな中でマンゴーとラズベリーをやったたら、それ金融会社も融資はせんと思いますよ。マンゴー一本に絞れば、コロナの終息はいつか分かりませんが、ワクチンの生産、接種の報道もありますから、マンゴー一本で生産すれば破産せんでもよかったんじゃないかなと思うわけですが。今、この宮大との連携協定と町の補助金交付がマンゴー生産によ、もう一本化に専念できなかったから、その縛りから逃れるために破産申請したのではないかと思っているわけですが、どうですか。

○副町長(押川 義光君) 児玉議員の御質問に、再度、お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、ラズベリーについては長い目で研究していくということで木村さんも表明されておりましたし、将来の販売戦略としましては、これを使ったスイーツの生産、それから本人が独自に開発されましたフルーツシートという形で販売するという、販売戦略については立っていたところがございます。

なお、先ほど申しましたとおり、ラズベリーに要した年間労働時間よりも、やはりブルーベリーとマンゴーが大半の時間を占めていたと。なおかつ、それに合わせて、本人様60代後半という年齢的な問題もありましたし、令和元年11月に大病を患われて手術をされたと、これがやはり大きな要因になったというふうに私たちは思っております。

本人の聞き取りからは、令和2年2月から、本格的にドバイに向けてジャムと加工品を販売する予定だった。それがめどが立たないということがやはり大きな要因、その2つの要因、健康上の問題と海外輸出のめどが立たない、そのことから、2月から8月まで、精一杯、従業員も雇用しながらやってきたけれども、先行きが見えないのもう、健康不安もあるので終了するというふうに私たちは受けていたところがございますので、議員心配の本町のラズベリーがという話は、我々が聞き取りした感じ、それから平成28年からずっと生産工程を見ている限りでは当たらないというふうに判断しています。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 副町長が答弁やったら、コロナの影響でドバイでの契約も白紙に戻ったような、いろいろそういう関係で経営が成り立たんようになったちゅうようなことでありますけど、政府は、コロナ関連の融資制度を、優遇融資制度を発表しておりますし、

別にコロナだけの影響だったら倒産する必要はなかったと思いますけどね。農園主は町外からの移住者と聞きますが、その中で町の支援を受けたか受けなかったか知らんけど、このマンゴー生産、年間7,000万円もの売上げを上げるだけの生産をするまでには相当な苦勞があったと思います。

また、そのマンゴーは、町のふるさと納税の主要返礼品としてふるさと納税獲得の一役を担い、移住成功者の先駆者としてね、移住者の移住意欲をかき立てたりして、町に相当貢献してきたと思いますが、ラズベリー栽培事業は、副町長の肝いりの農業政策で川南町オリジナルのイチゴとの発想、その志は評価に値するところではありますが、結果的にあれですね、こんな販売戦略というものは採算性が見通しが立たない事業となっております。宮大と町の補助金の縛り、それから逃げるための俺は破産じゃなかったかなと思うわけですが。今まで町に、ふるさと納税または移住者の移住意欲をかき立ててきた貢献も破産すれば、倒産すれば、主要返礼品の1つがなくなるとともに移住者の目標、また選択肢がへがるわけですから、農業を主体とした町の移住政策組に悪影響を及ぼすことも危惧されます。また、町長看板政策の移住政策は問われるのではないかと思うわけですが、農園の再建策を考えるべきではないのですか。

○町長(日高 昭彦君) 木村さんに関しては、本当に議員も心配していただいております。本当にありがとうございます。我々もできる限りのことは今後やっていくつもりであります。体調不良が本当に重なったというのと、精神的にもすごくショックを受けたんだろうと推測をしますが、最近については担当者、副町長も入れていろんな形で協議をしているところでございますので、副町長に答弁を代わります。

○副町長(押川 義光君) 再度、お答えいたします。

現在のマンゴーの状況でございますが、当然、植物でありますので、日常の手入れも必要であります。あれを完全に放棄して、もう違う町に転出するという思いは全くないようございまして、今後も後進の指導なりに努めると。農場の指導も要請があれば行くと。この町からは転出しないというふうに本人は言われております。ですので、いろんな木村氏が持っているノウハウは、今後、やはりいろんなやはり、引き継いでいかれるものというふうに私たちも思っていますし、そういう方向に町としても、やはり仕向けていきたいと考えております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 体調を壊したちゅうことでありますが、私は、このラズベリーの栽培、宮大と町の補助金、補助金を交付されれば、何が何でも成果を上げないかんという縛りがありますから、そういうストレスで体調を壊した等ではないかなちゅうのは思っているわけですが、川南町オリジナルのイチゴを栽培するという町の農業政策の一つとして、町は取り組んできたと思うわけですが、その農園をコロナ関連の多様な支援制度がある中で、傍観し、倒産させているのではと思うと、町の農業政策ばかりか、町長の看板政策の移住政策

までが問われますが、一般企業であれば、果実を得なければ、ラズベリー栽培に投資した408万円も投資金は負債として残るわ、投資金の後始末は誰の責任でどのようにつけるのか伺いたい。また、この案件については、監査の必要もあると思いますが、監査委員としては、十分に、吟味監査を行い、議会が納得できるようなことの顛末を報告できるようにお願いし、私の質問は以上で終わりたいと思います。

○議長(河野 浩一君) 次に、河野禎明君に質問を許します。

○議員(河野 禎明君) 質問通告に従い、今回は1項目だけ質問させていただきます。詳しいことは下の質問席にてお伺いしたいと思います。

すいません、その1項目でした。

乗り合いタクシーのことです。木城、都農町、それから最近、新富町が乗り合いタクシーというのを導入しています。

各町の取組は、みんな違います。乗り合いタクシー、都農町、例えば、都農町は時間がちよっと、各1日に何回か時間が分かれていますね。そして、1回乗ったら300円、これはすごいなというのが、その人がタクシー代が本当は2,000円かかったとしますけど、300円の負担でいいんですね。差額の1,700円は町が負担していますね。これはちょっと川南町にはまねはできません。こんなお金が何ぼあっても足らんとします。木城は、これは川南が一番導入しやすいかなというのが、タクシー会社と話してタクシーを1台借り上げています。1日幾らということですよ。ところが私は、ちょっと地元のタクシーの経営者と話したら、1日借上げの金額、ここが問題だから、「3万に近い、ここ辺でどうですか」と聞いたたら、「うん、まあ、そこ辺は可能性はありますね」ということでした。木城は、しかし、もっと出していますよという話も聞きました。3万ということになると、これ1回は、これ乗り合いタクシーが何でいいかちゅうのは、やはりトロンバスが今運行しているけど、やっぱりもう70過ぎると腰が痛い、足が痛い、もう極端に体の状態が違うんですよ。だから、家までタクシーが来て、天気の悪いときもあるし、そして片道、病院でもいい、スーパーでもどっか行って300円、帰りも300円、往復600円。大体、友達と一緒に行けば、そこはタクシーの売上げが1,200円になるわけですけどね。こういうふうに乗合いタクシーというのは、木城も今ずっとこれやっているのを見ていて、町民からは喜ばれているみたいですが、川南の場合は特に土地が広いから、ここがもうトロンバスではどうしても対応できないという人がもうたくさんいらっしゃいます。

それで、もうちょっと計算を説明したほうがいいのかな、1日タクシーを3万で借り上げたとしますね、それで利用者がうまくこれはいいということで、もう電話でどんどんどん利用したとします。その1回300円で払った利用者が往復600円、と何十人かになって2万円になる可能性もあるんですよ。売り上げが、タクシーの。町は差額の1万円、これを負担できればいいかな。それを、毎日動かす必要はなくて、最初はテスト、試しでもいいのかなと思うんですよ。ここ辺は、町長どうでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えをいたします。

高齢者の方の足となるというか、そういうことで本当にお困りであるということは重々承知しておりますし、議員がいろんなところで活動されていることに関しては感謝申し上げたいと思います。

乗り合いタクシー、我が町ではトロントロンバスという形になりますが、そのよさは御承知のとおり一長一短ありまして、乗り合いタクシーの場合はもう、ドアからドアということにはなりません。バスの場合は停留所までは歩いていかないかと。タクシーの場合は、ただ民間タクシーとの兼ね合いがございますので、そこら辺の出発時間とか運行日とかいうのは、相談をしないといけないと思うんですが、前もお答えしかもしれませんが、川南町には地域公共交通会議というのがございます。要するにタクシーの皆様と色々な調整をしていくということでございます。その会長を副町長がやっておりますので、副町長のほうから答弁をさせます。

○副町長(押川 義光君) 河野議員の御質問にお答えいたします。

公共交通会議の会長という役を仰せつかっております。その中で議論をしているものは、やはり公的な部分が民業を圧迫してはいけないという大原則がございまして、そういう観点から公共交通会議というのを組織して、その中で民間の業者さんも入って協議をして、そこで御理解をいただいた上で、デマンドバスを運行しているというのが現状でございます。

ですので、民間のタクシー会社さんが今3社、その交通会議の委員として入っていただいています。代表者が入っているという状況ですけれども、その中で調整をつけて今オンデマンドバスを運行しておりますけれども、議員おっしゃるとおり当初はオンデマンドで本町が先駆的に始めた事業でございますけれども、今のニーズが議員おっしゃるとおり、高齢の方々はそのまてがなかなか遠いという話をよくお伺いしておりますし、その交通会議の中の構成委員としましても、長寿会の会長さんもいらっしゃいます。

その中で御意見いただく中では、確かにそういう部分があるかと思っておりますので、今後やはりこの内容について、具体的にやはり検討して、より住民ニーズに合う形、そしてこの業者の方々にも御協力いただける状態を、この会議の中で作り上げて実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員(河野 禎明君) そうですね、これ今現在、タクシー会社、タクシー会社が問題ですよ、一番。話し相手。当然もう話したらいいとおっしゃいますよ。3万ぐらいの1日借り上げ、8時から5時ぐらいだったら、オーケーみたいですよ。タクシー会社も悪い話じゃないです。これは。

将来的に、やはりこの乗り合いタクシーが主力になると思います。便利がいいですもん。300円で行って、前日予約が原則だけど、当日はちょっと待てばいいんです。30分ぐらい待てばもうどこかタクシーが回ってくるわけですよ。だから、便利がいいから将来的にはトロ

ントロンバスにいつまでもこだわる必要はないと思うんです。乗り合いタクシーを導入、テストで導入してどんどん利用者が評判がよければ、これは乗り合いタクシーを将来的には1台、それをまた2台というふうに、もうただ改善センターから朝の通学とか、ああいうのはちょっと何十人も乗れるものが必要ですけど、それからちょっとある程度の大人数を送迎するには町の利用するのか、そういうこともちょっとフォローは考えないかと思えますけど、普通皆さんが今免許返納、私が知っている人は80ちょっとの夫婦ですけど、唐瀬におらつとやけど、話ちよると1時間に5回ぐらい同じことおっしゃるんですよ。恐らく認知症じゃないかと私はちょっと思うっちゃけど。その人が運転して出かけるんですよ。恐ろしいことが起きているんですよ。もう80以上の人がですね、見たら分かりますわ。それはもちろん達者な人はおつてですよ。だけど、平均して何か動作がおぼつかないんですよ。

だから、私がもう車に乗っちゃって73になるわけだけど、やっぱ瞬間の判断力というのが落ちているなということをも物すごい気づきます。これはもう年齢と比例して瞬間の判断力が落ちます。だから、高速道路の逆相問題も起きるんじゃないかと思うんですよ。この前、副町長はどこかの座談会で、5年後ぐらいは自動運転の車が出るから、それまでの辛抱じゃないけど、それまで待ちましようかとかいうような話されましたか。

○副町長(押川 義光君) 河野議員の御質問にお答えいたします。

多賀でそういう御質問いただきました。その中で時代としてはもう無人で車が運行できる状態が近い将来くると。ただ、この地域にくるのは10年先ではないでしょうかという話を行いました。ただ、それまでが待てないという状況がありますので、いろいろ協議していきたいと思っております。

ちなみに乗り合いタクシーのメリットは、議員おっしゃるとおりドア・ツー・ドア、玄関を開けたらタクシーが来てくれて、目的地に行けて帰ってくる時は玄関までということでございます。デメリットにつきましては、先ほど都農の事例が出ましたけれども、どうしてもやっぱり時間が決まっていると。そういうのが1日5便であるというようなことで、木城が月水金の運行であると、こういうようなデメリットはあるようでございます。

ですから、そういうデメリットとメリットを十分勘案した上で、どうしても10年間をどうやって、住民サービスを充実していくのかというのは、先ほど言いましたとおり協議した上で、タクシー業界とも十分話し合いをして進めていきたいと。もちろん、費用等が相当かかる分もございますので、何でもかんでも、議員がおっしゃるとおり何でもかんでもというわけにはなかなかいかない部分がございますので、その辺りも勘案してやはり協議を進めないといけないなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議員(河野 禎明君) これはですね、来年度には始めてほしいんですよ。今日はもう質問これ一つです。町長これですね、町長今あの市政は頭の中ですよ。町長ファーストなんですかね。町民ファースト、町長ファースト、町民ファーストどっちですかね。頭の中。

○町長(日高 昭彦君) まず、その質問からしてですが、町長ファーストって答える町長は多分いないと思います。それはやっぱり町民のことを考えながら、常に頑張っているつもりでございます。

○議員(河野 禎明君) やはりさすが町長。町民ファーストですね。それで、この川南は今自然災害に強いし、食べるものもいっぱいある。そして、幸福度からいくともう日本中でも雪が降って困ることもないし、野菜も冬場でも作れるし、これ幸福度ですね、この交通弱点を回復したら、幸福度ナンバーワン、これを日本一、これをもう強くアピールしていいと思います。それには乗り合いタクシーを来年度からぜひテスト、テスト運行、週3日でもいいです。テスト運行やりましょう。タクシー会社に言えばオーケーします。ぜひ町長の決意をもう一回お願いします。

○町長(日高 昭彦君) 議員のですね、本当に思いは十分伝わってきております。現在、日本の地方自治体といわれるところは、遠い、小さい、不便だと、この3つの困難をどう克服するか、このコロナの中でおいて逆に遠くても今はテレビ会議とかそういうのがありますよね。チャンスがあるんじゃないかなという議論まではなっております。可能性は当然追及すべきであるし、来年からテストをやってくれという話でございますので、先ほども言いました交通会議の会長である副町長の相談上、できることは速やかにやる努力をしたいと思えます。

○議員(河野 禎明君) 町長の前向きな意見を聞いて、これで終わりたいと思います。

○議長(河野 浩一君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後1時57分休憩

.....
午後2時07分再開

○議長(河野 浩一君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 発言通告に基づいて質問いたします。

2点について質問します。

第1点は、中学校の統廃合についてです。

9月議会でも質問しましたが、国は学校統合の適否の検討に当たっては、学校がコミュニティの核としての性格を有することを踏まえ、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得るなど、丁寧な議論を行うことが重要であると国会答弁をしています。地域から学校がなくなるとは大問題です。

コロナ禍で行政座談会も延長されていますが、延期されていますが、行政座談会は行政全般について、中学校を一つにすることも説明されていますが、取り上げ方から見ても不十分です。住民の合意がないまま統廃合を進めていいのでしょうか。

唐瀬原中学校を私も卒業しました。思い出もあります。それぞれの母校に歴史があります。統廃合ありきの説明は拙速ではありませんか。町民の声を聞くことが大事ではありませんか。行政座談会の説明で、新中学校建設のことを初めて知ったと言われる方もいるのではありませんか。町民座談会での意見をどのように生かすのかお尋ねします。町民アンケートはすべきだと思います。人口の一極集中ではなく、コロナ禍で仕事、暮らし、子育て、家族の在り方を見直し始めています。地方で暮らすことが広がる中で、若い世代が安心して子育てできる町政の実現と魅力の発信が求められています。地域から学校がなくなることは地域のきずなとなる活力がなくなることに繋がります。学校は、子供たちの学びと成長の場であるだけでなく、地域への愛着や誇りを育み、将来を担う人を育てる大切な役割があります。新型コロナウイルス感染症後もソーシャルディスタンスが大切です。将来を見据えて1クラス20人程度の少人数学級にし、一人一人の行き届いた教育をすべきではないでしょうか。そうすれば中学校の再編は必要ありません。

細かな点は発言席からします。

第2点は、国民健康保険の保険税の引き下げはできないかについてです。

国民の4人に1人が加入する国民健康保険制度。貧困と社会的格差の広がりは大変深刻です。とりわけ国民健康保険の高過ぎる保険料、そして保険料を払えない人からの保険証の取り上げは命の格差まで生み出しています。

川南町では、資格証明書は発行していません。短期保険証は何世帯発行されているのでしょうか。そのうちその期限が切れている世帯は幾らありますか。有効期限が切れた世帯数を町は把握しているのでしょうか。有効期限が切れた世帯は、病気になっても病院に行けません。まさに命と健康が脅かされています。こうした世帯は滞納しています。

川南町独自にはできないことなのかでは、2020年3月9日に国が、コロナ対策として、国保税などの税の徴収猶予や減免を政策として打ち出しましたが、川南町では町民にどんな対応をしたのでしょうか。国保税を減免した分は町の歳入が減りますが、この減った分を国は財政補填するとしています。川南町ではどのようなことをされたのでしょうか。

細かな点は発言席からします。

○町長(日高 昭彦君) 内藤議員の質問にお答えをいたします。

2点、大きくいただいております。私のほうで総括で答弁をさせていただきまして、また自席のほうからの質問には、担当教育長、それから担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

まず、中学校の統合のことですが、議員が言われるとおり、やっぱりそれぞれに歴史があり愛着もあり、とても大切な問題であると感じております。学校というのは、子供たちの成長の場であるだけでなく、地域の愛着や誇りを育む、将来を担う人を育てる大切な役割があるというのは、我々も十分承知してるところでございます。

冒頭に議員からの御指摘があったとおり、丁寧な議論を行うということは絶対的に必要な

ことでありますので、今回、途中で止まってはおりますが、行政座談会はあくまでも行政のことを住民に伝える機会をこれから定期的に行う、その中で今回は中学校のことも挙げさせていただいたというふうに捉えておりますし、中学校のことについては、これから機会があるごとにしっかり住民の皆様には向き合っていくつもりであります。

二つ目の国保税についてでございますが、御承知のとおり、国保税は国保加入者の医療費、それから保険事業等を賄うために徴収するものであります。ですから、市町村が、ですからじゃありません、徴収するものでありまして、市町村が一般会計から繰り入れる、足りないからといって繰り入れる額は法律のほうで決まっておりますので、つまり国保税を下げるといことは、下げるためには、まず医療費の抑制が必要となります。そのために今保健所を中心に、各種いろんな保健、健康診断等の事業も精いっぱいやらせていただいているところでございますし、町民の皆さん自ら健康に興味を持っていただく、また、いろんな活動もしていただく、そして世間で言われるジェネリック医薬品、医薬品についても安い物がございまして、トータルとして本当にこうできる限り町民の皆様には負担がかからない、そういう選択肢を我々も選べるようになりたいと、そういうふうに担当者一同努力をしているところでございます。

重なるかもしれませんが、また必要な時に質問いただければ担当に答弁させます。

○議員(内藤 逸子君) 中学校統廃合問題について伺います。

運動公園、文化ホール、図書館を日常的に教育に活用でき、教育環境が充実する根拠は何か。現在、公園など町民の憩いの場としての役割をなくしてよいのか。現在、中学生が使っている場所はないのか、また、あるのか、いかがでしょうか。

○教育長(坂本 幹夫君) 内藤議員の御質問にお答えします。

まず、学校の教育活動につきましては、中学校の敷地内で行われるのが基本であると考えています。日常的に運動公園等の施設を活用することまでは考えておりません。

しかしながら、運動公園の施設につきましては、学校の施設とは異なる魅力がありますので、教育活動の目的や利便性から教育的効果が高いと期待される場合には、空き状況を踏まえた上で、積極的に子供たちのために活用し、学習活動の充実に努めていきたいと考えております。

また、図書館、文化ホールにつきましても、図書館では特に総合的な学習の時間での調べ学習や、あるいは図書館職員と連携し読書活動をより推進できるものと思っております。文化ホールにつきましても、これまで文化祭等で活用していますけれども、非常に好評を得ています。より近くになるため活用しやすくなるのではと思っています。また、ほかの学校行事での活用も期待されると考えています。

現在、日常的に中学生が使って、運動公園等を使っていることはありませんが、休業日などには利用することがあります。

以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) 現在の中学校は、公共施設総合管理計画は、計画での位置づけはどうなっておりますか。

○教育長(坂本 幹夫君) 内藤議員の質問にお答えします。

現在、中学校の公共施設総合管理計画での位置づけにつきましては、川南町学校施設等長寿命計画を策定し、その整合性を図っています。

目指すべき姿としましては、安心安全で快適な教育環境を確保することはもとより、変化する学習活動への適用性にも配慮することが求められています。

また、地域コミュニティや防災機能としての施設活用を図ることも必要であると思っています。

以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) この中で、中学校の統廃合は位置づけられているのでしょうか。

○教育長(坂本 幹夫君) すみません、この中でということですか。

○議員(内藤 逸子君) はい。公共施設総合管理計画の中です。

○教育長(坂本 幹夫君) 長寿命計画の中にはそのことをうたっております。

○議員(内藤 逸子君) 入れられていない。

○教育長(坂本 幹夫君) 入れています。

○議員(内藤 逸子君) 入れています。

○教育長(坂本 幹夫君) はい。

○議員(内藤 逸子君) はい。分かりました。

長寿命計画がありますが、個別施設計画での位置づけ、またこの中で今聞いたところ統廃合は位置づけられていると言われましたが、ちょっと……、位置づけられていても計画の中にも入っているから仕方がないと言われるのでしょうか、統廃合については。

○教育長(坂本 幹夫君) 学校施設等設備の基本的な方針の中に、今後の施設設備の方針の中に快適な学習環境、防災機能の強化、バリアフリー化、新中学校の建設、学校給食共同調理場設備という形で、ここに方針として挙げているということでございます。

○議員(内藤 逸子君) 町の中心部に中学校を建設することで国の有利な補助金を活用が見込めるとの説明でしたが事業名は何か、根拠は何か。

○建設課長(大山 幸男君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

都市再生特別措置法第81条に基づく立地適正化計画を策定することによりまして、都市構造再編集中支援事業に取り組むことができます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) その根拠っていうのは何でしょうか。

○建設課長(大山 幸男君) 立地適正化計画につきましては、今年4月に県土整備部都市計画課のほうにおいてヒアリングを受け、令和3年度から計画策定に取り組む予定としております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 今の時期を逃したら申請はできないのか、駄目なのか、いかがですか。

○教育課長(岩切 拓也君) 内藤議員の御質問にお答えします。

新中学校の開校時期につきましては、これからの児童生徒数の推移を見た時に、令和8年4月の開校が望ましいのではないかと考えております。

○議員(内藤 逸子君) 今、令和8年の開設を目指してと言われましたが、じゃあ申請はいつするのか伺います。

○建設課長(大山 幸男君) 内藤議員の質問にお答えいたします。

立地適正化計画につきましては、3年から4年度2か年で策定する予定としておりまして、その中で学校の申請のほうも検討していくことになろうかと思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 今から申請をするということで受け止めていいんですよね。——はい。

それで、新たに町の中心部に新築した場合の町の持ち出し金額予想は幾らか考えておられますか。

○教育課長(岩切 拓也君) 内藤議員の御質問にお答えします。

今後、これからどのような学校施設を造っていくかによって、その事業の規模が変わってきますので、今現在では町の持ち出し金額が幾らになるかという数字は出しておりません。

○議員(内藤 逸子君) 新築した場合、補助金はどの程度予算、国の補助金・交付金のあれを見ますと3分の1とか2分の1とかありますよね。それはどの程度見込んでるのでしょうか。

○教育課長(岩切 拓也君) 再度お答えします。

立地適正化計画の場合で言いますと、上限等は事業費の上限がありまして、21億円という上限の2分の1が一応補助の対象になっておりまして、その立地適正化でいきますと、10億5,000万の補助金は該当するのかなと考えています。

○議員(内藤 逸子君) 両中学校の校舎を建て替えた場合はいかがでしょうか。

○教育課長(岩切 拓也君) 両中学校をもし建て替えた場合になりますと、文部科学省の補助事業の中で小中学校の統合校舎等の新增築等で該当する事業があります。

○議員(内藤 逸子君) そうなると補助金は、補助金の対象になるということで受け止めていいのでしょうか。

○教育課長(岩切 拓也君) 新中学校の統合につきましては、新增築等の分については、事業は該当するのがあります。

○議員(内藤 逸子君) それから、校舎が古くて使えないから新たに中学校を中央部に

するという説明を受けたのですが、今の校舎が古くて建て替えないと使えないのは、いつまで使えるのか、国中、唐中、それぞれお聞きします。

○教育課長(岩切 拓也君) 内藤議員の御質問にお答えします。

両中学校の主要な管理棟教室等は、ただいま新中学校の開校を予定しています令和8年には建築から50年ほど経過しております。経過しますので建て替え等も検討していかなければならないと考えています。

いつまで校舎が使えるかにつきましては、先ほどもちょっと出ましたけれども、長寿命化計画の中で学校施設は定期的な点検を行い、安全性及び学校機能の確保について考慮しながら必要最小限の補修等を行い延命していくこととしております。

○議員(内藤 逸子君) それでは、令和8年度もまだ使おうと思えば使えると理解していいですか。

○教育課長(岩切 拓也君) 一応延命するというのでやっておりますので、使うことは可能だと思います。

○議員(内藤 逸子君) 行政座談会の意見はどのように生かされるのかお尋ねします。

○教育長(坂本 幹夫君) 御質問にお答えします。

行政座談会が行われたアンケートを見ますと、新中学校設置に関しましては、おおむね肯定的な意見をいただいているところがございますが、また、スピード感をもって進めてほしいという意見もいただいています。一方、新中学校への要望や十分な説明、多くの意見を聞いてほしいとの御意見もいただいておりますので、今後も機会を通じて丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○議員(内藤 逸子君) 町民アンケートはぜひ行ってほしいのですが、するのもしないのかお尋ねします。

○教育長(坂本 幹夫君) 再度御質問にお答えします。

学校は子供たちにとって学びの場であると同時に貴重な財産であると思っております。したがって、アンケートを実施し、その御意見も大切にしながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。なお、調査の時期や内容等については今後検討させていただきます。

○議員(内藤 逸子君) ぜひ町民アンケートを行ってください。町民全体を対象に行っていただきたいと思います。親だけの問題ではこれはないと思いますので。

それから、町民合意をどのように図るのか伺います。

○教育長(坂本 幹夫君) 今後、行政座談会とか先ほど言いましたアンケートの結果の意見を参考にしながら学校再編検討委員会におきまして新中学校に係る教育方針を策定していくこととなります。その内容につきましては、令和3年度の早い時期に説明会を開催する方向で検討しております。

なお、今後も魅力ある新中学校の設立に向けて町民の意見を大切にしつつ、丁寧に進めていきたいと考えております。

○議員(内藤 逸子君) 少人数学級には取り組まないのか伺います。

○教育長(坂本 幹夫君) 再度お答えいたします。

学級編成につきましては、国及び県の基準により行っているところでございますが、基準の上限の人数にはなっておらず、1学級の人数としましては比較的指導が行き届く範囲ではないかと考えているところでございます。

しかしながら、少人数指導のほうが効果が上がる教科もありますことから、県費負担教職員の配置状況を踏まえつつも、町雇用による教員の追加配置も視野に入れて検討することも必要ではないかと考えているところであります。

○議員(内藤 逸子君) 今の教室で20人学級にしたとき、教室の広さはどうでしょうか。ソーシャルディスタンスを考えて2メートルにしたときに今の教室で20人学級というのは使えるでしょうか。

○教育課長(岩切 拓也君) 内藤議員の御質問にお答えします。

現在の教室は40人学級を想定して造られておりますので、20人学級にした場合は2メートルまではいかないかもしれませんが、ある程度の距離が取れると思います。

○議員(内藤 逸子君) 小規模校では部活ができないなど切磋琢磨ができないといわれていますが、根拠は何でしょうか。

○教育長(坂本 幹夫君) 内藤議員の御質問にお答えします。

議員の言われるとおりに切磋琢磨というのは単に人数ということではなく、子供たち一人一人の意識をどう高めていくかということが重要であります。たとえ小規模校であっても切磋琢磨はできると考えております。

しかしながら、学校におきましては様々な教育活動が行われています。多くの人との触れ合いが教育効果を高めることも事実でございます。小規模、大規模、それぞれのメリットを取り入れながら子供たちのよりよい成長へとつないでいくことができる本町ならではの教育の推進に努めていきたいと考えているところでございます。

○議員(内藤 逸子君) 今ある2つの中学校がなくなった後のことは考えないのか。学校があることの意義、大切さ、その地域の生活、環境、歴史、人のぬくもりなど大事なことがいっぱいあります。それと現在、体育館は避難所に指定もされています。コロナで密にならないように確保できるのか、今後、もし中学校がなくなったとしても避難所というのは確保されていくのか伺います。

○教育課長(岩切 拓也君) 内藤議員の御質問にお答えします。

現在、中学校ではコミュニティスクールや地域学校協働本部事業により地域の方々が学校活動に参加してもらう仕組みづくりを行っています。もし新中学校に移行しましても地域コミュニティの核として地域とともにある学校づくりの視点を踏まえ、地域交流拠点となるような機能を持たせていけたらと思います。

体育館につきましては、両中学校がもしなくなった場合も体育館等の機能は維持しまして

町で管理することになっていくと思います。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 中学校の統廃合については住民の合意がないまま進めないでほしいと私は願っています。さっき教育長さんも十分意見徴収したりしていきましても言われましたし、町長さんも国の方針で説明はちゃんと十分にしていきますと言われましたので、そのことを強く訴えまして次に移ります。

国保問題です。保険証の配布はどうなっているのか。郵送でされているとは思いますが、今は被保険者というか保険者一人一人に保険証が渡されていると思いますが、どのように配布されているのか、返還はないのかお尋ねします。

○町民健康課長(米田 政彦君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。

保険証の有効期限は毎年7月31日までとなっておりますので、8月1日の保険証切替えに間に合うように毎年7月中旬に郵送しております。ただ滞納がある世帯に関しては、そのときには期限が決められた、ちょっと短めの短期保険証で郵送しています。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 短期保険証の有効期限切れ世帯の把握はどうされているのか。どのような方法でしているのか。漏れはないのか伺います。

○町民健康課長(米田 政彦君) ただいまの御質問にお答えします。

短期保険証の期限切れについては把握はしています。対象者に関してはリスト化しまして完了しており、漏れはございません。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 国保減免はどのように町民に周知しているのか伺います。

○税務課長(大塚 祥一君) ただいまの御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免につきましては、回覧板、防災無線、町ホームページ及びフェイスブックで広報するとともに納税相談等を通じて周知しているところでございます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 前に社保協というところがこの減免制度に対してアンケートを取っているんですが、その中で減免件数が川南町は4件となっております。これどうか少ないと思うんです。どんな周知方法をしているのかということ聞いたときに白紙になっていました、その空欄になっておりましたが、今言われたのはホームページとかいろいろ言われましたよね。最低、保険証配布などのときにこの減免制度というのはこういうことがありますよという宣伝はぜひしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○町民健康課長(米田 政彦君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。

国保制度の説明及び減免等につきましては、保険証の配布や納付書の送付と併せて一体的にやっております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) それから基金を使えば国保税の引下げは可能です。引下げの検討はしないのか。また、国保の特別会計はここ何年も黒字決算です。引き下げる財源はあります。いかがでしょうか。

○町民健康課長(米田 政彦君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。

おっしゃるように平成30年度末には基金残高は約6億3,000万円ありました。しかし、令和元年度、令和2年度の2年間で約2億円を取り崩しております。令和2年度末で約4億円ぐらいになるというふうに見込まれています。

この間、国保税は上げておりませんし、当然下げてもおりません。据置きです。据置きの状態で2年間で2億円を取り崩さないといけない状況、単純計算しますと4年間で基金は底をついてしまいます。確かに、基金を取り崩せば一時的な引下げは可能になりますが、人口減少に伴う国保被保険者数の減少や少子高齢化に伴い医療費の増加も予想されていますので、この基金というのは中長期的な視点で国保税の負担が世代間で不公平にならないようにするために活用すべきだというふうに考えます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 今、回答で基金はあと2年間ぐらいで底をつきますと言われますが、現在の加入者が納めた税金ですよね、それは。だから、やっぱり現在されている方、国保税に加入している方のお金ですから少しは下げるといふ努力というのはいかなるものでしょうか。

○町民健康課長(米田 政彦君) ただいまの御質問にお答えします。

中長期的にですけれども、高齢者が増えていっている現状で県全体でもこれに係る医療費というのが増える傾向にあるというふうに予測されております。おっしゃるように国保税を納めた方々のいわゆる残金を積み立てたものじゃないかというふうにおっしゃっておりますが、これまでに納めていただいた方というふうな解釈をしていただいたほうがよろしいかと思えます。毎年度、国保税の算定に当たってその年度に限って国保税を算定していきますと、国保税が年度によっては大きく上がったたり下がったりを繰り返すこととなります。これはやはり国保税を納めていただいている方々にとっては非常に不安定な生活でのお金を納めることになっていきますので、ある程度一定の金額、税率を維持しながら将来に向けて安定的な国保財政運営、要は負担がある程度抑えられながら医療が受けられるという体制を整えていくのが我々の役目だと考えています。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 国は基金の基準というのを決めておられると思いますが、幾らでしょうか。

○町民健康課長(米田 政彦君) ただいまの御質問にお答えします。

私自身はその金額は把握しておりません。すみません。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 自治体によって最低どのくらいというのを国が示していると思うんですね。ぜひ把握していただきたいと思います。

子供の医療費は減免できないかについて伺います。現在、1,000円の自己負担があります。これを無料化できないか。窓口での子育て支援をして安心して医療を受けられるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉課長(三角 博志君) ただいまの御質問にお答えいたします。

子供の医療費の負担軽減というのは所得格差などを解消しまして誰でも平等な医療を受けられるようにする手段として大変重要であると認識をしているところです。

本町では乳幼児の自己負担額が1診療報酬当たり300円、小学生から高校生までのほうが1,000円というふうになっております。この自己負担額を現在維持するために助成額としましては令和元年度の実績の金額で申しますと大体4,398万円ほどかかっております。

一方、自己負担をされる保護者の方々の負担額というものは乳幼児分のほうは約233万円、それから人数でいいますと延べ人数で7,784名ということになりますが、それから小学生から高校生までが約853万円、延べ人数で8,536名分となります。これらを無料化した場合は令和元年度実績で申しますと1,100万円程度、町の負担が増えるということになります。

県内の状況を見ても、入院について自己負担なしとしている自治体が中学生までが宮崎市をはじめとする11市町村、高校生までを無料にしているのが西米良村、それから未就学児のみを対象としているのが西都市をはじめとする3市町でございます。また、その外来について自己負担なしとしているのは中学生までが7市町村、これは串間市、国富町などがございますが、高校生までを無料としているのが西米良村、それから、未就学児のみ対象としているのが宮崎市をはじめとする6市町でございます。

いずれにしてもこの2、3年で無料化が徐々に広がりつつあるという状況でございます。こうした状況を踏まえまして本町としましても前向きに検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) 大変なことは分かりますが、社会的状況というか子育て支援がどんどん進んできていますので、川南町もぜひお願いしたいと思います。

次に、インフルエンザ予防接種の無料化はできないか。児湯郡内の状況はつかんでいますか。インフルエンザがコロナの影響で流行していないといわれていますが、どうでしょうか。

○町民健康課長(米田 政彦君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。

季節性インフルエンザの予防接種について、郡内の状況ですが、本町がまず昨年度に生後6か月から中学校3年生までに対して1回に限り1,500円の自己負担でできるようにいたしました。ほかの郡内の町がそれに追随する形で今年度から同様の事業を展開しておるようです。65歳以上の方には1,000円の自己負担で予防接種が受けられるようにほかの町もやって

いるんですけれども、一部、町にあっては無料化にしているところもあるようです。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 国保税について質問をしてみましたが、やっぱり町民の声は高くてなかなかだというのがありますので、ぜひ少しでも安くなるように検討していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長(河野 浩一君) 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後2時50分閉会

令和2年第10回(12月)川南町議会定例会会議録

令和2年12月9日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和2年12月9日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第65号 川南町課設置条例の一部改正について
- 日程第2 議案第66号 川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第67号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第68号 川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第69号 川南町介護保険条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正について
- 日程第6 議案第70号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第7 議案第71号 町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の受託について
- 日程第8 議案第72号 令和2年度川南町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第9 議案第73号 令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第74号 令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第75号 令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第76号 令和2年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	岩切 拓也 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	大塚 祥一 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長(河野 浩一君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、「議案第65号川南町課設置条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2、「議案第66号川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員(川上 昇君) 議案第66号ですが、新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設の業務従事ということで説明がありましたが、この想定される業務ということで説明されたんですけれども、この軽症者等に係る宿泊療養施設は具体的に、もう一応、町としては決定をしているのでしょうか。そして、この収容人員というか、どれぐらいの規模の療養施設なんですか伺います。

○総務課長(新倉 好雄君) 川上議員の御質問にお答えいたします。

今回の提出いたしました特別勤務に関する新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設の件でございますが、現在、県内の延岡圏域、また宮崎市圏域、あと都城圏域の3つのブロックに分かれまして、県のほうで宿泊所のほうを設定しているようでございます。

川南町におきましては、宮崎市圏域に入りますので、宮崎市内のほうで、ひまわり荘と宮崎ライオンズホテルの2施設を県のほうが準備しておるようでございます。

現在、川南町のほうにも協力依頼が、要請が来ておりまして、川南町が担当するホテル、宿泊所は、宮崎ライオンズホテルのほうでございます。

宿泊可能人数が、ちょっとすいません、手元に資料がないんですけど、また準備して、また御報告したいと思います。すいません。

○議員(川上 昇君) 8つの地域でしたか、県北ですとか日向、それからこちら辺は西都児湯という地域で分かっているわけですがけれども、そのエリア内で決定とかいうことじゃなくて、もう県、3つで、先ほど説明があったような区分になっているということですね。分かりました。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3、「議案第67号川南町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4、「議案第68号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5、「議案第69号川南町介護保険条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 名称変更によるものと思われませんが、この名称変更の分かりやすい背景というか、説明していただけないでしょうか。

○町民健康課長（米田 政彦君） 名称の分かりやすい説明ということですので、まず平均貸付け割合から申し上げますが、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合ということになってます。

ですので、例えば令和2年の分につきましては、もう令和元年中に、この利率でいきますということで、平成30年の頃からの分をやっています。12か月分を平均して、財務大臣が告示をする形になっています。

延滞金特別基準割合というのは、その平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合になります。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) この条例を見てみますと、なかなか私、理解しにくかったものですから聞きました。また、分かりやすいというか、理解がしにくいというか、そういうことだったので質問しました。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6、「議案第70号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7、「議案第71号町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の受託について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員(米田 正直君) 議案第71号町営基幹水利施設管理事業の事務の受託についてありますが、これは、令和2年第5回6月議会で提案可決された議案第37号、令和3年新規採択町営基幹水利施設管理事業に事務の受託だと思います。切原ダム、青鹿ダム、宮ヶ原頭首工、宮ヶ原導水路、幹線水路、鶺戸ノ本調整水槽の施設は、高鍋町、都農町、川南町が、尾鈴土地改良区、小丸川土地改良区から基幹水利施設を移管され、3町がこの基幹水利施設

の管理事業についての事業主体となり、その事務を2町から受託するという捉え方でよろしいかお伺いいたします。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

先ほど御説明いただいたとおり、3町が事務を移管を受けて執行するということになりました。

○議員(米田 正直君) この議案が提案されたということは、移管申請が終わり、国の認可があったと思いますが、その経過を教えてください。

事務の委託に関する規約についても、地方自治法第252条の14で、協議により規約を定めることになっていますが、それを含めて一連の流れを簡単に説明していただきたいと思います。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

先ほどありましたように、まず6月の定例会にて御議決を頂き、その後、同意取得のほうを行っております。3分の2の同意を受けて、その上で計画を告知いたしまして、公告縦覧、もろもろの手続が終わった後に、ようやく町営事業の事業確定を迎えております。

でも、実際、3町で事業を行うというところまで確定しておりますので、それを受けた上でということで、今回、川南町への事務の委託という手続に入っております。

以上です。

○議員(米田 正直君) 地方自治法の第252条14での協議ですけれども、これからということでは捉えてよろしいのでしょうか。

○農地課長(三好 益夫君) 協議につきましては、今回、議決を頂いた後に各町と協議をした上で、例示してあります、案で示してあります規約を設定することに向けてということで手続を進めてまいります。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 町営の基幹水利ということなんじゃけんど、この施設管理は町がすることになるわけですがよ、当然この施設管理すれば管理費、維持管理費、また水の使用料等も、高鍋、都農町から徴収することになると思うわけですが、この尾鈴土地改良区も水を使うわけじゃが、当然、使用料、経常賦課金を取らなならんわけだけんど、この管理者は維持管理していかんたによ、土地改良区が払うべき経常賦課金ですか、それを補助するというような状態になつとるわけですがよ、この維持管理費の財源はどげんして確保すつとですか。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

維持管理費の財源がということでしたが、まず、この事業は土地改良区が実施している事業のうち、ダム等に関わる基幹水利部分のみ町営で維持管理を行うというふうになっております。

なので、賦課金とかそういったものに関しましてはこれまでどおり、改良区のほうで賦課

金を集めてということで運営されます。

この部分の財源がどうなるかということなんですけど、この事業対象になった部分、この部分に関しましては、国から30%、県から30%補助を頂いて維持管理を行うということになっております。

残りに関しましては、3町で受益者、受益面積割合に応じてということで負担して、維持管理、ダム等の部分にのみ維持管理を行っていくという内容になっております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 町が、以前は土地改良区が維持管理しよったときには、不足分を町が補助しよったが、今もそれと変わらんとするけど、それで土地改良法じゃ、この維持管理については受益者の果実をもって運営するごつなるとははずじゃけど、恐らく、これ町の補助ということは、町民、町税で賄われておるわけだから、全ての住民にそういう何をせんな公益性に欠けるわけだけど、今度は畜産用水の場合は今の支線水路から給水栓まで、給水栓も含めて、自分でお金を払いよるとやけど、相当、高い使用料を取りよるわけだけど、こういう、本当は、これ同意事業だから、そもそも給水栓を設置して、給水栓設置費も開けんな、工事費を払わんでいいという仕組みになつとるが、おかしいっちゃねえですか、それは。

給水栓設置を同意しとって、これは設置したら費用を払わんならんはずやけど、そういうことしよったら、もう町の財政が逼迫しとる状況で、こういうのをずっと続けよったら、もう町民全体に還元せんならん町の財政運営において、これは不公平が生じるとじゃねえですか。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

今回の基幹水利施設管理事業につきましては、全ての施設はということではなく、ダム等の基幹的な部分、特にそちらのほうもある程度公益性が見られるからということで、国からの高い補助を受けれるという事業の申請を行っていくところです。

ただいま議員がおっしゃったように、本来、土地改良事業というのは受益者の方、使われる方が賦課金を支払われて、それで運営するというのが正しい姿だというのは、おっしゃったとおりだと思います。

現在、先ほどおっしゃられたように、開栓をしないと賦課金を頂けないような制度になっておりますので、運営費が不足し、その分を町から運営費補助ということでやっている事実があります。

ただ、今後、こちらも賦課金をどんどんもらえるように開栓していただいて、改良区のほうも早期に自分たちで運営ができる体制にいくようにということを町のほうも支援して、本来の姿になるようにというふうに努力していきたいと思っております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) あんたが何を言おうとも勝手じゃけど、そういうことを言う

とやったら、やっぱり、今、開栓率が20%そこらで、そういうのは通用せんとやねえね。やっぱり少なく、もう100%ぐらい開けるような努力をして言うとやったら、まずそれで開けて、農業生産が上がって、町の財政を潤して、それを町民に還元できるような状態になればいいですけど、今の状態やったら、そういういろいろ、あんたどんが言うて、通用せんとやねえね。

もうちょっと、課長が、課長になってからでん、全然以前と変わらんわけじゃがよ、その開栓率が。やっぱり開栓率を上げる努力を、難しかかもしれんけど、それが課長の仕事じゃと思うわけだけど、そこら辺はどう考えますか。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

議員が御指摘いただいたように、確かに、今、開栓率のほうは低い状態になっていると思います。それに、今、伸びているかといっても、なかなか少しづつしか伸びていかない状況であります。

ただ今後、今、おっしゃっていただいたように、町のほうも努力して行って、開栓率が上がるようにという努力を、今後していきたいと思います。

以上です。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第8、「議案第72号令和2年度川南町一般会計補正予算(第7号)について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第72号の川南町一般会計補正予算についてお尋ねします。

14ページの畜産バイオマスエネルギー利活用支援事業補助金について説明をしてください。

それと18ページの土地購入費について挙げられておりますが、どこなのか、面積・目的がはっきりしていないので、説明を頂きたい。

それから、30ページのコロナ対策電子地域通貨ポイントという報償費というんですか、7,600万円について1人5,000円を配布するものとなっておりますが、それだけではなくていろいろ諸経費が要っていると思います。本当に効果があるのか説明していただきたいと思えます。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 内藤議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、14ページの畜産バイオマスエネルギー利活用支援事業補助金118万2,000円についてであります。こちらのほうは前回の9月議会で可決を頂きました、バイオマス産業都市構想委託料605万円に対します県からの補助金でございます。

続きまして、30ページのコロナ対策電子地域通貨ポイント付与報償費7,600万円でございます。こちらのほうは町民の方に5,000円ポイントをチャージしましたカードを配布しようとする事業でございますが、その関連費用につきましては、その下に書いてあります印刷製本費、通信運搬費、封入封緘業務委託料ということで、こちらのほうが7,600万円に追加した総費用ということになります。

経済効果につきましては、7,600万円分、町内の電子地域通貨の取扱店で利用されるということで経済効果のほうは十分あるというふうに考えております。

以上です。

○まちづくり課長(山本 博君) 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

土地の購入についてであります。場所についてであります。場所につきましては、白坂住宅の北側の土地になります。面積は3,168平米になります。

あと目的でございますが、昨年度から、トロントロンドーム北側の土地を取得させていただいております。もともと町の中心部に雑木林等がありまして有効に活用されていないといったところがありまして、町の活性化、にぎわいのために検討をしていたところでもあります。

最終的に既存の公営住宅の駐車場用地の拡張、また新規の公営住宅の建設用地、あと隣接する運動公園の駐車場及びそのアクセスする道路等について、今、先行的に取得をしておりますので、全体の取得ができた状態で最終的な検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 今の問題から行きますが、土地を先行取得しているという説明がありましたが、根拠は何でしょうか。

○まちづくり課長(山本 博君) 再度、内藤議員の御質疑にお答えいたします。

先行取得という形で表現させていただきましたが、一括で丸々これを全体的にこの面積を取得しているわけでは今のところございませんので、段階的に取得をしていっております。

もともと、この雑木林の所有者の方が町のほうに購入してくれないかということがありましたので、町のほうも、この町の中心部にそういった雑木林がありますので、それを開発することで活性化につながると考えておりますので、それが今後——その他の土地もまたありますので、そこの所有者との関係もありますが、全体的な面積が固まった時点で最終的な検討をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 今開発されている白坂住宅の横の土地ですけれど、いろいろわさが出ていて、私たちは、この予算として今度初めて挙がってきて分かるわけですね。

分かって町民から聞かれたときに説明するときに、まだ不確かなことは言えないので聞いているんですが、やっぱり何を造るのかという目的というのはあの一してもらわないと、あまりにもこの提案理由の説明というのは大まか過ぎて分かりにくいと思いました。

それからあの、この通貨ポイントのことですが、効果はあると言われましたが、なかなかどのくらいの効果というか、今までもしていましたよね。そんなものの町民の利用というのはどのくらいしているんでしょうか。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 現在実施しております電子地域通貨事業は、マイナポイント事業を実施しております。こちらのほうがマイナンバーカードをお持ちの方が上限2万円チャージをしますと、国から25%、町が独自で25%上乘せしまして、2万円が3万円になるという事業でございますが、現在のところ1,050の方が利用をされております。毎週締めしてお支払いをしておるんですけど、幅広い店舗のほうで御利用を頂いておるところでございます。

経済効果につきましては、その額面どおりマイナポイント事業におきますと、3万円掛ける2,000人分ということで6,000万円、今回は1万5,200人の5,000円ということで試算をしておりますが、単純に7,600万円は町内の店舗で利用されるということで経済効果はあるというふうに考えておるところでございます。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(養原 敏朗君) 2、3点、質問させていただきます。

まず、30ページ、コロナ対策電子地域通貨ポイント付与報償費の件です。今、経済効果はあるというお話ですけど、確かに一部はあるでしょう。過去のプレミアム付き商品券等々で見ますと、一部の大手スーパーとか、あんなところに流れている傾向が強いと。これで全体的——もうちょっと言うなら小規模店舗とか、今回で言えば、地域通貨の取扱店でないところは全くメリットがないということではないかと思うわけです。

そして、これは報償費で組んでありますけれど、報償費というのは、ある意味いろんなことをしていただいたお礼とかに本来組むのが報償費で——御存じのように賃金という節がなくなりましたので、賃金もこの中に入るという解釈もあるようですけれど、全町民に何かのお礼に5,000円ずつ配るのが果たして効果があるのか。それと、もうちょっと本当に困っていらっしゃる方にピンポイント的にやる方法はなかったのかという気がいたします。

それに関連しますけれど、その下段のほうでテークアウトスタンプラリー業務委託が、商工会がやるから今回もうやめますよということですけど、事前の調査とかは十分にされたんだろうかという気がします。同時に、経営持続事業支援金4,775万円を今回減額されておりますけれど、PRとか事前の業者さんのニーズの把握とかは十分だったのかなあという疑問を持たざるを得ません。

次に、34ページです。8款3項都市公園費、今回、運動公園の再整備委託料で1,000万円減額しております。

説明では、宮崎国体に向けての視察が遅くなって、今年度では今から発注しても間に合わないからということですが、確かに宮崎国体に向けての軟式野球場の会場予定地になっておりますので、その要望を入れることは大事でしょうし、そこを利用して何がしかの補助金も来る可能性がありますので、それはそれでありがたいんですけど。

本来はこの運動公園の再整備委託は、宮崎国体とは関係なしに町民のためにやるのが趣旨でしょうから、その辺もよく御理解いただいて、宮崎国体だけのために整備の終わらないような委託にさせていただきたいと思います。その点お伺いします。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 蓑原議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、電子地域通貨ポイントの経済効果についてでございますが、この予算を計上しますときに一番もとになりましたのが、前後しますけれど、経営持続事業支援金につきまして、国の持続化給付金50%以上の減額です。個人100万円、法人200万円を受けられない売上げ減少率が20%から50%の方を支援するため、一律15万円の400社分6,000万円を計上しておりましたが、PRにつきましては商工会を通じたり、また広報紙等々で行ったところでございますが、12月1日現在で19件しか申請がございませんでした。

いろいろ聴き取りをしましたところ、飲食店関係につきましては持続化給付金、個人は100万円、法人は200万円を受け取ったということでありましたので、ほとんどの事業者が持続化支援金を受け取られておるといふふうに判断しました。20%から50%の売上げ減少率の方は、先ほど申したとおり、19件ということで、あとの方は20%以下の売上げ減少率ということになります。

10%から20%の売上げ減少率につきましては、コロナ以外でもあり得る話でございますので、そういった方をまたヒアリング等で選別といいますか、聴き取りして、そこにまた給付金を支給するというのはいかなるものかということで悩んだ末に、今年度導入しましたコロナ電子地域通貨ポイントを、町民の皆様方に一律5,000円ずつ配布したらどうかということになりまして行ったところでございます。

議員がおっしゃったとおり、取扱店舗しか利用されませんので、店舗登録されていない店舗では利用がありませんので、そこには効果が出ません。しかしながら、うちのほうは取扱店舗に対する登録の制限とかは全く設けておりませんので、町のほうも、こういった事業をやっていきますようということで登録を促していき、1店舗でも利用が増えるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○建設課長(大山 幸男君) ただいまの蓑原議員の御質疑にお答えをいたします。

8款3項5目都市公園費13節の運動公園再整備委託料の減額の件なんですけれども、議員がおっしゃるとおり、これは野球場だけの再整備ということではなくて全体のものでありまして、国体のためだけではないんですけれども、中央競技団体の野球場に関しまして指摘事項を反映ができないというふうなおそれがありましたので、今回、野球場だけの話ではない

んですけど、その野球場のことがあったので、1年延期ということで減額させていただいたところであります。

以上です。

○議員(荻原 敏朗君) 運動公園の再整備委託については理解しました。

まず、コロナ対策の通貨ポイントの件ですけど、そもそも地域通貨ローカル・カレンシー事業というのは、ほとんどうまくいっていないと言ってもいいんじゃないかと思います。仮に、うまくいっているところがあるとすれば、ボランティア作業とか、そういう方たちにポイントを与えるよというところが唯一、何とか続いているようです。

課長がおっしゃったように、地域通貨は、その地域でしか逆に使えないというデメリットになるわけです。取扱店も私お聴きしましたら、そのためにいろんな機械設備を入れる必要もあると。お客さんの中では「来られるお客さんは、そういうものを使われる人はいらっしやなくて、ほとんど現金なんですわ」という声も聴きました。

そういった意味で、先ほど言いましたように、今までの商品券の例を見ますと、大型店舗等に流れている傾向があるんじゃないかと思って、経済対策ちゅう意味で——5,000円をもらうことはうれしいでしょうけれど、そういった意味の効果はあるんでしょうけれど、悪く言えば、ばらまきになるんじゃないかなという気がしなくはないです。

それと経営持続事業支援金については、国の事業を受けていらっしやいましたから19件しか申請がありませんでした。これこそ事前のリサーチが足らなかったことの裏返しじゃないんでしょうかね。よい事業だと思ってこれに賛成したわけですけど、僕たち自身も「あっ、これは反省せないかな」と思っているところですけど、あまりにも事前のリサーチがちょっとずさんだったんじゃないでしょうか。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 荻原議員の御質疑にお答えをいたします。

リサーチが足りなかったのかと申されましたけれど、そう言われると、そのとおりのかなあというふうに感じております。

こちらのほうが50%以上の方が、この20%から50%のほうは申請できないということは御理解いただけていますでしょうか。——はい。

この事業予算が通りまして募集をかけて案内をいたしまして、結構来るものというふうに思っておりましたが、思いのほか飲食店の方は一律に50%以上の減益になったというのを後から把握することができました。逆に議会に提案したときには30%以上50%未満ということで提案をしたんですが、委員会等で20%に下げたほうがいいということで20%に下げて実施したところでございますが、結果19%だったということでございます。

ちょっと話が変わりますけれど、先ほどテークアウトの質問があつておまして答弁が漏れておりましたので、テークアウトについて答弁させていただきます。

予算を計上させていただいたときには、まだどこもホームページとかいろんなイベントをやっていませんで、うちもぜひやって飲食店を支援したいということでございましたが、別

の支援事業等々に時間を取られましてちょっと政策が遅れましたところ、見てみますと、商工会をはじめ、いろいろインターネットサイトのぐるなびですとか、そういった食料・食品関係の予約サイトのほうが充実したものを作っておいりましたので、今回は減額をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議員(荻原 敏朗君) ポイント追加の点ですけれど、大型店に流れるんじゃないかという心配についてはどうお考えなんですかね。

それともう1点。これは報償費で全町民に配るとするのは、報償費の性格としていかななものかという気がするわけです。

それと持続化給付金の件ですけれど、思いのほか50%以上の売上げ減だったと。これこそ、まさに実態を把握してらっしゃらなかったことの裏返しじゃないんでしょうか。どうお考えですか。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) まず、報償費についてでございますが、この電子地域通貨ポイント事業を実施しております全国の自治体が、ほとんどが例えば商工会さんに委託をされておったり、銀行のほうに委託をされておられまして、委託料ということで予算を計上されておりました。それで、全国的に直営でやっておりますのが、静岡県西伊豆町さんとうちだけでございまして、あと財政と協議をしましたところ、消去法的に報償費しか適当な費目がございませんでしたので、報償費ということで予算を計上させていただきました。

それとあと、大型店につきましてでございますが、町内の大型店といいますと、名前を上げますとコスモスさん、救命堂さん、コメリさん、Aコープさんあるんですが、いずれの業者もトロン通貨の取扱い加盟店になってくれておりません。パントリーけいすけさんだけ入ってもらっているんですが、パントリーけいすけさんは確かに電子地域通貨の利用額は群を抜いて利用額が多い状況にございます。

しかしながら、ほかの例えば自動車整備工場、ガソリンスタンドさん、それから飲食店さんのほうにもお金が電子地域通貨の取扱いの実績がございますので、一概に大型店だけに流れてはいないというふうに判断しておるところでございます。

すみません。50%以上の持続化給付金の申請の把握をしておくべきではなかったのかと言われましたが、もうそうおっしゃれば、調べておりませんでしたので、怠慢と言われれば怠慢と思われても仕方がないというふうに考えておりますが、今後は商工会とまた個別に事業者のほうと連絡を取り合いながら、情報収集に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(中村 昭人君) 議案第72号令和2年度川南町一般会計補正予算(第7号)、ただいまの30ページ、7款1項2目ですね。

コロナ対策電子地域通貨ポイント、重ねてのちょっと質問になりますが、まずこの地域通

貨ポイントを付与するというこの手続について、ちょっとお伺いしたいと思いますが、先ほどありましたようにもうマイナポイント事業で一定の方がこの地域通貨ポイントを使用されているということ。今回、カードを送付、この通信運搬費というふうにありますけども、カードを各個人宛に送るということでの理解でよろしいですか。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 中村議員の御質疑にお答えをいたします。

配送につきましては世帯で考えております。現在の想定は7,100世帯で見えております。配送方法はゆうパックで送りまして、本人確認をして渡してもらいますので、後でカードが届いていないとか、そういった苦情はないものと考えております。

以上です。

○議員(中村 昭人君) カードを配るということでありますが、私もそうなんですけど、携帯にほうにアプリでインストールをして、携帯のほうで決済をするという方もいらっしゃいます。その方がカードを受け取った場合に、携帯のアプリのほうにチャージができる、できないといけないと思うんですけど、そのことについて、ちょっと手順等詳しく教えていただきたいと思います。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) ポイント移行に関する御質問でありました。

今回、カードのほうを送付しますが、現にスマートフォンのアプリを御利用の方につきましては、アプリを開きまして4ステップぐらいでポイント移行ができる機能がついております。こちらにつきましては、動画を作成しております。また紙のフローでマニュアルを同封したいと考えておりますので、簡単にスマートフォンアプリのほうに移行できるものと考えております。

以上です。

○議員(中村 昭人君) 承知しました。

この電子地域通貨、今後もこの電子地域通貨を運用していくにあたって、その各配られたカード、これは今後もそれは1回ポイント5,000円分がもう終わったら、使い捨てではなく、次いろいろ地域通貨の普及方法というものを考えられておると思うんですけども、引き続きそのカードには要するにひもづけがされていて、今後もそれを使ってそのカードが基本的に使えるようになるのかという質問ですね。

あと、もうちょっと最後になりますけど、先ほどのこの予算のところ、持続化給付金の減額の分ですよね。20%から50%未満の商工業者で、6,000万円の予算がしていましたがということなんですけど、今回その減額になったからこれを充てたということでは、全てイコールではないと思うんですけども、実際その疲弊した商工業者の支援に充てていたものといえれば、今回がそのこれは経済活性化の一環ということと、地域通貨の普及という部分になると思うと、ちょっと性格が違ってくるんだと思うんです。今、第3派がこれだけ全国的に猛威を振るう中、そして川南町でも感染者が2名出ている状況で、かき入れどきの業者に対してはもう非常に痛手になっているというふうに感じております。

ぜひこの減額になったから経済対策に回した、できたから回したんだというのではなくて、引き続きそういった疲弊ダメージを受けているということの支援は支援として、しっかりとやっていただきたいということを申し添えて、さっきのこのカードを持続して使っていけるのかどうかの答えをお願いいたします。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 中村議員の御質疑に再度お答えいたします。

今回送りますカードにつきましては、今、マイナポイントで発行しておりますカードは赤色でございますが、黄色で発行することにしておりまして、この黄色のカードにつきましては、もう使い捨てということで考えております。スマートフォンをお使いの方は、先ほど申したとおりポイントを移行してもらえればスマホで使えるんですが、赤いカードを持っている方に、また同一の赤いカードを送りますと混乱をするということで、黄色にしたわけございまして、デザインがちょっと変わっておりますので、もう黄色のほうは使い捨てで使い終わったらもう破棄してもらおうと。今、マイナポイントで御利用になっている赤いカードにつきましては、このまま引き続き御利用いただければと思います。

電子地域通貨の事業につきましては、まだ当初予算の査定が終わっておりませんが、幾ばくかのまだパーセンテージは決まっておきませんが、チャージ額に応じて10%から何%というような感じで検討して、事業は継続して進めてまいりたいというふうに考えております。

それと経営持続支援事業支援金の減額で、電子地域通貨ポイントのほうに回したのは、性質、性格が違うんじゃないかということでございしましたが、先ほど申したとおり、もう50%以上で国の持続化給付金を受けられていらっしゃる方、また20%から50%未満で支援を受けている方につきましては、もう二重の支援はしないということで判断をいたしましたので、このように電子地域通貨ポイントのほうに持っていったわけでございますが、商工会のほうからもいろいろと御要望もいただいておりますので、そういうのを精査しまして、また支援ができるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(川上 昇君) 議案第72号をお尋ねします。2、3お尋ねします。

予算書の17、18ページ、財産管理費の中ほど、少し下ですが、備品購入費というところになろうかと思えます。

説明では532番の効率的な行政システムづくり、施設管理の効率化ということで、ドライブレコーダー公用車取付委託料ということで、19万8,000円が組まれておりますけども、今の時代ですので分からなくはないんですが、この19万8,000円という金額は、これどの車に何台分なのかをお尋ねします。

それから、一番そのページ下、企画費ですね。土地購入費2,186万円ですが、先ほど同僚議員が質疑しましたが、説明を聞きましたけども、確かに昨年度トロントロンドーム北側の土地購入ということで、これの説明は白坂住宅の駐車場にメインとして使いたいんだという

話でした。

ところが先ほどの説明では、価値ある環境づくりこれ計画的に町としてもあの近辺のいわゆる雑木林について取得して、価値ある環境づくりということで進めていきたいというような話でしたけども、そうしますと当然当初計画で計画的に取得されていくというのが通常のやり方だと思うんですが、この時期に補正予算で上げるということになったわけですね。そこで、価値ある環境づくり、このワードについて先ほど担当課長も説明されておりましたけども、これとじゃあ、去年のトロントロンドーム北側の土地、これが同じくくりというふうに聞こえてしまうんですけども、この価値ある環境づくりというワードはいつ頃から出たのか、もう一度その中身について想定されているまちづくりについて伺います。

それから川南町土地開発基金、すみません、ちょっと私も勉強不足で、これ十分承知していないんですけども、この川南町土地開発基金について伺います。

それから、当初計画でない、この時期になったいきさつというのを、先ほど説明されたかとは思いますが、どうして今なのかということを一たび、大変申し訳ありませんが説明をお願いします。

それから、次のページ、19ページ、20ページちょうど中ほどですが、自治振興費でドライブレコーダー公用車取付委託料36万5,000円とあります。これ自治振興費ですからそれぞれの公民館に配置している青パトにこのドライブレコーダーをつけようとされるんでしょうが、6台分なのか。そして、どうして青パトにこれをつけようとされたか、いろいろ協議された結果でしょうけども、そのいきさつについてお尋ねします。

○総務課長(新倉 好雄君) 川上議員の御質問にお答えいたします。

2款1項5目の財産管理費中、ドライブレコーダー公用車取付けの委託料19万8,000円の内訳でございますが、目的としましては出張時の交通事故、トラブル防止のため、正確な状況把握を目的としております。

台数につきましては、3台を予算提案をさせていただいております。3台の中身でございますが、現在、管理しております公用車の中で比較的県外、町外出張に使用する頻度が高い公用車に今回装備をして、正確な状況把握に努めたいと考えております。

以上でございます。

○まちづくり課長(山本 博君) 川上議員の御質疑にお答えいたします。

まず価値ある環境づくりということでございますが、やはり先ほどから申しますように町の中心部に雑木林がやっぱりあるということで、これは有効に活用したいというのが目的であります。

去年、取得したときに公営住宅の駐車場用地の確保ということで、補足説明では申し上げさせていただいたと思いますが、当然既存の公営住宅の駐車場としてもそれは検討したいというふうに考えております。

また、そればかりではなくて、今後想定される山林がまだありますので、その方の申し出

によりますと、その方の御意向もありますが、今後は取得面積が広くなれば、公営住宅と隣接する運動公園の駐車場、またアクセス道路等の相対的な検討に入っていきたいというふうを考えております。そこの山林、雑木林をこの中心部として有効に活用して、人の賑わいを創出したいというのがやはり目的でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

この土地開発基金であります、やはり議会に予算を計上する期間もなく、そういった時間的余裕がない場合に、この土地開発基金を活用して先行的に取得できるといったところがありますので、この基金を活用させていただいているところでもあります。

あと時期的には、この土地の所有者が宮崎市と埼玉県の方でありますので、また年齢的にも御高齢というところもありますが、買取りの時期、本人の意向が重なったということもありますので、今回、とりあえず基金で買取りをさせていただいておりますので、今回は一般会計に予算計上しまして、基金のほうから一般会計のほうに取得をしたいというふうを考えております。

青パトの件であります、これは各自治公民館単位でいろんな交通パトロール、小学生の見守り隊とかいろんな活動をしていただいております。その関係で事故等があるといけませんので、そういった意味からも青パト6台という形で予算化をしているところでもあります。

以上です。

○議長(河野 浩一君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時03分休憩

.....

午前10時13分再開

○議長(河野 浩一君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

まちづくり課長に発言を許します。(発言する者あり)失礼しました。産業推進課長から発言を許します。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 先ほど蓑原議員の答弁の中で、19「件」を19「%」というふうに申したそうでありますので、訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長(河野 浩一君) まちづくり課長から発言を許します。

○まちづくり課長(山本 博君) 先ほどの川上議員の御質疑で訂正させていただきたいと思っております。

まず、川南土地開発基金についてであります、議会に諮る時間的余裕がなかったといった旨の発言をしましたが、この土地開発基金につきましては、自治体が土地をあらかじめ先行的に取得する場合には、この開発基金を使用できるというふうに条例でなっております。

なぜこの時期かというのが、公有地の拡大の推進に関する法律第5条で、地方公共団体に対する土地の買取り希望の申出というものがあります。

これは、まず本人の申出によりまして、本人が県のほうに届出をします。県のほうがこの土地を買取りますといった場合には、それで完結になるんですが、県のほうが土地を買取らないといった場合に、町のほうに買取りの打診があるような流れになっております。

この土地を取得したのが、9月23日に取得をしております。この手続上としまして、本人が買取りの届出をしてから6週間で完結をしなければならないということから、制度的に議会に諮る時間的余裕がなかったといったことから、基金を活用したというふうに訂正をさせていただきます。

以上です。

○議員(川上 昇君) すいません、先ほど私ちょっと聞き漏らしたかと思いますが、19ページ、20ページの自治振興費、ドライブレコーダーの件なんですが、36万5,000円、これ青パトが6台ということではなかったか。すみません、失礼しました。

それと、ただいまの川南町土地開発基金ですが、説明を聞いておりますと、いずれにしても町のお金でしょうから、いわゆる科目というか、費目の振替の手続というふうになるのでしょうか。

○まちづくり課長(山本 博君) 川上議員の御質疑にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、手続上の問題というふうに理解していただければと思います。

以上です。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(米田 正直君) 2点ほどお伺いいたします。

27ページ、28ページ、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、鳥獣被害防止対策推進事業補助金136万円についてであります。鳥獣被害が増えているということでございますけれども、具体的にどういった被害が出ているのか、また有害鳥獣駆除に充てる事業費だと思いますけれども、鳥獣の種類によって単価が違っていると聞きますがお尋ねをいたします。

2点目、31ページ、32ページ、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、町道維持管理業務委託料500万円についてであります。どこへどのような形で委託されるのかお尋ねいたします。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 米田議員の御質疑にお答えをいたします。

鳥獣被害につきましてですが、実績を申し上げますと、令和元年度の実績が、猿が4頭でございました。今回は15頭の計上でございます。駆除単価は8,000円となっております。

鹿につきましては、令和元年度の実績が162頭で、今回は240頭で見込んでおります。単価は7,000円でございます。イノシシにつきましては、令和元年度の実績が165頭で今回は202頭で見込んでおりまして、単価は7,000円でございます。

最後にアナグマでございますが、令和元年の実績が17頭、今回は30頭で見込んでおりまして、駆除単価は1,000円となっております。

以上です。

○建設課長(大山 幸男君) ただいまの米田議員の御質疑にお答えいたします。

8款2項2目道路維持費13節の町道維持管理業務委託料でございますけれども、これは川南土木業協会等に委託する分でございますして、樹木の伐採、草刈り等の要望が多く、また老朽化した町道の舗装等の補修等の件数が多くありまして、その対応により予算が不足するため、計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議員(米田 正直君) 鳥獣被害防止対策推進事業につきましては了解いたしました。

町道維持管理業務委託料でございますが、川南土木業協会ですけれども、何社ぐらい入っておられるのでしょうか。

○建設課長(大山 幸男君) 川南土木業協会につきましては、5社入っておられまして、そのほかにも入っておられないBクラス等の業者にも、修繕等は委託しているところでございます。

以上です。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(徳弘 美津子君) 議案第72号令和2年度川南町一般会計補正予算(第7号)で、一つだけ伺いたいんですが、歳出でいけば3款の民生費、24ページになります。

一時預かり事業補助金2,103万1,000円が増額になっておりますが、説明の中では、石井十次石井記念川南保育園、川南東保育園の私立さんが実施している一時預かりの増額と、これは県交付金額が引き上げられて、運営事務経費加算が新たに交付されることとありますが、これ国、県が3分の1ずつ出して、町が3分の1出しているわけですが、実際にこの事業がどれくらいの人たちの人数になっているか、把握されている人数などが分かりましたら教えてください。

○福祉課長(三角 博志君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

すみません、こちらのほうに把握している人数は持ち合わせておりませんので、また後ほどお知らせさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○議員(徳弘 美津子君) 後ほどお願いします。

そして、自分の委員会なので、どうしようかなと思ったんですが、皆さんがいろいろ質問されるのでちょっと私の確認で、30ページのコロナ対策電子通貨地域ポイント付与、これは1人5,000円ということで、各世帯に送りますよということですが、世帯人数ほどの枚数が行くのかなと、例えば3人だったら3枚なのか、合わせて1枚をするのかっていうのを確認したいんですけど。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。世帯人員数をゆうパックの中に入れてお送りします。3人でございましたら3枚、1人であれば1枚というような形になります。

○議員(徳弘 美津子君) ちなみに有効期限と、あとは例えば給付金で、10万円の給付

金があったらいつまでの生存確認がどうなのかとか、細かいところですけども、そこあたりをいつ現在のもので配布されるのか確認をお願いします。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 生存等の確認につきましては、12月1日を基準日といたしまして、12月1日以降に仮に亡くなられても対象といたします。また、転出者につきましても対象といたします。

しかしながら、世帯全員転出した場合は、もう受け取られる方がおりませんので、そういう場合は対象から外すということで考えております。

また、12月1日以降に出生されました方は当然対象にいたしますし、12月1日以降に転入されてきた方につきましても、対象にしたいというふうに考えております。

すいません、有効期限につきましては、来年の2月28日23時59分で自動失効することで設定しております。

以上です。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(谷村 裕二君) 先ほど蓑原議員の質疑と重なるんですが、30ページのコロナ対策の電子地域通貨、それから一番下の経営持続支援事業資金4775万の減額、この件ですが、町とか県とかは持続化給付金、第2弾の持続化給付金とかの要望等をしているのかというのが一つと、もう一つは国の持続化給付金の該当者が多かったので減額ということなんですが、実際国の持続化給付金を何さきの幾らぐらい、川南町でもらっているのかということをお伺いしたいと思います。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 谷村議員の御質疑にお答えをいたします。

持続化給付金の受給件数につきましては、町のほうで経由いたしませんので、把握しておりません。町で把握をしておりますセーフティーネットのほうは、町が認定するようになっておりますので把握しておりますが、持続化給付金については把握しておらないのが現状でございます。

以上です。

○議員(谷村 裕二君) すいません、要望等があれしているかどうかというのは。

○町長(日高 昭彦君) 要望については町村会通じて、市町村会も通じて、町長、私のほうからしているという形になっています。しております。

○議員(谷村 裕二君) この電子通貨を配布するというのは、悪いことではないと思うし、消費の活性化にプラスになると思うんですが、先ほど、蓑原議員のおっしゃったように、ピンポイントでできる支援策も必要ではないかと思えます。

とにかく金と時間があれば、そのお店に行くのかと、金と時間があってもその店には行かんというところに支援をする、今まで善良な納税者にこういうときに支援をする。金があっても行かん、行けないというところに、売上げが悪けりゃ支援をすると、そういうピンポイントの支援策が一番必要じゃないかと、私は思っています。

それと今、持続化給付金が分からないという回答だったんですが、これ手作業でも調べるべきじゃないかと思うんです。ちょっとおかしいんじゃないかと思うんです、私は。

持続化給付金は町内の事業者の方からどれだけもらったのかと、それぐらいは手作業で調べて、こういう給付状況だなというのは、国がやっていることじゃ、これ分からないんじゃない、やっぱりこういう状況の中では済まないと思うんです。

現場に行って、現場に徹底したリサーチを行って、この12月、1月の難局を乗り越えるべきじゃないかと思います。

質問は以上です。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 持続化給付金以外の状況につきましても、アンケートを実施するなり、また直接、店舗のほうに出向きまして生の声を収集する努力を行いたいと考えております。

以上です。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第72号令和2年度川南町一般会計補正予算ですが、28ページをお願いします。

6款1項6目の畜産事業費のバイオマス産業都市検討委員会報償費ですが、バイオマスって一言でいうも幅広いのが、エネルギーとなるものは何を検討するのか、この委員会の設置条例はいつの議会で制定されたのか伺います。

34ページになりますが、一番下段の9款消防費4目の災害対策費、手前みそになりますが、通浜地区避難路整備工事で4,800万計上されとるわけですが、本当に必要なもんかなと思おとるわけです、私は。

自分の力不足もあるかもしれんですけど、今、避難訓練をずっと毎年実施しとるわけですが、それについては、担当課の皆さんにはお世話になつとるわけですが、参加率10%そこそこで、必要なと思うわけですが、これだと、最初から逃げる気がねえっちゃかいよ、行方不明になってんすぐ分かるごつよライフジャケットか、もしくは自分の体を柱んきびっていく、遠いところ流されんような道具ぐらいを配布したほうが、ええっちゃねえかしらんと思つとんどけんどよ、自分の努力が足らんとを棚に上げて、こういうこと言うは何じゃけんど、費用対効果の面でですね、ちつと与えるばっかじゃいかんと思うとですとよ、ちつと意識の持ち方を変えるために、どういう予算を組んでどういう仕事をするかちゅうことをちつと考えてもらいたいと思うわけですが、当然自分は審査委員になつとるわけですが、どうもこの費用対効果を疑問に思つとるわけです。そこ辺どう考えますか。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、バイオマスの町内の種類でございますが、畜ふん、木質、それから食物残渣、下水道汚泥等がございます。

で、これらの有効活用につきまして、現在、バイオマス産業都市検討委員会を設立いたし

まして、第1回目の協議は終わりましたが、1月に2回目、3月に3回目を行いまして、報告書をまとめる考えでございます。

それで、条例の設置はいつだったのかということでございますが、今回の検討委員会につきましては、条例の設置機関ではございませんで、規約で設置をしたものでございますので、予算のほうも費用弁償ではなく、報償費で計上させていただいておるところでございます。

以上です。

○まちづくり課長(山本 博君) 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

この通浜地区の避難路整備工事についてであります。現在、避難訓練を3か所設置をしまして避難訓練をしております。南はえびす橋、あとは中央部の今度整備しようとする場所、それと北側は坂の上地区に抜ける場所ということで、一応この3か所を設定して、毎年、避難訓練をしているところであります。参加者も200人前後の参加者であります。議員の言われますこの費用対効果といいますのが、やはりなかなか難しい部分があります。南海トラフ地震もここ30年以内には来るのではないかとという専門家の御意見もあります。これが来年なのか、再来年なのか、10年後なのかというのが、これは分からないところでありますので、一概にこの費用対効果というところが難しい部分があります。

ただ、この中央部というものが逃げる場所が、入り口が大変狭く、議員も御存じと思いますが大変狭い場所です。そこに中心部の方々が一斉に集合というか、一遍にそこに重なりますと、逃げ遅れる方も出てくるというふうに考えております。

その入り口付近を広くして、通山地区まで逃げれるような、そういうふうな避難路を整備をすることで、住民の方も安心して暮らせるんじゃないかなというふうに考えていることから、今回、この工事に至ったわけです。

議員が言われます参加者が少ないんじゃないかなというのはありますが、これは一番やはり通浜住民の方が当事者意識を持って、本当に来るかもしれないということで、これを毎回毎回訓練することでその意識を植え付けるというか、認識を高めてもらうというのが必要じゃないかなと思いますので、地道ではありますが、これはもう継続して訓練を行いながら、自分たちで逃げる場所をどうしたらいいとか、そういったものを自分たちで考えることも必要じゃないかなというふうに考えておりますので、今後もそういった訓練等もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) この条例を制定したらんちゅこっちゃが、条例制定せんで、報償費を払う根拠はねえと思うっちゃけん、3回、4回も開いとじゃが、そのときには報償費なしじゃったとですか。

それから、今、避難路整備の件ですけどよ、やっぱり実績等を判断をして、伊倉やら黒鯛、松原あたりのほうが参加率がええわけですから、まず、そういうのは実績等も考慮して、そういうなんを施設整備しちゃったほうが、ちった意識が変わっとやねえかなと思うわけです。

もう無駄だと思うですね。どぶ、うっするぐらいがあればいいけどよ、いつも協力してくださる消防団じゃら警察の方、また担当課によ、気の毒なしてたまらんちゃんけどよ、そういう思いをするぐらいじゃったら、もうこういうことをしてもらわんほうがよ、あっさりしとっていいと思います。

そのバイオマスじゃけんどん、ほとんど燃やすような計画になつとるようですが、そういう火力発電みたいな感じになるわけですか。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) バイオマス検討委員会のほうは第1回を開いたんですが、まだ概要の説明だけで、具体的にどのような方向になるのかというのは、まだ決まっておられません。

今現在、町内のバイオマスの賦存量を調査しておる段階でございまして、3月までには報告書をまとめまして、早ければ4月の議員勉強会で議員の皆様方に報告したいというふうに考えております。

以上です。

○まちづくり課長(山本 博君) 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

毎年、避難訓練を行っておりますが、やはり議員が懸念しますように、参加者が少ないとあったことがあります。やはりこの人数を増やしていくことが大変重要だと思っておりますので、振興班長さんなり、近隣住民の方の声がけというのが非常に大事じゃないかなというふうに思っております。

で、やはり今回整備を上げておりますが、やはりこの中央部が一番課題でありました。南側の恵比寿橋方面と北側の方面とこの中央を整備することによって、3か所逃げれるところが確立されますので、本当に通浜の住民の方は、何かあったら、この3か所のところに逃げると意識が芽生えてくると思いますので、そういったことから、今後は避難訓練の参加者が増えていくことを期待しております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) その産業推進課長の答弁によると、まだ分からんちゅうようなことではありますけども、間違うて例の畜ふんでちゅうような何じゃたら、畜ふん発電機ちゅうと。そもそもこの畜ふん発電システム建設設置検討委員会ちゅうとがありまして、AWA発電ですけど、これは副町長も知つとるおりでありますけど、これは採算が取れん、川南の場合は堆肥処理がええちゅうことで、堆肥処理に変わったわけですが、そして、1億円もの和解金を払うた経緯もあって悔しい思いをしたこともあるわけですよ。そういう経験もあることありますので、まだ脱炭素社会ちいうようなこつもあるので、この火力発電の場合は、やっぱり今の売電価格も下落しとって、九州管内じゃ電気が余つとるような状況であるのですから、これはあんまり深入りせんほうがええがなちゅうのが思うとるわけですが。

で、この避難の何は、もう自分で言うともなんですけど、自分でも津波のなんは、遠浅でリアス式じゃねえかい、津波は来んちゅう勝手な判断を浜の人はしとるわけですかよ、そも

そも逃げる意識がないじゃないですか、課長。大体、避難訓練しようとして……

○議長(河野 浩一君) 児玉議員、ちょっと言いたいことをもうちょっと簡潔に言ってください。あっち言ったり、こっち言ったりしたら、もうわけわからなくなるんです。聞きたいことをもっと。

○議員(児玉 助壽君) だからね、避難訓練をしとつとでん、横で仕事をしとるような状況の人たちがよ、そげなもん作ったって、これは無駄じゃち思うとつとですよ。まあ意識は変わらんと思いますが。死なんと分からんと思うっちゃけど、死んでからは遅いわけですからよ、もうちととそれと違うやり方も、避難路施設を整備してもええけど、もうちとと変わった方法はねえかなちゆのは思うとつとですけどよ、意識を高めるためにね。まあ、それがあつたら自分もしとっちゃけど、それがねえとが残念なこつですわ。

○議長(河野 浩一君) 今の質問に対して返答をお願いします。もういいとや。先ほど返答はありましたよね。だから、今の児玉議員に対しての返答は了解してもらいます。

次に、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は各所管事項別にそれぞれの常任委員会に付託します。

日程第9「議案第73号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10「議案第74号令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11「議案第75号令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) いろいろなんじゃないけど、この決算認定でこの事業で不用額がよらしい出とったわけですが、本来は今の土地改良事業もこういうなんでやると、町の出し前になってええちゃろうけんどん、譲与金が出とって、その管理の方法を議論をしたところでもありますけど、まだその不用額が出らんように管理をせんようにですね、使用料のなんをもう一回洗い直して、使用料を徴収するようなことはでけんのですか。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

決算のときに不用額が出ていたので、使用料の見直しができないのかということですが、今回、畜産用水の利用については暫定で水利権を取得しております。そのときに、こういう仕組みでやりますということで許可を取っておりますので、この暫定の使用期間に使用料見直しというのは、なかなか難しいところではあります。

ただ、予算の執行に関してましては、再度、御指摘を精査して、改善ができるようなあれがあれば、改善もしていきたいと思っております。

以上です。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第12「議案第76号令和2年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員

会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は文教産業常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午前10時54分閉会

令和2年第10回(12月)川南町議会定例会会議録

令和2年12月10日 (木曜日)

本日の会議に付した事件

令和2年12月10日 午前9時00分開議

日程第1 議案第77号 令和2年度川南町一般会計補正予算(第8号)

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	岩切 拓也 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	大塚 祥一 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長(河野 浩一君) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

ただ今、総務課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○総務課長(新倉 好雄君) 先日の議案第66号、議案質疑の中で、川上議員より御質問のありました、新型コロナウイルス感染症の軽症者の軽感染症者のための県が借り上げた宿泊施設の収容可能人数につきまして御報告いたします。一つ目のひまわり荘が50名、二つ目の宮崎ライオンズホテルが100名であります。以上報告いたします。

○議長(河野 浩一君) 日程第1、議案第77号川南町一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) おはようございます。追加提案を受けていただいてありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、議案第77号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第77号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,437千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12,734,687千円とするものでございます。

それでは第1表の歳入から御説明いたします。繰入金は、8,437千円の増額で、財政調整基金繰入金の増額であります。

次に歳出について御説明いたします。農林水産業費は、8,437千円の増額で、現在県内で5例の発生が確認され全国的にも流行が懸念されている高病原性鳥インフルエンザに対する防疫対応のための予算として、防疫資材及び消毒ポイント作業等に必要な経費を計上致しました。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(河野 浩一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員(米田 正直君) 10ページの重機賃借料とありますが、12万円ですね、これについてはどういった重機を賃借されるのかお伺いしたいと思います。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 米田議員の御質疑にお答えをいたします。重機につきましては、石灰のですね、配布を予定しておりますが、パレットに積んでおきまして、こちらを運ぶためのフォークリフトのリース料でございます。以上です。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) まあ、近年はこの専決処分を乱発しとるわけですがよ、この緊急性のあるもの、専決処分発出すとなええけんどん、あのやり方どかおかしいごちゃんの。して、これをみっと、国のコロナ対策とおんなじで町もやり方も後手後手をふんどるごちゃるがよ、この、消毒液とか、そんな作業にかかる予算のようでありますけど、町の北の方はどういう状況になつとるか分からんけど、町の南の方のよ、消毒ポイントとよ、作業のなんは、今もしおるけんどん、そういう防疫に、まあなんですか、役ん立つよなポイントとかあの、作業しとつとですか、担当課は確認しとつとですか。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。現在、都農町のですね、鳥フルの発生を受けまして、川南町では山本小学校近辺のですね、消毒ポイントで消毒作業を行っております。定期的にですね、担当者が巡回をしまして、消毒状況をですね、確認しておるところでございます。実際の作業におきましては、県の職員がですね、消毒状況のスタンプをですね、押すようになっております。また消毒につきましては、派遣会社の方がですね、慣れておられまして、きちんとですね、消毒を行っております。以上です。

○議員(児玉 助壽君) 県の職員、県がしよるわけですか。やっぱ町が、町がですね、やっぱそん、地域の、状況を知った町が、あの、すつとなええけんどんですね、木城と川南ん町境、消毒しよるがよ、車はまあ、一日1台か2台しか通らんよ、遠藤養豚場んとこん、農免道路、あそこの下ん、たむろして、車座にたむろしとつとですね、私あの、あそこで産業道路あの、工事しよるもんじゃかい、そこん待つとがめんどくせもんじゃかい、あの道路通っていたらですね、なんでこんげなところで消毒しよつとやろかいちおもちよ、車も通らんとん。でもう一か所多賀小学校南の方の、今んあの、金鶏養鶏場がある道路で消毒すつとなええけんどん、その南べた、今んなんですか、あまり部落の名前知らんちゃけん、今宗麟原供養塔向け行く道路あつとすがね、あそこの奥ばつたところにもあつたがよ、あつとこんふたとこん道路は地元ん道ん詳しい人ぐらいしか通らんとんよ、ほんとに効果があつとかなちおまうとですよ。して、今、あの、通浜向け行くあの、10号線かいなんする、家床ん県道んとこんあたつても消毒しとらんしよ、今朝ん新聞にも見とつたが、都農でもまた野鳥が鳥インフルエンザになって確認されとつたちいいよつたがよ、ほつてまあ野鳥が飛んでいくとより車で運ぶとのが多えちゃねかしらんちおもとつとですよ。あの、昨日帰り、あの高森交差点のどこ通つたらあの、何とか養鶏場ちゆうその、食肉運搬する車と思ひますけどよ、あれが2台、ずっと井手ノ上ん方上がつていったわけですが、まああら坂の上から美国が池行けば、香川養鶏やなんや、あつとんよ、ほつてあの道路にも消毒ポイントはねえし、あの金鶏のどこにもないしですね、鳥もおらんどこ消毒して何になつちやろかいちおまうつちやけんどんよ、また町がやっぱ主体的にせんなあ、ひととこん感染したら爆発的に感染が拡大

しますよ。そっじゃねしてん今経済が冷えきととんとんよ、川南で鳥インフルやなんや出たらですね、もう風評被害やなんやでかい商店街やなんや一発でつぶるっちゃが、ちっと危機感をもってよ、そん、消毒のなんを充実させな大変なこつんなってやねえですか。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 児玉議員の御質疑に再度お答えいたします。町が主体的になって消毒を実施するべきではないかという御意見でございました。現在はですね、都農町で発生したことを受けまして、川南町の方に消毒ポイントを一つ設けておりますが、これがあの、役割分担と言いますか、それであの、県の方がですね、主体的にやるというふうなルールになっておりますので、山本小学校付近の消毒ポイントの設置要請を受けて設置をしてですね、県の配下の下、やっておるところでございます。これが仮にですね、町内で発生しましたら、周辺農場で関係車両等の往来の多いところでですね、適切に消毒ポイントを設けて町が主体となってですね、県と連携を図りながら消毒を行っていくという考えでございます。であの、先ほど申された坂の上からこう、井手ノ上から坂の上をこう通る車両につきましては、消毒ポイントをですね、通過するように義務付けられておりますので、都農のポイント、若しくは山本のポイントをですね、通過してからくみあいチキンフーズの方にですね、行っておるといふふうに判断します。以上です。

○議員(児玉 助壽君) あの、10年前ん口蹄疫でまあ、口蹄疫んなんが、蔓延したときの教訓がひとつも活かされとらんとまうっちゃけんどん、まあ家保に任せとったら蔓延、ちょっと拡大蔓延してきて、その後町がああ、しょねいれち、まああっちこっち、消毒ポイント設けてしたけんどんもうそのときな手遅れじゃなかったですか、やっぱあ、その、町が一番把握しとるわけですからよ、その養鶏場がどこで、どの道を一番そういうその、関係車両が通るかはよ、やっぱそういうポイントポイントを知っとる町が主体的になって防疫をしていかな、今ん状態じゃあ、川南に入ってくってやねえどかいてよ、2、3日前の木城の温泉にいたときおもたってやけんどんよ、まあそういうことやちっと、緊張感をもってあ、取り組んでくださいよ。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 児玉議員の御質疑に再度お答えいたします。当然ですね、都農の発生以降ですね、緊張感をもってですね、対応しておるといふふうに考えております。それであの、一番ですね、効果がありますのが石灰の配布ということで、10月の21日にですね、1農場当たり10袋配布をしたところでございますが、来週の16日にですね、1,400袋配布をすることにしておりまして、議員が先ほど申されましたとおり野鳥ではなくて人、車がですね、持ち込むのではないかとございまして。当然あの野鳥のですね、糞等からウイルスが発見されておりますが、何らかの媒体を介しましてですね、人、車が運ぶという可能性が高いので、まずは石灰をですね、徹底的に配布してウイルスを封じ込めたいと考えております。以上です。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) この財政調整基金から使うと言われていますが、財政調整基金の残高はいくらでしょうか。

○議長(河野 浩一君) しばらく休憩します。

午前9時15分休憩

午前9時15分再開

○議長(河野 浩一君) 再開します。

○総務課長(新倉 好雄君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。現在12月補正予算要求時点での財政調整基金の残高は、7億6032万9千円でございます。以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) さっきの説明では、消毒ポイント作業なんかに川南町が担当しているところで雇った人の作業費っていうのをこのお金で使うんでしょうか。

○総務課長(新倉 好雄君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。今回補正予算で予算要求をしている職員手当につきましては、町職員の時間外勤務に関する手当でございます。以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) 時間外勤務手当っていうのは、職員っていうのは分かるんですけど、その下の消毒ポイント作業及び警備等委託料っていうのがありますよね。そこはその費用っていうのは、そこで働く人たちの委託料でしょうか。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 内藤議員の御質疑にお答えをいたします。派遣会社の方にですね、支払う費用でございます。

○議員(谷村 裕二君) この緊急対策事業の想定期間とそれから先ほど児玉議員もおっしゃいましたが、この消毒ポイント、県主導で消毒ポイント設置してるという風に今聞きました。その町内、その鳥関係、養鶏場含めて40さきほどあると聞いておりますが、そこで町独自で新たなポイントとか町独自でいろいろ勘案して、ポイントの設定計画等を行ったかをなのかを伺います。

○産業推進課長(橋口 幹夫君) 谷村議員の御質疑にお答えをいたします。さきほど県主導という風に申しましたが、現在のもので、消毒ポイントはもう前々からですね、例えば山手の方で発生した場合の消毒ポイントの候補ということで、前々から選定をしておりました。同様にですね、町内の養鶏場の配置はですね、航空写真の方で管理をしております。発生しましたら、3km圏内、10km圏内というですね、制限区域が設けられますので、その都度ですね、消毒ポイントというのは、町の方で考えておるところでございます。県の方からですね、設置の要請が山本の消毒ポイントにありましたので、あちらの方にですね、設置をしたということでございます。それであの、繰り返しになりますが、町内で、仮に発生した場

合は、町独自で、主体的に、養鶏場等の搬入経路とかを考えまして、独自ポイントを設置するというので今回の追加の補正予算では、町内で発生したということを見込んで2か所ですね、2か所分の経費をです、計上しておるところでございます。以上です。すみません、期間につきましてはです、埋却処分が終わりまして、法定で21日間という風に定められております。以上です。

○議長(河野 浩一君) 他に質疑はありませんか。

○議員(中村 昭人君) ただいまの令和2年度川南町一般会計補正予算(第8号)についてですが、財政調整基金からの繰り入れということなんですが、これは県の要請でその消毒ポイント設置したりするということなんですけど、これはのちのち例えば県からの補助なり、補填されるのかどうかというのをちょっと確認したいのですが。

○総務課長(新倉 好雄君) 中村議員の御質問にお答えいたします。現段階では、予算上の措置は、しておりませんが、年明けに今回の防疫関係に関する経費についての特別交付税の対象にはなるといふ風には考えております。以上でございます。

○議員(中村 昭人君) 対象になるかもしれないということで、それを待って防疫の対処はできないわけですね。今後、例えば町内で出たときというのも、こういった繰入金から繰入れをして、都度、予算に上がっていくというような考えでよろしいのでしょうか。

○総務課長(新倉 好雄君) 中村議員の御質問にお答えいたします。予算編成上は、そういった形で財政調整基金等を活用して、計上したあとに、そういった構成措置、該当するものについては、予算の組替え等をやっていく方法で予算編成をしていくところでございます。以上でございます。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

お諮りします。

ただ今、議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、本議案は、文教産業常任委員会に付託します。以上で、本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午前9時23分散会

令和2年第10回(12月)川南町議会定例会会議録

令和2年12月14日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

令和2年12月14日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第65号 川南町課設置条例の一部改正について
- 日程第2 議案第66号 川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第67号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第68号 川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第69号 川南町介護保険条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正について
- 日程第6 議案第70号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第7 議案第71号 町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の受託について
- 日程第8 議案第72号 令和2年度川南町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第9 議案第73号 令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第74号 令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第75号 令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第76号 令和2年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第77号 令和2年度川南町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第14 議員派遣の件について
- 日程第15 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	岩切 拓也 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	大塚 祥一 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開議

○議長(河野 浩一君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分休憩

午前10時00分再開

○議長(河野 浩一君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1、議案第65号川南町課設置条例の一部改正について、日程第2、議案第66号川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、日程第3、議案第67号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第4、議案第68号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第69号川南町介護保険条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正について、日程第6、議案第70号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、日程第7、議案第71号町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の受託について、以上、7議案を一括議題とします。

本、7議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(内藤 逸子君) 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

議案第65号川南町課設置条例の一部改正について、議案第66号川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、議案第67号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第68号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、議案第69号川南町介護保険条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正について、議案第70号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についての6議案は、出席議員の全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案ごとに報告します。

議案第65号川南町課設置条例の一部改正については、新たに財政課が設置されるものです。令和3年4月より実施されます。討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと

決定しました。

議案第 66 号川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、今回の新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊施設での業務に対するものです。感染した場合の補償はしっかりするようにとの意見がありました。討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 67 号川南町国民健康保険税条例の一部改正は、軽減判定において不利益が生じないようにするための改正です。討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 68 号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、法律の条項が繰り下がったためのものです。討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 69 号の川南町介護保険条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴うもので、議会の議決が求められているものです。討論はなく全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 70 号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、新たに一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団を加えるものです。討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務厚生常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長(河野 浩一君) 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます

○文教産業常任委員長(徳弘 美津子君) 文教産業常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告いたします。

議案第 71 号町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務受託について、農地課の説明を受けました。国営尾鈴地区の基幹水利施設管理事業の事務を川南町が高鍋町と都農町から委託を受けるものです。委員会では開栓率を上げる具体的な取組がされているかでは、利用しやすいように給水栓に小口の蛇口をつけたりなど農家に話をしていくとの説明でした。全員賛成で可決です。

以上、御報告終わります。

○議長(河野 浩一君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) その、今、議案第 71 号町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の受託についてであります。この、本来この事業はですね、尾鈴地区土地改良事業が行うものであって、それを町に委託しとるわけですが、当然、そうした場合は尾鈴土地改良区はですね、これ、高鍋、都農町に貸したような受託費か、それを費用を払わんなら

んはずですが、この、委員長の報告では、尾鈴土地改良区の負担分が入っとらんですが、あの、尾鈴土地改良区は、町にこれを委託しとらんのですか。

○文教産業常任委員長(徳弘 美津子君) 今回、この議案については、高鍋町と都農町から事務の委託を受けるという議案ですので、尾鈴土地改良のことについては、特に委員会の中では、出ておりません。

○議員(児玉 助壽君) 尾鈴土地改良区が国から委託されて、実施する事業であります、それを町に委託しとるわけじゃかい、その事務負担金を払うとが筋じゃないですか。

○文教産業常任委員長(徳弘 美津子君) 再三繰り返します。先ほどの委員長意見のとおりでございます。

○議員(児玉 助壽君) さきの議会でこん案件があつて、いろいろ質問したら、町が営むけんどん町営事業じゃねえち委員長は報告しましたがよ、私が町が営めば町営じゃろがて言たけんどん頑なに否定しましたが今見たら町営になつとるわけですが、まあそういう委員長の報告をよ、信用していか分からんけんどん、町が全部この事業はですね、本来、尾鈴土地改良区が実施せんならん事業、町が公費を持って、肩代わりしとるわけですよ、そういう認識はないとですか。

○文教産業常任委員長(徳弘 美津子君) 再三繰り返しますが、今回の議案については、先ほどの委員長意見ですので、以上です。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第65号川南町課設置条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第65号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第65号川南町課設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決

されました。

議案第 66 号川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 66 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 66 号川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 67 号川南町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 67 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 67 号川南町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 68 号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 68 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 68 号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 69 号川南町介護保険条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 69 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 69 号川南町介護保険条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 70 号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 70 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 70 号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 71 号町営基幹水利施設管理事業（国営尾鈴地区）の事務の受託について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 議案第71号町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の受託に関する規約案について原案に反対の立場で討論をいたします。先ほどの委員長報告ではですね、全員賛成で可決とありますが、この委員会の委員の中に受益者、即ち、利害関係者が含まれておるので、本来なら賛否の場合は除外しなければならないわけですが、そういうことも全員賛成ということではありますがそれらもなされず採決されたものでありますが、それとは、別にその理由であります、本来、原案の施設管理運営事業は尾鈴地区土地改良区が行うものであり、かかる諸経費は受益者が得る果実で賄うことを土地改良法で定め受益者に応分の負担を課しています。しかし、原案ではそれを排除し、その負担分を町がコロナ禍で逼迫する財政状況の中で公費で負担し、開栓率、即ち利用率20%と費用対効果の低い尾鈴土地改良区受益者に特段の利益供与するという著しく公益性に欠けた、町の将来の財政に悪影響を与えるものとなっています。施設を安定的に運営し、利用率を向上させるための農業政策としてこうした補助財政支援も必要と思いますが、それも費用対効果があつての公費の支出であります。従って受益者の果実に見合った応分の負担を課し、町の財政支出を抑制するような条文を付け加え修正するよう強く求めて原案に反対するものであります。皆様の賛同を求めて討論を終わります。

○議長(河野 浩一君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

○議員(児玉 助壽君) 道義としてですね、利害関係者の除外を求めます。

○議長(河野 浩一君) 利害関係者の除外ということは、誰のこっちゃろか。この中に受益者がおるんですかね。受益者というたら、誰になるんですか。土地改良に土地を持つ人ですか。そんなら私も土地は持つとるけど。私もおらん方がいいってすか。私も受益者だと思ふんですけど。

まあそういうことは、せんでもいいんじゃないですか。

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時36分 再開

○議長(河野 浩一君) 先ほど話題になりました除斥とはということで、ちょっと調べてもらいましたが、利害関係が直接であることが重要であってその利害が間接である場合には、該当しないということです、全員でまた採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第71号町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の受託については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第72号令和2年度川南町一般会計補正予算(第7号)、日程第9、議案第73号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、日程第10、議案第74号令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第11、議案第75号令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)、日程第12、議案第76号令和2年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)、日程第13、議案第77号令和2年度川南町一般会計補正予算(第8号)、以上、6議案を一括議題とします。

本、6議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(内藤 逸子君) 報告いたします。

議案第72号令和2年度川南町一般会計補正予算第7号については、歳入歳出予算の総額に1億4,352万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ127億2,625万円とするものです。総務厚生常任委員会では、一般企画事業土地購入費2,186万円について、中心部における価値ある環境づくりを行うためとの説明です。企画費手数料56万7,000円は、ふるさと総合文化公園南側の土地購入のための土地評価鑑定を行うものです。現地調査を行いました。このことで賛成、反対と意見が分かれました。また、通浜の避難路整備についても防災訓練をするたびに参加者が減り、避難路整備と避難訓練の必要性を通浜住民に訴えてほしいとの意見がありました。採決の結果、賛成多数で可決しました。

議案第73号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号については、歳入歳出の総額に、それぞれ2,624万4,000円を追加し、予算の総額を23億7,845万8,000円とするものです。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第74号令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算第2号については、歳入歳出の総額にそれぞれ443万8,000円を追加し、予算の総額を18億1,227万8,000円とするものです。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長(河野 浩一君) 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長(徳弘 美津子君) 議案第72号令和2年度川南町一般会計補正予算第7号です。各担当課の説明を受けました。農林水産業費の鳥獣被害防止対策推進事業補助金136万円の増額は、今年度から国有林での捕獲が許可されたことにより増加したものです。国内の農業被害額は平成22年度239億円から平成30年度では158億円と減少しているとのことです。商工費のコロナ対策電子地域通貨ポイント付与報償費7,600万円では町民1人5,000円の地域通貨カードをゆうパックを使い7,100世帯に配送するもので、議決を受けて年内から配送作業を行い、1月上旬には郵送が完了予定とのことです。有効期限は令和3年2月28日までですが、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、繰越ができないことからこの期限になるとのことでした。マイナポイントのカードと区別して黄色のカードとなります。委員会では印刷、配送作業の委託先は町内業者でできないかとの質問があり、ふるさと納税や税の納付を手掛けているセンコーと宮崎南印刷に見積をとっているとの説明でした。利用期限が2月末ということでカードを年内から発送する必要性と、そのノウハウと合わせ、プライバシーマーク取得している事業者として適切であるとの説明でした。この予算は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、経営支援事業支援金等の減額を活用し地域経済活性化を図るものです。経営支援事業支援金の4,775万円の減額は、売上減少20%から50%未満の事業所支援が見込みより大幅に少ないことにより6事業所分975万円分を残し4,750万円減額するものです。委員会の意見では、キャッシュレスになじまない高齢者に配慮した方策を考えてほしい、地域通貨カード加入事業所もさらに増やしていくべきとの意見がありました。土木費の運動公園再整備事業1,000万円の減額については、野球場の老朽化した箇所を整備する予算でしたが、新型コロナで国体開催が不透明なことにより発注を見合わせており、今回減額をし令和3年度当初予算で再度計上する予定です。全員賛成で可決です。

議案第75号令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算第1号です。ダム用水使用が増え、137万5,000円増額するもので、令和元年度決算では144万2,264円となっていました。当初約200万円を計上しておりましたが、大幅に利用が増え今回補正するものです。畜産農家の使用料金は1m³50円となり土地改良区に1m³43円を支払うものです。利用農家は23件です。全員賛成で可決です。

議案第76号令和2年度川南町水道事業会計補正予算第2号です。今回の補正は、期末手当の減額によるものです。全員賛成で可決です。

議案第77号令和2年度川南町一般会計補正予算第8号です。産業推進課の説明を受けました。鳥インフルエンザ対策の予算となります。今後川南町内で鳥インフルエンザが発生した場合、町独自ポイントを2か所設置した場合も想定して計上されています。期間は21日

間としています。消毒ポイントでは、鶏舎乗入れに関係する全ての車両並びに希望する車両となっています。全員賛成で可決です。

以上、御報告を終わります。

○議長(河野 浩一君) 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 先ほど、全協でいろいろ聞いたけど、要領得んかったもんじゃかい伺いますが、このバイオマス産業都市検討委員会報償費 27,000 円ちゅうなんがあるがですね、この報償費を公費で支払う根拠は何ですか。

○文教産業常任委員長(徳弘 美津子君) 報償費の根拠というものでは、特に意見というのは出なくて、この委員会が議会の議決内でしていることに対して、質疑の方もありましたので、この委員会がどういうものっていうか、公正なものであるかは、まあ関係団体、バイオマス利活用の事業者であるとか、推進に関する関係団体、あと行政になりますが、この中のメンバーで3名に対して、畜産農家ですね、豚とか牛とかの農家の3名の方に対して、他の方については、行政から出ているということなので、その3名の方に対して、報償費を払うというので、説明を受けております。根拠の方は特にはい。

○議員(児玉 助壽君) 口じゃねえしてよ、根拠となるもんが、あつどがね、条例とか、担当課長は、規約があるかい、その報償費を支払うようなんがよ。規約を見てんでですね、この報償費を支払うちゅう、支払わなければならぬその、条文がねえわけじゃがよ、その議会が条例設置しとらんして、報償費を支払うちような根拠となる条例も規約もねえとんよ、報償費支払うちなったらよ、不適切な支出になつとまうけんどんよ、この規約を読むとこの委員会の会計において、県からの補助金をもってその歳入として、その他諸支出をもって、歳出とし、町に委任するちゅうもんじゃがよ、この誰が町に委任すつとかしらんけんどんよ、当然委任すれば、委任契約や何やらを結ばんならんとやけんどんよ、そういうとも、しとらんような委員会によ、公費を支出することはでけんと思ふちゃけんどん。できますか。

○文教産業常任委員長(徳弘 美津子君) 委員会ではそのあたりにについては、特に触れられておりませんでした。誰か委員会の方で答えられる方。おんなじで良かったでしょうか。

以上です。

○議長(河野 浩一君) 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第72号令和2年度川南町一般会計補正予算(第7号)について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(川上 昇君) 私は、議案第72号令和2年度川南町一般会計補正予算(第7号)に対し、反対の立場で討論いたします。歳出2款1項6目、企画費の土地購入費の件であります。

議案質疑の最終的な応答では、川南町土地開発基金条例並びに公有地の拡大の推進に関する法律を適用して、町中心部の土地3,168㎡を9月23日に取得した。そして同法律第5条で、本人がこれは買取り届出者つまり土地の所有者と思われませんが、本人が買取りの届け出をしてから6週間で完結しなければならず、制度的に議会に諮る時間的余裕がなかった、とのことでした。

しかし、同法の第5条地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申し出、及び第6条土地の買取りの協議について定めた条文などに、6週間で完結しなければならない規定はありません。同法では、土地の所有者が買取りの申し出をして、3週間以内に買取りを協議するかしないか、何れかの通知を都道府県知事又は市長が出すことになっていて、協議する旨の通知を受けた際には協議に応じることとなっております。そしてその通知は1年を経過するまで有効であります。また、協議の結果、条件が折り合わず、協議が不成立に終わることも当然にある訳で協議を終える期限まで定めてはならず、町当局の質疑応答に重大な虚偽があったこととなります。

議会は、8月3日と5日に全員勉強会、8月6日臨時会、9月4日から23日まで定例会を開会しており、当該土地は議会最終日の9月23日に取得であれば、仮に町当局が言う6週間の完結が条件であったとしても、議会に対する説明や議案としての提案も、時間的には十分に行えたはずであります。

そもそも、川南町土地開発基金条例並びに公有地の拡大の推進に関する法律については、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的としており、明確な使用目的をもって議会で十分な議論を展開することが欠かせないことは言うまでもありません。さらには、11月から行政座談会で新中学校建設計画を説明中であり、町内に不本意な憶測が飛び交う事がないよう、議会に対し十分な説明と議論の場を積極的に提供し、ガラス張りで透明度の高い行政運営を図ることが最重要であります。

偽りの質疑応答で自らの独断専行を正当化し、対等の立場にある議会を欺こうとしたことは到底看過できるものではなく、議会軽視の業務執行と予算であり賛成する事はできません。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ反対討論といたします。

○議長(河野 浩一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(米田 正直君) 討論に入る前に、コロナ禍の上に隣町を始め、県内で発生した鳥インフルエンザの関係で町事務が多忙を極めている今日、町執行部を始め職員の皆様、関

係者の皆様に衷心より敬意を表します。また、発生農場の方には、お見舞いを申し上げます。

議案第72号令和2年度川南町一般会計補正予算(第7号)に対し、賛成の立場で討論いたします。本補正予算は、歳入歳出の予算の総額に1億4,352万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ127億2,625万円とするものであります。この補正予算の特徴的なものとして、2款総務費の一般企画事業土地購入費2,186万円が計上され、用地の先行取得として、土地開発基金にて取得されたものであります。この土地は、町の中央部にあり、好条件に位置するところを公共用地として取得したことは、川南町都市計画マスタープランを具体化していく上で良策であると理解いたします。民間不動産業者等が介入する前に取得することは、財政的にも有利であると考えます。

ただ残念なのは、地方自治法第96条第1項の議決事件に該当しないような取得の在り方についてであります。少しずつ購入していくのではなく、長期的、計画的な判断の下、公共用地として必要な面積を確保するような土地開発基金の使い方があるのではないかと考えます。また、今後中央部に中学校統廃合による新中学校建設予定地として視野にいれておられるとすれば、それなりの敷地面積が必要であることは、理解できます。が、建設予定地として決定するに当たっては、広く町民の声に耳を傾け、多くの賛同理解を得る必要があると思いますので、そのことを指摘しておきたいと思います。

次に7款商工費のコロナ対策電子地域通貨ポイント付与報償費7,600万円については、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のために各種自粛で町内の商工業の経営が疲弊している対策として、町民一人当たり5千円の電子通貨カードが配布されることは、年末年始を控えた町民にとっては有難い事業であり、商工業者にあつては、このコロナ禍の経営の足しになるのではないかと考えます。この事業は単なるばら撒き予算ではなく、町内経済活性化の一助になることを期待しております。

次に9款消防費の通浜地区避難路整備工事4,800万円は、津波時の避難路として通浜地区中央部に整備されるもので、南海トラフが懸念される中、地区住民の生命を守る上で重要なことであります。

以上主な3点を申し上げ、議案第72号令和2年度一般会計補正予算(第7号)は、適切であると評価し、賛成するものであります。

○議長(河野 浩一君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 議案第72号令和2年度川南町一般会計補正予算第7号について、反対の立場で討論いたします。その理由について申し述べますが、近年の本町の財政運営状況を見ますとコロナ禍の中で大型の箱もの建設事業が相次いでおり、財政調整基金を取り崩し、起債を積み増し、増加しており、町財政は逼迫し、厳しい財政運営状況にあります。この厳しいコロナ禍において予算編成については、将来的なことよりも当面の社会情勢を鑑み優先順位を決め予算編成をした上で提案するのがコロナ禍での財政運営の必須条件でありま

す。それにもかかわらず原案では将来の具体的な利用計画のない土地を先行取得する土地購入費や津波避難訓練実績10%そこそこで自分の命は自分で守るという基本的な防災意識の欠落した通浜地区の費用対効果が問われる避難路の拡幅整備工事費が含まれています。この道路は従来より避難路として利用されており、拡幅整備しても避難時間短縮しないことは地区住民は承知しており、整備要望もしていないなど双方ともに必要性、優先度、緊急度は低く、このコロナ禍の緊急時に必要な財源を確保するためにも両予算を凍結し、第三波が急速に感染拡大する現在、当面のコロナ感染症対策の経済対策及びPCR検査やワクチン接種等の医療対策費に充当すべきと思っています。また、原案には議会が議決、承認していない議会の権威を貶めるバイオマス産業都市検討委員会報償費等の不適切と思われる支出が含まれており、原案を認めることは議会自らが議会の調査権、議決権等権限を放棄するものであり、私的な委員会設置の乱立設置を招き報償費を公費負担することを容認するものとなっております。予算の提案については慎重に精査し、優先順位、費用対効果等見極め提案されるよう意見を付して原案に反対するもので、皆様の賛同を求めて討論を終わります。

○議長(河野 浩一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(中村 昭人君) 令和2年度川南町一般会計補正予算(第7号)について賛成の立場から討論させていただきます。先ず、先ほどから議論となっております土地購入費2,860万円についてであります。当局担当課の方からはですね、8月の勉強会において、今後のまちづくりについてということで、基本的な考え方を示しております。この中でいくとこの土地は都市計画区域の中にありまして、運動公園の再整備や都市下水の再整備、上下水道の再整備、立地適正化計画の策定とあと中学校の統合新設ということでの説明となっております。この議論となっております土地についてですが、この土地は先ほどもあったように町の中心に位置しておりまして、先の議会でも議決されました土地と隣接した部分がございます。その中において現状でいきますと雑木林としての未整備というような形になっておりまして、その中で空き家ということもございました。そこを段階的に取得していくということでありましたが、このことについても地主がそれぞれ3名ほどおられまして、ご高齢者であるということもあったようでございます。そのなかでにおいて地権者との話し合いのタイミングであったりということを考えますと一括購入ではなくて部分的な購入になったという風な理解をしております。そして、川南町土地開発基金条例なんです。公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地については、あらかじめ取得するという事で定められておることでの先行取得であるという事でございます。以上のことから、持続可能なまちづくりを今後進めていく中で、これからは立地適正化計画などの中でこの土地をいかに有効的に活用していくかということも具体的に議論となっておりますので、この中心地にする有効な土地をですね活用し、さらなる地域の発展に繋げるということについては、目的のない無駄な土地購入ではないという風に私は考えております。

次に、通浜地区避難路ということでもありましたが、この工事が4,800万円ということがあります。南海トラフ地震が今懸念されておる中で、一人でも死者を出さないと多くの方の生命、財産を守るという観点から避難路を整備するということは、私としては行政としてはしっかりとやるべきことだという風に考えております。先ほどからありますように、通浜地区の方の訓練の参加率が低いというようなこともあります。それは別なこととして、しっかりと整備をした中で、いかに避難訓練の参加者を上げていくかということは、執行部そして通浜地区においての地域住民の皆さま、そして自治防災組織におられる方の相互理解の中でしっかりと対応していただきたいという風に考えております。以上のようなこと賛成の立場としての討論とさせていただきます。多くの皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(河野 浩一君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時19分再開

○議長(河野 浩一君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第72号令和2年度川南町一般会計補正予算第7号について、反対の討論を行います。議案第72号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,352万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ127億2,625万円にするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものです。今回の補正予算の中に、ふるさと総合文化公園南側の土地購入のための土地評価鑑定手数料があります。これは中学校の建設に必要な土地に使う目的の土地の評価鑑定評価ですか。川南町の中学校をどこに建てるのか、町民に対する説明会はこれからです。説明責任を果たすこと。町民の合意がないまま進めるべきではありません。人口が減る、子どもの数が減ることが分かっているのですから、人口を増やす努力もすべきです。将来を見据えた学校施設のあり方を探る必要があります。校舎の老朽化をいわれますが、現在の中学校を少人数学級にして使える間は使うべきです。新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない今、学校でも新しい生活様式を確保してほしい、さまざまな心身の影響を受ける子どもたち一人ひとりに目が行き届き、みんなが健やかに豊かに学び合えるようにするために、そして安心安全な教育環境をつくるためにも少人数学級の実現を強く求めます。また、コロナ対策電子地域通貨ポイント付与ですが、住民基本台帳に登録している全町民に一人5,000円のポイントチャージの電子地域通貨カードを配布との説明ですが、私はマイナポイントと混同して理解していました。マイナポイントは川南町の全ての商

店で使えない、登録している商店でしか使えない、差別があります。わざわざ日曜日にまで
手続できますよと宣伝する必要があるのでしょうか。マイナンバーカードの普及に特別力を入
れる。国いいなりはやめていただきたい。印刷製本費についても町内業者に説明案内もせ
ず、町外業者に便宜を図っており、疑惑が残ります。なんでと思うのは私だけでしょうか。
安くて町歳出の節約になったのでしょうか。町内業者を育ててください。農業の振興、畜産
農家の再生でバイオマス産業都市検討委員会報償費の支出が計上されています。条例がない
が附則で支払うことができるとのことですが、バイオマス産業都市検討委員会は町長の諮問
機関的なのですか。この報償費の予算を通すことで決めることになるのでしょうか。疑問が
残ります。議案提案について、もう少し懇切丁寧な説明を求めます。以上、述べまして反対
討論といたします。

○議長(河野 浩一君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願
います。

〔起立同数〕

以上のとおり、採決の結果賛成反対が同数です。

従って、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。議
長は否決と採決します。

従って、議案第72号令和2年度川南町一般会計補正予算(第7号)については、否決さ
れました。

議案第73号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について討
論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第73号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第74号令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第74号令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第75号令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第75号令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第76号令和2年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第76号令和2年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第77号令和2年度川南町一般会計補正予算(第8号)については、否決をいたします。

日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますのですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第15、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、令和2年第10回川南町議会定例会を閉会します。

午前11時30分閉会
